

資料
60

正味財産増減額規模別法人数

所管官庁		正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国 所 管	6,077	1,351	1,877	703	1,016	743	387	593,734	98
都 道 府 県 所 管	16,638	1,614	5,624	3,649	3,535	1,696	520	8,753	1
合 計	22,597	2,946	7,445	4,347	4,536	2,422	901	601,198	27

(注) 共管重複分を除く実数。

所管官庁		正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	69	17	21	10	10	8	3	368	5
警 察 庁	44	10	13	3	5	7	6	3,490	79
金 融 庁	122	49	34	9	9	11	10	81,642	669
消 費 者 庁	12	3	1	1	5	2	0	13	1
総 務 省	273	75	82	25	30	28	33	57,762	212
法 務 省	128	11	52	28	30	7	0	-321	-3
外 務 省	193	39	67	35	29	17	6	2,668	14
財 務 省	695	28	358	129	151	24	5	-3,700	-5
文 部 科 学 省	1,728	375	496	199	278	243	137	402,776	233
厚 生 労 働 省	952	221	276	102	153	133	67	205,849	216
農 林 水 産 省	401	117	116	37	56	47	28	-124,591	-311
経 済 産 業 省	710	213	193	54	103	97	50	44,863	63
国 土 交 通 省	1,065	286	253	95	197	159	75	24,301	23
環 境 省	85	23	28	6	14	8	6	3,322	39
防 衛 省	21	2	8	1	5	3	2	759	36
国 合 計	6,077	1,351	1,877	703	1,016	743	387	593,734	98

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

所管官庁		正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	69	17	21	10	10	8	3	368	5
警 察 庁	44	10	13	3	5	7	6	3,490	79
金 融 庁	45	15	4	7	2	10	7	86,678	1,926
消 費 者 庁	12	3	1	1	5	2	0	13	1
総 務 省	207	64	49	17	22	25	30	58,735	284
法 務 省	128	11	52	28	30	7	0	-321	-3
外 務 省	193	39	67	35	29	17	6	2,668	14
財 務 省	44	12	14	6	4	4	4	-3,371	-77
文 部 科 学 省	1,728	375	496	199	278	243	137	402,776	233
厚 生 労 働 省	642	166	154	61	100	100	61	207,203	323
農 林 水 産 省	401	117	116	37	56	47	28	-124,591	-311
経 済 産 業 省	710	213	193	54	103	97	50	44,863	63
国 土 交 通 省	541	190	108	24	76	82	61	26,351	49
環 境 省	82	23	28	5	14	6	6	3,292	40
防 衛 省	21	2	8	1	5	3	2	759	36
本 省 庁 合 計	4,463	1,143	1,208	457	685	609	361	603,199	135

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

所管官庁		正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	77	34	30	2	7	1	3	-5,036	-65
総 務 省 支 部 局	66	11	33	8	8	3	3	-972	-15
財 務 省 支 部 局	651	16	344	123	147	20	1	-329	-1
厚 生 労 働 省 支 部 局	310	55	122	41	53	33	6	-1,354	-4
国 土 交 通 省 支 部 局	525	96	145	72	121	77	14	-2,050	-4
環 境 省 支 部 局	3	0	0	1	0	2	0	30	10
支 部 局 合 計	1,622	212	669	247	331	136	27	-9,715	-6

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産 増減 合計金額 (百万円)	正味財産 増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
北海道知事	626	73	230	122	125	63	13	-14,460	-23
青森県知事	225	16	90	41	48	16	14	5,109	23
岩手県知事	241	15	79	73	48	21	5	-1,135	-5
宮城県知事	243	27	86	56	47	23	4	-2,295	-9
秋田県知事	203	16	89	34	47	14	3	111	1
山形県知事	198	15	88	48	30	11	6	918	5
福島県知事	278	16	112	49	58	29	14	4,225	15
茨城県知事	293	34	89	72	62	25	11	-4,040	-14
栃木県知事	213	21	89	41	38	18	6	-484	-2
群馬県知事	268	26	98	47	60	30	7	2,178	8
埼玉県知事	369	27	109	58	110	51	14	5,812	16
千葉県知事	360	30	122	75	75	46	12	133	0
東京都知事	514	55	147	53	135	94	30	8,435	16
神奈川県知事	452	44	132	76	108	70	22	15,221	34
新潟県知事	329	34	110	60	85	29	11	-6,203	-19
富山県知事	192	14	71	42	44	17	4	-1,582	-8
石川県知事	250	17	98	68	42	20	5	-436	-2
福井県知事	219	24	79	56	36	21	3	-936	-4
山梨県知事	160	12	55	44	30	18	1	-136	-1
長野県知事	297	31	98	37	84	31	6	1,697	6
岐阜県知事	260	20	85	66	54	29	6	653	3
静岡県知事	324	38	119	49	63	42	13	1,827	6
愛知県知事	401	47	125	65	98	54	12	2,787	7
三重県知事	195	25	67	34	49	17	3	-3,007	-15
滋賀県知事	188	17	62	44	37	22	6	12,009	64
京都府知事	306	32	83	69	74	35	13	2,806	9
大阪府知事	626	80	190	129	140	70	17	7,071	11
兵庫県知事	362	47	92	63	103	39	18	-66,833	-185
奈良県知事	237	16	83	67	52	12	7	1,460	6
和歌山県知事	171	6	63	39	42	19	2	-973	-6
鳥取県知事	145	8	55	45	21	10	6	1,144	8
島根県知事	214	13	77	53	49	11	11	6,776	32
岡山県知事	348	35	100	92	69	35	17	7,414	21
広島県知事	336	36	121	77	61	35	6	-970	-3
山口県知事	285	21	106	67	54	29	8	-13,780	-48
徳島県知事	155	13	58	38	28	14	4	185	1
香川県知事	180	13	63	46	42	9	7	13,020	72
愛媛県知事	174	11	54	43	39	22	5	1,301	7
高知県知事	210	18	86	48	32	22	4	320	2
福岡県知事	440	51	127	86	103	48	25	4,541	10
佐賀県知事	155	11	49	42	36	17	0	-1,126	-7
長崎県知事	249	26	81	61	56	21	4	-3,948	-16
熊本県知事	191	20	75	30	43	16	7	-10	0
大分県知事	216	15	77	45	53	22	4	865	4
宮崎県知事	201	17	59	43	52	22	8	7,171	36
鹿児島県知事	225	22	74	51	52	17	9	1,901	8
沖縄県知事	190	17	56	35	47	26	9	3,454	18
知事合計	12,904	1,222	4,358	2,679	2,861	1,362	422	-1,808	0
北海道教委	119	14	43	26	21	14	1	-5,663	-48
青森県教委	97	3	38	20	28	5	3	1,440	15
岩手県教委	62	4	15	16	18	8	1	605	10
宮城県教委	68	8	24	16	16	4	0	-3,369	-50
秋田県教委	34	5	11	6	7	4	1	-4,379	-129
山形県教委	113	10	41	37	16	6	3	323	3
福島県教委	68	5	25	25	10	2	1	1,828	27
茨城県教委	40	6	11	8	8	6	1	346	9
栃木県教委	71	9	23	17	12	6	4	4	0
群馬県教委	46	7	19	11	7	2	0	-191	-4
埼玉県教委	48	10	9	8	7	12	2	333	7
千葉県教委	76	5	15	15	20	20	1	367	5
東京都教委	255	38	74	48	57	29	9	-1,588	-6
神奈川県教委	126	16	42	32	15	18	3	-3,841	-30
新潟県教委	77	12	27	12	18	4	4	1,425	19
富山県教委	55	1	16	22	10	5	1	179	3
石川県教委	68	5	21	29	7	6	0	-13	0
福井県教委	50	8	21	10	8	2	1	178	4
山梨県教委	47	4	12	12	13	5	1	0	0
長野県教委	131	14	58	24	19	13	3	-630	-5
岐阜県教委	75	10	26	16	10	10	3	885	12
静岡県教委	207	42	89	30	28	16	2	-8,751	-42
愛知県教委	100	15	37	15	15	12	6	-8,228	-82
三重県教委	72	6	25	26	7	5	3	8,515	118
滋賀県教委	64	5	21	18	6	11	3	2,830	44
京都府教委	186	18	65	43	44	14	2	1,194	6
大阪府教委	182	22	59	38	34	23	6	5,236	29
兵庫県教委	158	27	44	29	25	20	13	13,485	85
奈良県教委	40	6	16	7	5	4	2	44	1
和歌山県教委	91	0	0	91	0	0	0	0	0
鳥取県教委	36	3	14	8	10	1	0	-530	-15
島根県教委	57	6	22	13	10	2	4	742	13
岡山県教委	52	4	21	13	7	4	3	1,938	37
広島県教委	99	6	26	39	13	14	1	2,023	20
山口県教委	78	3	26	25	15	6	3	927	12
徳島県教委	27	5	12	3	4	3	0	-744	-28
香川県教委	60	2	30	12	7	8	1	58	1
愛媛県教委	74	9	25	21	12	7	0	-616	-8
高知県教委	73	1	23	19	25	5	0	-4,571	-63
福岡県教委	140	16	45	37	31	8	3	1,111	8
佐賀県教委	46	7	18	12	5	3	1	161	4
長崎県教委	41	5	17	9	7	0	3	486	12
熊本県教委	50	3	24	10	9	4	0	-119	-2
大分県教委	42	2	22	7	9	2	0	-35	-1
宮崎県教委	39	4	12	10	11	2	0	11	0
鹿児島県教委	67	2	17	25	15	3	5	3,316	49
沖縄県教委	57	3	18	16	13	5	2	388	7
教委合計	3,864	416	1,299	986	694	363	106	7,112	2

資料
61

内部留保額規模別法人数

【全体】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国 所 管	6,077	308	170	349	1,573	2,466	1,211	104,765	17
都 道 府 県 所 管	16,638	1,341	643	1,950	5,060	5,602	2,042	-620,081	-37
合 計	22,597	1,641	807	2,274	6,600	8,039	3,236	-509,147	-23

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	69	4	2	5	14	31	13	18,810	273
警 察 庁	44	2	1	1	6	23	11	12,132	276
金 融 庁	122	4	2	6	36	42	32	16,638	136
消 費 者 庁	12	1	0	0	2	8	1	537	45
総 務 省	273	30	8	34	46	79	76	-151,442	-555
法 務 省	128	0	0	9	51	56	12	11,452	89
外 務 省	193	8	12	27	51	62	33	3,625	19
財 務 省	695	12	11	28	418	210	16	14,945	22
文 部 科 学 省	1,728	91	51	148	422	717	299	62,253	36
厚 生 労 働 省	952	70	29	55	235	369	194	88,827	93
農 林 水 産 省	401	25	15	11	79	198	73	-68,935	-172
経 済 産 業 省	710	32	17	7	83	353	218	104,590	147
国 土 交 通 省	1,065	51	33	33	183	447	318	26,971	25
環 境 省	85	5	2	2	15	40	21	-9,497	-112
防 衛 省	21	0	0	0	4	13	4	5,083	242
国 合 計	6,077	308	170	349	1,573	2,466	1,211	104,765	17

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
内 閣 府	69	4	2	5	14	31	13	18,810	273
警 察 庁	44	2	1	1	6	23	11	12,132	276
金 融 庁	45	1	0	6	3	14	21	17,036	379
消 費 者 庁	12	1	0	0	2	8	1	537	45
総 務 省	207	21	4	11	27	73	71	-151,421	-732
法 務 省	128	0	0	9	51	56	12	11,452	89
外 務 省	193	8	12	27	51	62	33	3,625	19
財 務 省	44	1	0	4	9	16	14	9,571	218
文 部 科 学 省	1,728	91	51	148	422	717	299	62,253	36
厚 生 労 働 省	642	58	17	38	113	258	158	68,653	107
農 林 水 産 省	401	25	15	11	79	198	73	-68,935	-172
経 済 産 業 省	710	32	17	7	83	353	218	104,590	147
国 土 交 通 省	541	28	10	9	71	225	198	-12,821	-24
環 境 省	82	5	2	2	14	38	21	-9,597	-117
防 衛 省	21	0	0	0	4	13	4	5,083	242
本 省 庁 合 計	4,463	250	118	261	885	1,910	1,039	40,490	9

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
金 融 庁 支 部 局	77	3	2	0	33	28	11	-398	-5
総 務 省 支 部 局	66	9	4	23	19	6	5	-21	
財 務 省 支 部 局	651	11	11	24	409	194	2	5,374	8
厚 生 労 働 省 支 部 局	310	12	12	17	122	111	36	20,175	65
国 土 交 通 省 支 部 局	525	23	23	24	113	222	120	39,796	76
環 境 省 支 部 局	3	0	0	0	1	2	0	100	33
支 部 局 合 計	1,622	58	52	88	689	561	174	64,928	40

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

【都道府県知事・都道府県教育委員会所管】

所管官庁	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
		-1千万 円以下	-1千万円超 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
北海道知事	626	23	16	67	197	250	73	39,041	62
青森県知事	225	26	1	24	79	74	21	-47,423	-211
岩手県知事	241	25	11	28	84	62	31	5,232	22
宮城県知事	243	25	12	26	73	66	41	7,284	30
秋田県知事	203	15	5	28	68	71	16	-43,040	-212
山形県知事	198	16	11	47	78	35	11	-12,631	-638
福島県知事	278	34	11	43	89	72	29	-47,638	-171
茨城県知事	293	31	8	34	94	96	30	-36,049	-123
栃木県知事	213	15	14	26	81	54	23	4,161	20
群馬県知事	268	19	9	33	94	85	28	2,868	11
埼玉県知事	369	20	13	29	89	147	71	43,771	119
千葉県知事	360	24	14	35	89	136	62	34,669	96
東京都知事	514	34	14	29	90	218	129	83,889	163
神奈川県知事	452	44	20	43	98	174	73	-129,596	-287
新潟県知事	329	27	7	34	122	110	29	-36,293	-110
富山県知事	192	20	9	22	73	55	13	-1,652	-9
石川県知事	250	22	12	37	91	68	20	-57,062	-228
福井県知事	219	11	6	20	81	79	22	8,859	40
山梨県知事	160	16	8	26	49	47	14	-7,913	-49
長野県知事	287	18	10	21	78	120	40	-65,408	-228
岐阜県知事	260	17	18	27	81	91	26	-60,996	-235
静岡県知事	324	28	10	28	85	118	55	11,848	37
愛知県知事	401	28	26	37	108	140	62	-14,198	-35
三重県知事	195	11	4	25	59	75	21	4,919	25
滋賀県知事	188	12	3	21	69	59	24	-6,930	-37
京都府知事	306	37	12	28	81	102	46	-41,565	-136
大阪府知事	626	49	20	82	111	258	106	-33,275	-53
兵庫県知事	362	40	9	22	84	147	60	-70,605	-195
奈良県知事	237	18	6	36	78	73	26	9,658	41
和歌山県知事	171	10	5	14	65	60	17	8,241	48
鳥取県知事	145	9	10	23	51	39	13	-20,269	-140
島根県知事	214	18	14	32	67	62	21	-62,636	-293
岡山県知事	348	35	10	31	117	107	48	3,249	9
広島県知事	336	36	11	25	104	120	40	12,090	36
山口県知事	285	25	20	41	96	89	14	-34,459	-121
徳島県知事	155	14	2	17	57	52	13	906	6
香川県知事	180	9	6	25	62	61	17	4,060	23
愛媛県知事	174	14	7	17	65	54	17	-5,159	-30
高知県知事	210	25	12	23	70	61	19	-15,456	-74
福岡県知事	440	42	24	33	116	158	67	23,910	54
佐賀県知事	155	10	4	21	57	43	20	2,919	19
長崎県知事	249	28	12	26	89	70	24	75	75
熊本県知事	191	7	3	11	61	79	30	18,645	98
大分県知事	216	20	10	20	74	68	24	-1,897	-9
宮崎県知事	201	23	5	22	57	73	21	-5,122	-25
鹿児島県知事	225	21	18	19	86	56	25	-1,046	-5
沖縄県知事	190	31	9	18	67	50	15	-5,405	-28
知事合計	12,904	1,082	501	1,376	3,914	4,384	1,647	-647,113	-50
北海道教委	119	8	2	16	41	36	16	-6,365	-53
青森県教委	97	5	1	18	37	31	5	-7,405	-76
岩手県教委	62	2	1	10	22	20	7	4,178	67
宮城県教委	68	2	3	12	21	22	8	9,573	141
秋田県教委	34	2	1	6	9	11	5	10,989	323
山形県教委	113	9	1	27	43	28	5	-12,133	-107
福島県教委	68	4	3	17	19	16	9	-2,365	-35
茨城県教委	40	3	4	3	10	13	7	2,463	62
栃木県教委	71	6	5	9	19	22	10	6,407	90
群馬県教委	46	3	2	11	12	14	4	1,465	32
埼玉県教委	48	4	2	1	11	22	8	8,817	184
千葉県教委	76	8	1	8	24	23	12	-4,241	-56
東京都教委	255	16	4	23	73	97	42	41,640	163
神奈川県教委	126	11	6	18	34	43	14	-34,154	-271
新潟県教委	77	3	3	12	27	23	9	7,963	103
富山県教委	55	3	0	14	21	14	3	1,057	19
石川県教委	68	3	2	19	16	24	4	1,437	21
福井県教委	50	4	0	5	18	20	3	-115	-2
山梨県教委	47	1	0	7	18	15	6	1,518	32
長野県教委	131	11	11	23	37	36	13	48,356	369
岐阜県教委	75	3	2	14	18	30	8	3,424	46
静岡県教委	207	4	2	18	71	81	31	21,908	106
愛知県教委	100	11	6	7	23	39	14	-5,579	-56
三重県教委	72	4	5	17	19	20	7	6,824	95
滋賀県教委	64	6	2	9	19	26	2	-2,037	-32
京都府教委	186	16	7	28	58	65	12	2,714	15
大阪府教委	182	24	14	20	31	76	17	-78,132	-429
兵庫県教委	158	18	6	19	43	48	24	19,971	126
奈良県教委	40	5	3	11	8	11	2	-243	-6
和歌山県教委	91	4	3	24	22	30	8	1,127	12
鳥取県教委	36	2	0	8	14	10	2	-1,369	-38
島根県教委	57	5	3	8	20	16	5	-233	-4
岡山県教委	52	1	0	14	19	14	4	2,370	46
広島県教委	99	7	2	12	28	35	15	17,844	180
山口県教委	78	4	3	15	29	20	7	2,899	37
徳島県教委	27	2	0	3	11	7	4	1,632	60
香川県教委	60	2	1	9	20	19	9	3,786	63
愛媛県教委	74	5	0	15	29	19	6	745	10
高知県教委	73	7	10	9	21	22	4	-3,951	-54
福岡県教委	140	5	6	32	41	45	11	-17,015	-122
佐賀県教委	46	5	0	5	14	17	5	-3,802	-83
長崎県教委	41	5	6	1	8	20	1	-3,936	-96
熊本県教委	50	6	1	6	18	15	4	1,283	26
大分県教委	42	1	1	4	15	17	4	-863	-21
宮崎県教委	39	0	1	7	9	13	9	14,564	373
鹿児島県教委	67	5	3	7	29	16	7	-42,388	-633
沖縄県教委	57	4	5	4	23	13	8	-9,212	-162
教委合計	3,864	269	144	585	1,172	1,274	420	11,419	3

資料
61

資料
62

内部留保の水準別法人数

《全体》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国 所 管	6,077	460	3,732	1,472	375	38
都 道 府 県 所 管	16,638	1,909	7,183	3,712	3,137	697
合 計	22,597	2,357	10,849	5,165	3,492	734

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	69	6	42	18	2	1
警 察 庁	44	3	37	3	1	0
金 融 庁	122	6	73	28	15	0
消 費 者 庁	12	1	6	5	0	0
総 務 省	273	37	151	54	29	2
法 務 省	128	0	88	25	15	0
外 務 省	193	19	91	53	26	4
財 務 省	695	23	566	102	4	0
文 部 科 学 省	1,728	138	887	504	172	27
厚 生 労 働 省	952	95	688	144	23	2
農 林 水 産 省	401	37	295	63	6	0
経 済 産 業 省	710	47	375	246	39	3
国 土 交 通 省	1,065	81	642	294	48	0
環 境 省	85	7	47	28	3	0
防 衛 省	21	0	17	4	0	0
国 合 計	6,077	460	3,732	1,472	375	38

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
内 閣 府	69	6	42	18	2	1
警 察 庁	44	3	37	3	1	0
金 融 庁	45	1	31	11	2	0
消 費 者 庁	12	1	6	5	0	0
総 務 省	207	25	133	40	8	1
法 務 省	128	0	88	25	15	0
外 務 省	193	19	91	53	26	4
財 務 省	44	1	30	11	2	0
文 部 科 学 省	1,728	138	887	504	172	27
厚 生 労 働 省	642	73	449	98	20	2
農 林 水 産 省	401	37	295	63	6	0
経 済 産 業 省	710	47	375	246	39	3
国 土 交 通 省	541	37	346	143	15	0
環 境 省	82	7	46	26	3	0
防 衛 省	21	0	17	4	0	0
本 省 庁 合 計	4,463	355	2,612	1,156	303	37

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
金 融 庁 支 部 局	77	5	42	17	13	0
総 務 省 支 部 局	66	12	18	14	21	1
財 務 省 支 部 局	651	22	536	91	2	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	310	22	239	46	3	0
国 土 交 通 省 支 部 局	525	44	297	151	33	0
環 境 省 支 部 局	3	0	1	2	0	0
支 部 局 合 計	1,622	105	1,128	316	72	1

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会管)

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数				
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
北海道知事	626	36	313	154	109	14
青森県知事	225	27	108	56	32	2
岩手県知事	241	34	107	57	41	2
宮城県知事	243	35	106	63	31	8
秋田県知事	203	20	87	47	41	8
山形県知事	198	27	104	39	24	4
福島県知事	278	44	152	44	30	8
茨城県知事	293	39	154	57	40	3
栃木県知事	213	28	121	45	18	1
群馬県知事	268	27	116	69	50	6
埼玉県知事	369	30	196	89	48	6
千葉県知事	360	37	184	78	45	16
東京都知事	514	47	235	152	75	5
神奈川県知事	452	60	214	130	45	3
新潟県知事	329	34	162	83	49	1
富山県知事	192	28	101	41	20	2
石川県知事	250	32	113	53	41	11
福井県知事	219	16	93	44	54	12
山梨県知事	160	22	76	35	23	4
長野県知事	287	25	127	75	57	3
岐阜県知事	260	32	113	67	43	5
静岡県知事	324	38	149	71	58	8
愛知県知事	401	49	199	86	59	8
三重県知事	195	15	98	47	31	4
滋賀県知事	188	14	80	45	40	9
京都府知事	306	49	140	48	54	15
大阪府知事	626	67	264	148	125	22
兵庫県知事	362	48	161	96	47	10
奈良県知事	237	22	109	46	44	16
和歌山県知事	171	14	66	45	39	7
鳥取県知事	145	18	69	37	18	3
島根県知事	214	31	78	48	40	17
岡山県知事	348	45	134	77	76	16
広島県知事	336	45	119	65	74	33
山口県知事	285	44	122	58	57	4
徳島県知事	155	16	62	35	39	3
香川県知事	180	14	78	46	35	7
愛媛県知事	174	20	61	49	36	8
高知県知事	210	36	79	50	38	7
福岡県知事	440	64	201	81	84	10
佐賀県知事	155	13	72	37	29	4
長崎県知事	249	39	100	71	26	13
熊本県知事	191	9	87	53	40	2
大分県知事	216	28	102	40	42	4
宮崎県知事	201	27	89	37	39	9
鹿児島県知事	225	36	88	66	32	3
沖縄県知事	190	40	82	41	23	4
知事合計	12,904	1,521	5,871	3,001	2,141	370
北海道教委	119	10	52	20	32	5
青森県教委	97	6	36	25	26	4
岩手県教委	62	3	38	7	10	4
宮城県教委	68	5	19	22	15	7
秋田県教委	34	3	7	7	13	4
山形県教委	113	10	40	18	36	9
福島県教委	68	7	25	9	18	9
茨城県教委	40	6	16	7	10	1
栃木県教委	71	11	21	12	20	7
群馬県教委	46	5	20	10	9	2
埼玉県教委	48	5	18	7	15	3
千葉県教委	76	9	31	19	11	6
東京都教委	255	20	85	74	62	14
神奈川県教委	126	17	53	31	23	2
新潟県教委	77	6	25	18	19	9
富山県教委	55	3	32	5	12	3
石川県教委	68	5	42	4	14	3
福井県教委	50	4	19	8	13	6
山梨県教委	47	1	23	9	12	2
長野県教委	131	22	40	25	31	13
岐阜県教委	75	5	28	18	18	6
静岡県教委	207	6	53	39	59	50
愛知県教委	100	16	31	22	24	7
三重県教委	72	8	32	9	16	7
滋賀県教委	64	7	31	7	11	8
京都府教委	186	22	68	30	48	18
大阪府教委	182	33	51	42	47	9
兵庫県教委	158	24	52	29	45	8
奈良県教委	40	8	17	4	10	1
和歌山県教委	91	7	31	10	22	21
鳥取県教委	36	2	22	5	6	1
島根県教委	57	7	20	10	15	5
岡山県教委	52	1	26	15	5	5
広島県教委	99	8	35	15	33	8
山口県教委	78	7	20	19	25	7
徳島県教委	27	2	6	5	11	3
香川県教委	60	2	16	13	21	8
愛媛県教委	74	5	25	14	25	5
高知県教委	73	17	27	10	17	2
福岡県教委	140	11	55	27	43	4
佐賀県教委	46	5	16	8	14	3
長崎県教委	41	11	9	10	10	1
熊本県教委	50	7	16	9	17	1
大分県教委	42	2	12	9	11	8
宮崎県教委	39	1	13	6	12	7
鹿児島県教委	67	8	12	8	30	9
沖縄県教委	57	9	18	6	19	5
教委合計	3,864	399	1,384	736	1,015	330

資料
63

株式の保有状況別法人数

《全体》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
国 所 管	6,100	2,651	313	11.8	164	2.7	3	0.0	191	3.1	5,512	90.4
都 道 府 県 所 管	16,801	8,167	468	5.7	219	1.3	6	0.0	394	2.3	15,813	94.1
合 計	22,783	10,780	781	7.2	382	1.7	9	0.0	581	2.6	21,212	93.1

(注) 1 株式には、有限会社の持分を含む。
2 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
内 閣 府	69	36	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	69	100.0
警 察 庁	45	23	1	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	97.8
金 融 庁	122	14	2	14.3	5	4.1	0	0.0	2	1.6	114	93.4
消 費 者 庁	12	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	100.0
総 務 省	274	153	5	3.3	6	2.2	0	0.0	5	1.8	260	94.9
法 務 省	130	24	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	130	100.0
外 務 省	194	107	5	4.7	3	1.5	1	0.5	2	1.0	186	95.9
財 務 省	695	30	1	3.3	1	0.1	0	0.0	0	0.0	694	99.9
文 部 科 学 省	1,735	1,158	249	21.5	112	6.5	0	0.0	42	2.4	1,402	80.8
厚 生 労 働 省	956	466	15	3.2	13	1.4	0	0.0	11	1.2	922	96.4
農 林 水 産 省	401	141	16	11.3	5	1.2	0	0.0	1	0.2	379	94.5
経 済 産 業 省	714	300	21	7.0	25	3.5	0	0.0	16	2.2	659	92.3
国 土 交 通 省	1,069	377	8	2.1	6	0.6	2	0.2	124	11.6	931	87.1
環 境 省	85	45	5	11.1	1	1.2	0	0.0	0	0.0	79	92.9
防 衛 省	21	14	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.8	20	95.2
国 合 計	6,100	2,651	313	11.8	164	2.7	3	0.0	191	3.1	5,512	90.4

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
内 閣 府	69	36	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	69	100.0
警 察 庁	45	23	1	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	97.8
金 融 庁	45	13	2	15.4	5	11.1	0	0.0	1	2.2	38	84.4
消 費 者 庁	12	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	100.0
総 務 省	208	144	5	3.5	6	2.9	0	0.0	2	1.0	197	94.7
法 務 省	130	24	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	130	100.0
外 務 省	194	107	5	4.7	3	1.5	1	0.5	2	1.0	186	95.9
財 務 省	44	28	1	3.6	1	2.3	0	0.0	0	0.0	43	97.7
文 部 科 学 省	1,735	1,158	249	21.5	112	6.5	0	0.0	42	2.4	1,402	80.8
厚 生 労 働 省	645	376	15	4.0	12	1.9	0	0.0	11	1.7	612	94.9
農 林 水 産 省	401	141	16	11.3	5	1.2	0	0.0	1	0.2	379	94.5
経 済 産 業 省	714	300	21	7.0	25	3.5	0	0.0	16	2.2	659	92.3
国 土 交 通 省	542	251	5	2.0	6	1.1	1	0.2	26	4.8	506	93.4
環 境 省	82	43	5	11.6	1	1.2	0	0.0	0	0.0	76	92.7
防 衛 省	21	14	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.8	20	95.2
本 省 庁 合 計	4,482	2,428	310	12.8	163	3.6	2	0.0	89	2.0	4,001	89.3

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	全法人数	特例財団法人のみ対象			全法人（特例社団法人＋特例財団法人）が対象							
		特例財団法人数	基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合（%）	法律による指定	割合（%）	その他	割合（%）	保有なし	割合（%）
金 融 庁 支 部 局	77	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	76	98.7
総 務 省 支 部 局	66	9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.5	63	95.5
財 務 省 支 部 局	651	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	651	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	311	90	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	310	99.7
国 土 交 通 省 支 部 局	528	126	3	2.4	0	0.0	1	0.2	98	18.6	426	80.7
環 境 省 支 部 局	3	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
支 部 局 合 計	1,626	230	3	1.3	1	0.1	1	0.1	102	6.3	1,519	93.4

(注) 支分部局合計は、共管重複分を除く実数。

資料
64

処分困難な株式等を保有している特例民法法人

(注) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」においては、「現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているものも含む。)の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。」とされている。

本資料は、これを踏まえ、所管官庁から提出を受けた事項を要約整理したものである。

平成22年12月1日現在

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
金融庁	監督局銀行第一課	(社)信託協会	財形住宅金融(株)	1株 (0.02)	財形住宅金融株式会社は財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	S. 59. 7. 7		
	北陸財務局理財部金融監督第一課	(社)石川県銀行協会	金沢中央ビルディング(株)	19,000株 (19.0)	公的金融機関を一カ所に集中するビルの建設に当たり当該企業が設立され、当ビル入居に際して、事実上株式の保有を義務付けられたことにより保有している。 処分に向けて当該企業をはじめ各方面と折衝を行っている。	S. 38. 8. 15	専務理事(1名)が当該企業の非常勤取締役就任 (20. 5. 20付)	
総務省	関東総合通信局放送部有線放送課	(財)東京ケーブルビジョン	(株)国際電気通信基礎技術研究所	38株 (0.009)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 7. 9		
	近畿総合通信局放送部有線放送課	(財)京阪神ケーブルビジョン	(株)WOWOW	732株 (0.9)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、非常に有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 12. 25		
			洛西ケーブルビジョン(株)	10,000株 (1.5)	当該企業発足時に、当法人の役員が発起人の一員であり、ケーブルテレビ業界では先駆けていた当法人のノウハウを提供できることから参画出資している。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 8. 20 ほか1回		
	九州総合通信局放送部有線放送課	(財)福岡ケーブルビジョン	(株)WOWOW	70株 (0.05)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 9. 24		
(株)WOWOW			70株 (0.05)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 購入時1株50万であったものが1/3程度に下落している為、株価の上昇を待って処分したい。	S. 59. 12. 25			
文部科学省	生涯学習政策局生涯学習推進課	(財)日本数学検定協会	SUKEN USA CORP	10,000株 (100)	法人のアメリカにおける拠点とするため、当法人が現地事務所を設置するため、法人100%出資で当該企業を平成18年に設立(企業内転勤ビザ(ルビザ)取得のため)した際に、株式を取得。 平成22年12月1日現在、当該企業を解散するための手続きを進めており、アメリカ政府からの解散許可を待って株式を処分する予定。	H. 18. 10. 12	役員兼務1名。 当該企業と業務委託契約を締結。	
	生涯学習政策局社会教育課	(社)実践倫理宏正会	(株)シヨセキ	40,000株 (4.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 12. 22		
			清流出版(株)	200株 (33.3)		H. 6. 3. 22		
			(財)中央報徳会	(株)美商	1,800株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 3. 31	当該企業の建物の一部を事務所として借用
			美商陸運(株)	5,400株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 1. 1	役員兼務1名	
			(株)トランジットアジア	144株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 4. 1		
			(株)リプレイコーポレーション	42株 (16.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 17. 10. 1		
	初等中等教育局教育課程課	(財)総合初等教育研究所	(有)清林商事	87,900口 (88.0)	・基本財産として寄付されたもの。 ・出資持ち分を購入する者が見つからない。平成17年3月より(有)清林商事と長期買受け契約を結び、処分を進めている。	H. 6. 5. 30	評議員1名が役員を兼任 金銭の貸借はない	
	高等教育局学生・留学生課	(財)同盟育成会	太平印刷社(株)	200,000株 (25.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 5. 1		
			(財)マルチ報恩会	島根トヨタ自動車(株)	408,940株 (29.99)	寄附された経緯は不明。 適当な処分方法を検討中。	H. 2. 11. 15 ほか1回	役員兼任1名
			(財)吉岡文庫育成会	(株)新建築社	35,300株 (44.1)	寄附された経緯は不明。 適当な処分方法を検討中。	S. 42. 3. 1	役員兼任3名
(財)小林育英会			(株)小林平三商店	54,400株 (84.0)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 1. 22	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を事務所として借用	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
文部科学省	高等教育局 学生・留学生課	(財)高久国際奨学生財団	(株)エムツウ	630,4株 (89.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 9. 17	役員兼任2名	
			(株)帝国書院	856,100株 (77.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 8. 20	役員兼任2名 当該企業の建物の一部を事務所として借用	
			日ノ丸報恩会	日ノ丸自動車株	75,008株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 12. 17	役員兼任2名
				日ノ丸産業株	16,000株 (4.4)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 9. 20	役員兼任2名
				株日ノ丸総本社	3,500株 (1.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 3. 27	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を事務所として借用
				株三朝温泉後楽	900株 (1.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 6. 5	
			高等教育局 私学行政課	(社)東京電機大学 校友会	(株)オーム社	11,789株 (0.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 6. 1 ほか1回
	(株)錦電サービス	200株 (10)				S. 52. 3. 18 ほか1回		
	研究振興局 学術機関課	(財)結方医学化学 研究所	アステラス製薬 (株)	27,013株 (0.008)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか3回		
			太平化学産業 (株)	8,715株 (0.11)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか1回		
			(財)応用科学研究所	高周波熟練(株)	42,134株 (0.1)	財団から独立して創設された企業から寄付されたもの。 売却が資産の大幅減少につながるため処分猶予中。(新制度への移行手続きの中で内閣府と相談中。)	S. 38. 9. 1 ほか13回	会社の常務取締役が非常勤理事。 金銭貸借はなし。
	研究振興局 学術研究助成課	(財)斎藤報恩会	ホテル仙台プラザ (株)	833株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 12 ほか1回		
			(財)報国積善会	(株)泉吉	169,622株 (21.2)		S. 62. 6 ほか1回	役員兼任1名 評議員兼任3名
		(財)法政大学出版 局	(株)トーハン	757株 (0.001)		S. 24. 9 (不確定)	当該企業を通じて全国に配本	
			日本出版販売(株)	1,800株 (0.003)		S. 24. 9 (不確定)	当該企業を通じて全国に配本	
	スポーツ・青 少年局競技ス ポーツ課	(財)日本相撲協 会	日本テレビ放送網 (株)	10,562株 (0.04)	保有に至った経緯等は不明。 証券会社に指し値で売却を依頼している。	S. 31. 2. 6		
			(財)日本サッカー 協会	(株)ジェイリーグ エンタープライズ	12,000株 (16.7)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 7. 3	役員兼任1名 金銭の貸借なし 商品化のロイヤリティ契約等あり
		(株)日本フット ボールヴィレッジ		490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う必要から株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 8. 4. 30	役員兼任3名 金銭の貸借なし	
		(社)日本プロサ ッカーリーグ	(株)Jリーグメ ディアプロモー ション	Jリーグフォト (株)	240株 (40.0)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 5. 4. 5 H. 5. 12. 30	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領
				(株)ジェイリーグ エンタープライズ	27,000株 (37.5)		H. 7. 3. 3	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領
			(株)日本フット ボールヴィレッジ	490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う必要から株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 8. 4. 26	役員兼任1名	
			文化庁 文化部 芸術文化課	(財)日本棋院	日本出版販売(株)	18,000株 (0.03)	平成22年12月24日に売却処分予定。	S. 37. 6. 11
		(株)トーハン			15,187株 (0.02)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 2. 7	
(株)囲碁将棋チャ ンネル	100株 (5.7)				H. 8. 5. 1	当法人と共同でテレビ棋戦を制作し、CS放送で放映している。		
(社)シナリオ作家 協会	(株)シナリオ会館	4,284株 (19.13)		財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 8. 10 ほか数10回	当該企業の建物の一部を事務所、会議室として借用。		
(社)日本新聞協会	日本プレスセン ター	200株 (0.004)		財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 6. 20 ほか1回			
(社)日本将棋連盟	(株)囲碁将棋チャ ンネル	100株 (5.7)		財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 4. 26	当法人が当該企業と業務契約し、共同で将棋専門の放送チャンネルを運営		
(財)東京大学出版 会	(株)トーハン	14,427株 (0.02)		財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 24. 9. 22	当法人が当該企業を通じて全国に配本		
	日本出版販売(株)	21,000株 (0.04)		財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 24. 9. 10	当法人が当該企業を通じて全国に配本		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
文部科学省	文化庁 文化部長官 芸術文化課	(社)日本美術家連盟	(株)美術会館	1,270株 (10.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 10	当法人が所有する事務所ビルの管理業務を当該企業へ委託
		(財)今日庵	裏千家インターナショナルリンク	66,190株 (50.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 50. 11. 28 ほか10回	役員兼任1名 事業実施に際し当該企業の施設を利用
			(株)淡交社	9,000株 (9.4)		S. 42. 7. 31 ほか2回	理事1名が当該企業の役員を兼務。
			(株)ミリエーム	6,400株 (6.7)		S. 45. 3. 17	施設の管理・警備を依頼している。
			(株)アイビーインターナショナル	100株 (0.004)		S. 59. 12. 11	
			文化環境センター	10,000株 (1.3)		S. 50. 3. 31	
			コンチネンタルフーズ	6,000株 (0.12)		S. 56. 2. 16	
			(株)淡交総業	600株 (0.3)		S. 43. 8. 30	理事1名が当該企業の役員を兼務。
		(社)全国出版協会	(株)トーハン	1,199,500株 (1.7)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 3. 28	理事2名が当該企業の役員を兼務。監事は当該企業の顧問。常務理事は当該企業からの出向。
		(社)日本図案家協会	(株)京都産業振興センター	100株 (5.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 4. 27	建物を区分所有しているため。
	文化庁文化部長官 宗務課	(財)懺悔奉仕光泉林	(株)やさしい生活クラブ	40株 (2.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 19. 3. 31	
		(財)基督教視聴覚センター	日本キリスト教書販売(株)	600株 (4.2)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 8. 11	
			(株)国際放送	90株 (11.2)		S. 59. 10. 29 ほか1回	
			(株)キリスト教新聞社	200株 (0.1)		S. 42. 8. 12	各種講座の共催
			(株)アパコクリエイティブスタジオ	35,100株 (43.8)		S. 57. 11. 30	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当該企業へ賃貸
			(株)アパコプライダルホール	25,160株 (31.4)		S. 46. 2. 25 ほか2回	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当該企業へ賃貸
			(株)アパコ撮影スタジオ	24,900株 (31.1)		H. 15. 7. 29 ほか5回	役員兼任1名
(財)センチュリー文化財団			Culture Communication Found B.V.	3,300株 (100)	寄付されたもの。 平成22年度中に処分予定。	H. 7. 2. 13	役員兼任1名
厚生労働省	社会・援護局 地域福祉課	(財)ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	日本マクドナルドホールディングス(株)	15,000株 (0.0001)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 15. 4. 10	当該企業の建物の一部を事務所として借用
経済産業省	経済産業政策局 経済産業政策課	(社)中部経済連合会	(株)国際デザインセンター	2株 (0.01)	当該企業は、中部地域の官民共同プロジェクトとして第三セクター方式で設立されたものである。中部地域経済の振興を図る経済団体として協力要請を名古屋市から受けたことにより出資し、株式を保有しているものであるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 3. 5	専務理事が当該企業の取締役(非常勤、無給)
	製造産業局 鉄鋼課	(社)日本鉄鋼連盟	(株)鉄鋼会館	11,813株 (6.1)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及び日本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11月1日に統合した際、存続団体である当法人が鋼材倶楽部、日本鉄鋼輸出組合の保有する当該企業の株式を継承した。(社)鋼材倶楽部、日本鉄鋼輸出組合は、会員企業との共同出資により業界の集約施設及び事務所の管理・運営を目的として当該企業を設立し、敷地を現物出資した額に相当する株式を取得。売却する方向で検討しているが、適当な処分先は見つからない。	H. 13. 11. 1	当該企業が運営する会館の事務室を賃貸。 (社)日本鉄鋼連盟の常務理事1名が(株)鉄鋼会館の非常勤の社外取締役に就任。
			日本検査(株)	10,800株 (4.8)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及び日本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11月1日に統合した際、存続団体である当法人が日本鉄鋼輸出組合の保有する当該企業の株式を継承した。当該企業は昭和28年に設立された輸向け製品の検査会社であり、鉄鋼業界が輸出製品の品質向上を図るため当該企業を起用することとなり、当該企業の要請に応える形で、日本鉄鋼輸出組合が株式を取得。売却する方向で検討しているが、適当な処分先は見つからない。	H. 13. 11. 1	
製造産業局 産業機械課	(社)日本配電制御システム工業会	(株)配電盤会館	1,800株 (4.5)	任意団体時代より、当該企業から事務所を賃借していたが、当法人設立時に倒産・廃業会員の持ち株の譲渡の受け皿の一つとして、額面で譲り受けたもの。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 58. 6 (初回800株入手 ほか1回入手)	役員3名が当該企業役員を兼任(非常勤、無給)	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
経済産業省	製造産業局航空機武器宇宙産業課	(財)日本航空機開発協会	民間航空技術サービス(株)	5,100株 (51.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた当法人が日本の開発主体となり、航空機の国際共同開発プロジェクトに参画した。参画に当たり、米国企業と米国で実施する開発作業等について、当法人が事業主体であることを明確にしつつ、日米両国の法制度の違いから生じる負担の軽減を図ることで政府助成の効果を最大限発揮させるため、米国での活動主体として当該企業を設立し、その株式を保有している。 当該株式の処分については、効率的な政府助成の実施の観点から、今後も慎重な検討が必要である。	H. 3. 1. 9	役員1名が当該企業役員を兼任 当法人事務所の一部を当該企業に貸与 米国における航空機の開発・量産設計作業を当該企業に発注
		(財)日本航空機エンジン協会	IAE International Aero Engines AG	4,600株 (23.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受けた当法人が日本の開発主体となり、航空機の日米欧5か国共同開発プロジェクトに参画した。本開発の取りまとめ法人として当該企業を設立する際、参加事業者それぞれが参加比率に応じて当該企業の株式を保有(当法人は23%)することになったものである。 当該株式の処分は、我が国が国際共同開発事業から撤退することを意味し、これまでの政府助成を含む莫大な投資金の回収が不可能となる。今後も慎重な検討が必要である。	S. 58. 12. 9 ほか3回	当該企業の事業による収益は(財)航空機国際共同開発促進基金に納付され、今後の航空機国際共同開発プロジェクトの助成のために充当(回転資金化) 役員3名が当該企業の役員を兼任 V2500エンジンのモジュール、補用部品の製造販売(量産事業)
	製造産業局繊維課	(社)日本綿花協会	(株)綿花会館	726株 (5.2)	当該企業が運営する会館に入居する団体の一員として応分の負担をするため、当該会館の株式を購入した。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 54. 1. 25 ほか9回	当該企業の取締役5名のうち、代表取締役を含む4名は当法人の理事を兼任(ただし、常勤は1名)
	製造産業局紙業生活文化用品課	(社)全日本文具協会	日本文具振興(株)	6,000株 (4.0)	当該企業は、文具業界の振興のため、関連団体の総意によって設立され、業界活性化等を図るため関連団体の株主で構成されていることから当法人も株式を保有している。同社は、平成24年度より特別清算手続を行う予定であるため、同手続と並行して株式処分を行う。	H. 3. 5. 15 ほか2回	役員4名が当該企業役員を兼任(非常勤、無給)
	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課	(社)日本電気協会	有電ビル管理(株)	1,500株 (12.5)	当法人は、有楽町電気ビルの地権者であり、建物の区分所有者として他の地権者(区分所有者)と建物の管理を共同で運営する必要から当該企業を設立して、区分所有の持分に依りて株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 10	設立時から、当法人の理事1名が、当該企業の取締役を兼任している。取引状況としては、当法人と当該企業が建物管理委託契約、運営管理委託契約を締結している。 金銭の貸借はなし。
(株)エレクトロニック・ライブラリー			200株 (0.32)	当該企業は新聞雑誌記事を横断的に取り扱うデータベース事業会社として設立されたもの。当法人は、自らが発行する新聞記事を、当該企業が所有するデータベースに登録するために株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分について検討を行う。	S. 61. 11		
原子力安全・保安院電力安全課	(財)関東電気保安協会	財形住宅金融(株)	3株 (0.06)	財形住宅金融株式会社に財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	S. 60. 5. 7		
		(財)関西電気保安協会	財形住宅金融(株)	3株 (0.06)	財形住宅金融株式会社に財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	H. 9. 9. 25	
	中小企業庁経営支援部経営支援課	(社)中小企業診断協会	(株)中小企業診断士会館	8,623株 (86.2)	当該企業の株主は、当初、当法人の会員であったが、その後株式の寄付、譲渡等を受けたものである。当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 5. 23 ほか25回	会長が当該企業の代表取締役社長、副会長(4人)が代表取締役副社長、専務理事が専務取締役、常任理事(7人)が常務取締役に就任
国土交通省	自動車交通局貨物課	(社)全日本トラック協会 (社)全国霊柩自動車協会	日本トラック興業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	
				100株 (0.09)		S. 36. 10. 2	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	海事局総務課	(財)日本モーターボート競走会	(株)日本レジャーチャンネル	1,000株 (50.0)	モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第16号)附則第13条第1項の規定に基づき、当該企業の株式を所有していた(社)全国モーターボート競走会連合会の一切の権利・義務を承継したため。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 4. 1	
		(財)競艇振興センター		999株 (50.0)	当該企業の事業(モーターボート競走の放送)の中立性を保ち、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を確保する観点から当法人において株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 4. 17	当該企業の代表取締役社長が当財団の評議員 当財団の常務理事が当該企業の取締役(非常勤)
		(社)日本船主協会	日本航洋曳船(株)	3,730株 (46.3)	船主業界と保険業界との共同出資により当該企業を設立し、財政投融資を活用して大型曳船を建造・保有したため、株式を保有している。 海難事故発生の際の危機管理上必要な大型曳船を保有する公的性格が強い当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 41. 10. 27 ほか5回	役員兼任2名
			(株)日本海運会館	4,260,138株 (82.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 33. 3. 31 ほか82回	役員兼任4名
	(財)日本海事センター	(株)海事センタービル	20,000株 (100)	当該企業は、当センターの基本財産であり、当センター及び関係団体が事務所として使用する建物の建設・管理・運営を目的として当センターの全額出資により設立されたものであり、その株式の処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 53. 3. 15 ほか1回	役員兼任2名 ビル管理業務を委託	
	海事局内航課	(社)日本旅客船協会	日本定航保全(株)	1,560株 (7.8)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償責任保険制度(当該特例民法法人の団体保険)への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と当法人との出資により設立されたものである。 公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 28. 4. 14	役員兼任15名
	海事局海事人材政策課	(財)全日本海員福祉センター	共同船舶(株)	980株 (19.4)	基本財産として寄附されたため保有している。 株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難である。	H18. 6. 28	
	港湾局港湾経済課	(社)日本港運協会	(株)シーパレス	70株 (35.0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 2. 27	役員兼任1名
			日本港運振興(株)	14,976株 (4.6)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 5. 29	役員兼任2名
	海事局検査測度課	(財)日本海事協会	NK NIPPON KAIJI KYOKAI DO BRASIL LTDA.(ブラジル・リオデジャネイロ)	43,992株 (99.98)	海外における船級検査の実施要請に応えるため、現地国において当法人が現地事務所を設置しようとしたところ、現地国政府の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことによるものである。	S. 59. 10. 19	
NIPPON KAIJI KYOKAI POLAND Sp z. o. o.(ポーランド・グダンスク)			10株 (100)	H. 8. 8. 19			
NIPPON KAIJI KYOKAI (CHILE) LTDA(チリ・バルパライソ)			59,994,000株 (99.9)	H. 8. 8. 22			
PT NIPPON KAIJI KYOKAI INDONESIA(インドネシア・ジャカルタ)			19株 (95.0)	H. 12. 7. 7			
NIPPON KAIJI KYOKAI (Belgium) N. V.(ベルギー・アントワープ)			9,999株 (99.99)	H. 18. 8. 7			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	海事局検査測 度課	(財)日本海事協会	NIPPON KAIJI KYOKAI (NETHERLAN DS) B. V. (オランダ ・ ロッテルダム)	18,000株 (100)	海外における船級検査の実施要請に応えるため、現地国において当法人が現地事務所を設置しようとしたところ、現地国政府の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことによるものである。 当法人の公益事業の外国における実施に当たって当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 18. 9. 29		
			日本船級社(中 国)有限公司(中 国・上海)	CNY 50,000,000 (100)		H. 21. 1. 5		
	港湾局港湾経 済課	(財)神戸港埠頭公 社	神戸航空貨物ター ミナル(株)	6,000株 (10.2)	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミナルの運営及び迅速かつ定期的な輸送の確保を図るとともに、大阪湾岸地域の交通量の軽減等にも資するため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 4. 17	役員兼任1名	
			神戸航空交通ター ミナル(株)	900株 (1.9)		H. 元. 12. 21		
			(株)神戸フェリー センター	30,000株 (30.0)	当該企業は、神戸港における瀬戸内海を中心とする内航フェリー基地としての機能を果たすことを目的に、自動車航送船事業者、旅客、車両、貨物への役務の提供等の業務を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式保有に協力したものである。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 49. 6. 28	役員兼任1名	
			神戸新交通(株)	10,000株 (0.2)	当該企業は、神戸港の臨海地区を含む神戸市の総合交通体系の一端を担い、市民の交通利便性を確保するための鉄道事業等を行うため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関として、株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 62. 9. 29		
		(財)横浜港埠頭公 社	(株)横浜国際流通 センター	7,000株 (4.6)	当該企業は、当法人が管理・運営する横浜港コンテナターミナルと総合的、一体的な利用を図り、横浜港におけるコンテナ物流体制の機能強化、拡充に寄与するため、地元自治体、関係団体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、それを担う機関として、横浜市からの要請により株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 4. 12. 7	役員兼任2名	
			(社)日本ホテル協 会	(株)ジェイティー ビー	115,200株 (2.5)	(財)日本交通公社から株式会社を分離する際、所轄官庁より出資者が特定の分野及び企業に偏らないことを求める観光政策上の要請があり、株式を保有したものである。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 11. 12	役員兼任1名
		総合政策局 不動産課	(社)全日本不動産 協会	三井生命保険株式 会社	1,100株 (0.000003)	三井生命保険(株)が平成16年4月1日から株式会社へ組織変更した際、団体保険の契約があるため割り当てがあったもの。 平成20年7月16日、持ち株11株に対し、1株を100株にする株式分割があった。現在未上場であるため、市場での売却が困難。	H. 16. 4. 1	団体保険契約先

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合〔%〕)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	総合政策局建設業課	(社)建築業協会	豊洲不動産(株)	200,000株 (100)	昭和22年に現在の当法人の会員等が出資して当該企業の前身である豊洲木材㈱を設立した。その後、昭和34年に(財)建築業協会が設立され、昭和35年に当該企業の全株を譲り受け、基本財産に充て、昭和59年に同財団が社団に組織変更した後、継承している。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 4. 26	理事2名が、当該企業の非常勤代表取締役、非常勤取締役
	鉄道局総務課	(財)日本交通文化協会	(株)エヌケーピー	120,000株 (6. 0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 31	
		(財)交通統計研究所	(株)日本トラックフィックコンピュータセンター	24,000株 (10. 4)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 売却先を選定して折衝中。	S. 45. 9. 1	
	道路局路政課	(財)道路新産業開発機構	関東ケーブルテレビジョン(株)	600株 (4. 0)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 5. 31 ほか1回	
	道路局企画課	(社)日本橋梁建設協会		600株 (4. 0)		H. 元. 6. 5 ほか1回	専務理事が非常勤監査役
	道路局総務課 高速道路経営管理室	(財)高速道路交流推進財団	東北高速道路ターミナル(株)	215,000株 (19. 9)	当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 5. 9	
			北陸高速道路ターミナル(株)	160,000株 (13. 8)		S. 59. 5. 9 ほか1回	
			関東ケーブルテレビジョン(株)	200株 (1. 3)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 8. 22	
	気象庁民間事業振興課	(財)日本気象協会	(株)ハレックス	1,000株 (8. 9)	当該企業は、ファクシミリと電話を提供手段として、簡便で安価な気象情報提供サービスを行うために設立され、気象情報提供サービスの一体系を作るために出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 3. 25	
	北海道運輸局総務課	(社)釧根自動車協会	(株)釧根自動車会議所	60,640株 (31. 0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 9. 30 ほか8回	役員兼任12名
				(社)釧根地区トラック協会	19,600株 (13. 0)		S. 47. 9. 30 ほか1回
		(社)北海道トラック協会	日本トラック興業(株)	1,010株 (0. 9)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局管理課	(社)青森県自動車団体連合会	(株)青森県交通会館	77,150株 (77. 5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 48. 3. 24 ほか2回	役員兼任2名
	東北運輸局整備保安課	(社)青森県自動車整備振興会		4,005株 (4. 0)		S. 38. 3. 7 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局旅客第二課	(社)青森県タクシー協会	(株)青森県交通会館	2,505株 (2.5)		S.40.3.10 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局旅客第一課	(社)青森県バス協会		2,505株 (2.5)		S.38.3.7 ほか3回	副会長が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局貨物課	(社)青森県トラック協会	(株)青森県交通会館	2,505株 (2.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.3.7 ほか3回	会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務、専務理事が監査役を兼務
			日本トラック興業(株)	250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	
		(社)岩手県トラック協会	北上流通サービス(株)	40株 (0.9)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.63.10.20	
			岩手トラックターミナル(株)	840株 (1.9)		S.52.3.26	役員兼任1名
	東北運輸局観光振興課	(財)岩手県観光協会	八幡平市産業振興(株)	186,208株 (40.2)	八幡平温泉郷地区への温泉給湯を行う会社として八幡平市と当協会が主体となり設立した八幡平温泉開発(株)が存続会社となり、同市に所在する他の第三セクター3社((株)松尾ふるさと振興公社、(株)コスモプラザ西根、(株)安代産業振興公社)と合併、平成20年3月1日付で合併新会社となった第三セクター。 平成17年4月1日には、同地区の開発事業部門(別荘分譲部門)を当該企業へ現物出資の方法で譲渡した経緯もあり、当面は出資継続が必要であるが、将来的な処分について引き続き検討を行う。	S.45.10.1 ほか2回	専務理事が当該企業の取締役に就任
			三陸鉄道(株)	100株 (0.3)	当該企業は、三陸地域の活性化を目指して岩手県主導で地元と市町村、民間団体の協力を得て設立した第三セクターである。 当該企業は、三陸リアスシーライナーを運行するなど、三陸地域の観光振興上も非常に重要なものであり、引き続き出資継続が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	S.56.10.19	
			江刺開発振興(株)	20株 (0.5)	当該企業が平成5年12月に新株発行を行った際、出資要請があった。当該企業は広く岩手県の観光振興に重要な役割を果たすことが期待されることから、これに応じ株式を保有している。 平成16年度に全株式を江刺市(現奥州市)に売却する方向で協議したが、出資継続の要望もあり一部売却にとどまっている。 今後、更に処分についての検討を行う。	H.5.12.20	
	東北運輸局総務課	(社)宮城県自動車会議所	(株)宮城県交通会館	100株 (2.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.44.11.18	役員兼任2名
	東北運輸局整備保安課	(社)宮城県自動車整備振興会		630株 (14.0)		S.41.5.1 ほか3回	役員兼任2名
	東北運輸局旅客第二課	(社)宮城県タクシー協会		50株 (1.1)		S.41.5.1	役員兼任1名
	東北運輸局管理課	(社)宮城県自動車協会		630株 (13.9)		S.41.2.22	会長・専務理事が当該企業の取締役を兼務
	東北運輸局貨物課	(社)宮城県トラック協会		122株 (2.7)		S.45.6.15	専務理事が当該企業の理事を兼務

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局貨物課	(社)宮城県トラック協会	(株)仙台トラックターミナル	40株 (0.2)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式保有している。 このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 35. 7. 5 ほか1回	専務理事が当該企業の監査役を兼務
			日本トラック興業(株)	460株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 40. 7. 1	
	東北運輸局貨物課	(社)福島県トラック協会	日本トラック興業(株)	340株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 12. ほか2回	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局観光振興課	(社)米沢観光物産協会	(株)上杉コーポレーション	50株 (1.3)	観光の拠点施設(上杉神社周辺)として、第三セクターの設立に、米沢市及び米沢商工会議所とともに、観光分野の団体として参画し、株式保有に協力したものである。 株式処分となれば、その一角を崩すこととなり、地元における観光意識の低下につながりかねないので、継続保有が必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 12. 1	役員兼任1名 米沢市から当法人に委託されている業務の一部を当該企業が分担
	東北運輸局貨物課	(社)秋田県トラック協会 (社)山形県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2) 360株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10 S. 36. 10. 2	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	関東運輸局総務課	(社)茨城県自動車整備振興会	(株)茨城県自動車会館	44,000株 (27.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 46. 4. 20 ほか1回	
		(社)茨城県バス協会		148株 (0.09)		S. 47. 6. 1	
		(社)茨城県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
		(社)栃木県トラック協会 (社)栃木県観光物産協会	日光湯元観光開発(有)	200口 (1.6)	当該企業は、東京オリンピック開催に際し、来訪観光客向けの休憩施設の建設・管理等を目的として、地元湯元地区住民等の出資により設立されたものである。その際、当法人が窓口として出資を募った関係から、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 当法人が中心となって設立を推進し、地元の観光振興のために整備された観光施設の管理・運営という公益的な事業を行う当該企業の持分については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 11. 6	当該企業は当法人の会員
		(株)日光自然博物館		2株 (0.03)	栃木県が中心となり、日光中禅寺地区の活性化の中心施設として第三セクターにより会社が設立され、広く観光関係の団体等へ出資を要請されたため出資を行った。(非公開)	S. 63. 11. 1	会長が当該企業の役員を兼務

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	関東運輸局総務課	(社)草津温泉観光協会	(株)草津温泉フットボールクラブ	30株 (0.3)	当該企業は、草津温泉のイメージアップのため地域と密着し、Jリーグを目指したサッカーチーム「ガスバ草津」の運営法人として設立されたものである。その際、当法人等が窓口となって草津町や他の団体も出資を募り、草津温泉のイメージアップに大きく貢献することから、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 草津温泉の町ぐるみの企画であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 15. 9. 29			
			(株)草津観光公社	4株 (0.4)	当該企業は、(財)草津町開発協会を組織改革して、草津町の来訪観光客向けの休憩施設等の公益的な施設の管理・運営を行う目的で設立されたものである。その際、当法人が窓口となって町内の団体に出資を募り、当法人も草津町の観光事業の発展等のため、地元の観光振興を推進する団体として出資に協力したものである。 草津町の全体の方針に沿ったものであり、適当な処分先が見当たらない。	H. 14. 3. 7			
		(財)関東陸運振興財団	(株)東京都軽自動車センター	600株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 5. 1	役員兼任3名		
			(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 3. 9. 24	役員兼任2名		
			(株)千葉県軽自動車センター	6,660株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 6. 27 ほか1回	役員兼任2名		
		(社)東京都自動車整備振興会	(株)東京都軽自動車センター	600株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 3. 23 ほか2回	役員兼任3名		
			(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 5. 1	役員兼任3名		
		(社)東京乗用旅客自動車協会	(株)自動車会館	10,140株 (1.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 3. 9. 24	役員兼任2名		
		(社)山梨県トラック協会	日本トラック興業(株)	180株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 9. 30 ほか4回	当該企業株主は、当法人会員により構成 当法人はビルのご共同所有者 会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
		(社)山梨県自動車整備振興会	(株)山梨県自動車会館	400株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 39. 7. 10			
			(株)山梨県軽自動車センター	400株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 44. 11. 20			
		(社)三多摩自動車協会	(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 44. 9. 11 ほか1回	会社設立趣意に基づく施設利用(土地賃借)		
			(株)千葉県交通会館	3,250株 (4.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 3. 20 ほか1回	当該企業の取締役及び監査役は3団体からそれぞれ充てており取締役3名、監査役1名となっている		
		(社)千葉県トラック協会	日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 9. 24	当該企業が所有している建物の賃借 当該企業の所有する建物の管理運営を当法人が受託		
			(株)千葉県交通会館	3,250株 (4.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 63. 5. 11 ほか1回			
		(社)神奈川県トラック協会	日本トラック興業(株)	1,600株 (1.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
		(社)群馬県トラック協会	日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 11. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
		(社)埼玉県トラック協会	日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回			
								S. 37. 8. 1	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	関東運輸局総務課	(財)メトロ文化財団	(株)はとバス	1,127,750株 (12.5)	当該企業を設立する際、東京都及び帝都高速度交通営団が株式を保有していたが、当法人を設立するに当たり設立資金を出資した帝都高速度交通営団の要請で株式を保有したものであり、処分には困難な問題もあるが、更に処分についての検討を行う。	S.35.4.20 ほか3回			
		北陸信越運輸局総務課	(社)富山県トラック協会	日本トラック興業(株)	330株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回	役員1名兼任	
	(社)石川県トラック協会		400株 (0.4)		S.36.10.2 ほか8回				
	(社)新潟県トラック協会		700株 (0.6)		S.36.7.1		会社設立趣意に基づく施設利用のみ		
	(社)長野県トラック協会		550株 (0.5)		S.36.7.1				
	中部運輸局自動車交通部貨物課	(社)福井県トラック協会	福井埠頭(株)	1,000株 (0.1)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.53.7.10			
				日本トラック興業(株)				200株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。
		(社)静岡県トラック協会	800株 (0.7)	S.36.10.2 ほか7回					
		(社)愛知県トラック協会	1,600株 (1.5)	S.36.7.1 ほか7回	役員1名兼任				
		(社)三重県トラック協会	450株 (0.4)	S.36.10.2 ほか7回					
		(社)岐阜県トラック協会	700株 (0.6)	S.36.10.2 ほか7回					
		中部運輸局自動車技術安全管理課	(社)愛知県自動車会館	(株)愛知県自販会館	600株 (6.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.3.5.31	役員兼務7名	
	近畿運輸局総務課	(社)京都府トラック協会	日本トラック興業(株)	760株 (0.7)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1			
				(株)京都自動車会館				34,483株 (8.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。
		(社)京都府自家用自動車協会	977株 (0.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.37.12.22 ほか2回	役員兼任1名			
		(社)京都府自動車整備振興会	3,000株 (0.02)		H.12.11.20				
		(社)京都府自動車整備振興会	17,400株 (4.5)		S.37.12.22 ほか4回	役員兼任2名			
		(社)京都府バス協会	3,000株 (0.02)	H.12.11.20					
		(財)大阪陸運協会	(株)京都自動車会館	2,000株 (0.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.12.8.22			
		(社)兵庫県タクシー協会	(株)兵庫県タクシー協会	11,540株 (8.1)				S.63.4.1 ほか6回	役員兼任13名
		(社)兵庫県自動車整備振興会	(株)兵庫県自動車会館	4,000株 (1.7)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.8.1	役員兼任9名		
		(社)堺北・東自家用自動車協会	(株)大阪自家用自動車会館	1,150株 (5.8)				S.37.8.1 ほか2回	会長が当該企業の取締役に就任
		(社)大阪府自家用自動車連合協会		2,091株 (10.5)				S.36.10.17 ほか6回	役員兼務10名
		(社)大阪府トラック協会	関西国際空港(株)	780株 (0.004)	当該企業は、関西国際空港の建設・管理を目的として、国、地方自治体、関係団体及び民間企業の出資により特殊法人として設立されたものである。当法人は、地元経済界からの要請により在阪団体の一員として株式を保有している。 関西経済圏において国際空港の管理・運営という高い公益性を有する事業を行う当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.60.7.27 ほか10回			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	近畿運輸局総務課	(社)大阪府トラック協会	日本トラック興業(株)	2,400株 (2.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.4.1 ほか7回	会長が当該企業の取締役		
		(社)奈良県トラック協会	日本トラック興業(株)	110株 (0.1)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.3.3. ほか1回			
			神戸航空交通ターミナル(株)	300株 (0.6)	当該企業は、航空旅客ターミナルビル及び神戸リムジンバスの運営等を行うものである。また、神戸市及び兵庫県からの出資が約半分を占める。 当該企業は、現在休眠状態となっているため、処分は困難。	H.元.12.			
		(社)和歌山県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
				(社)滋賀県トラック協会		210株 (0.2)		S.36.7.1	
				(社)兵庫県トラック協会		1,200株 (1.1)		S.36.7.1	
		神戸運輸監理部	(社)神戸港振興協会	神戸マリンホテルズ(株)	10,000株 (0.9)	当該企業は、神戸への来訪者等に対し利用しやすい宿泊等の場を提供することを目的として、当会が所有する宿泊施設の運営を委託していた関係から同社の株式の保有を開始しており、当該株式には譲渡制限が設けられている。平成14年4月から当該宿泊施設の運営を他の団体に変更したが、当該企業は当会の会員企業であること等から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.52.6.1 ほか1回		
					中国運輸局総務課	(社)山口県バス協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。
		(財)山口県自動車振興センター	1,660株 (8.3)	S.45.8.7				役員兼任8名	
		(社)山口県乗用自動車協会	1,600株 (8.0)	S.44.12.7				当法人が当会館の一部を事務所として使用	
		(社)山口県トラック協会	1,600株 (8.0)	S.45.8.7				会長が当該企業の取締役	
		(社)広島県トラック協会	日本トラック興業(株)	510株 (0.5)		当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2		
				(社)鳥取県トラック協会			550株 (0.5)	S.38.12.10	
				170株 (0.2)			S.39.7.10 以前		
(社)岡山県自動車整備振興会	(株)岡山県自動車会館	9,791株 (24.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.38.9.9		役員兼任1名			
		(社)岡山県自家用自動車協会		3,817株 (9.5)		S.38.9.9			
		(社)岡山県タクシー協会		5,577株 (13.9)		S.38.9.9 ほか2回	役員兼任1名		
(社)岡山県トラック協会	日本トラック興業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	中国運輸局総務課	(社)岡山県トラック協会	(株)岡山県自動車会館	5,281株 (13.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたもの。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 38. 9. 9	会長が当該企業の代表取締役	
			岡山空港ターミナル(株)	60株 (0.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。	H. 8. 10. 1		
		(社)岡山県バス協会		566株 (3.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式保有に協力したものである。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 61. 9. 11	役員兼任1名	
			(株)ホテルグランピア岡山	1,500株 (0.7)	当該企業は、西日本旅客鉄道(株)及び岡山県の財界の出資により設立され、バス事業者も参画するよう強い要請があったことから、当法人も出資し、株式を保有している。 設立当初の経緯から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 48. 3. 26	会長が当該企業の取締役	
	四国運輸局総務課	(社)徳島県トラック協会	日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ	
				(株)徳島県自動車会館	2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 40. 8. 5 ほか4回	役員兼任1名
		(社)徳島県バス協会			2,800株 (14.0)		S. 40. 8. 5	
		(社)徳島県自動車整備振興会			4,000株 (20.0)		S. 60. 8. 28	
		(社)香川県自動車整備振興会	(株)香川県軽自動車会館	2,000株 (18.2)		S. 48. 10. 15	軽自動車(4輪)の車両番号標頒布業務委託(委託料支払い)	
		(社)高知県バス協会	(株)高知交通会館	130株 (25.0)		S. 63. 3. 11	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ	
(社)高知県トラック協会		日本トラック興業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
(社)愛媛県トラック協会			300株 (0.3)		S. 36. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
(社)香川県トラック協会			250株 (0.2)		S. 36. 10. 2 ほか7回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ		
九州運輸局総務課	(社)福岡県自動車整備振興会	(株)福岡交通会館	40株 (0.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 57. 3. 1			
	(社)福岡県トラック協会		200株 (0.5)		S. 23. 12. 26 ほか1回			
			日本トラック興業(株)	1,300株 (1.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 40. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ	
	(社)熊本県自動車整備振興会	(株)熊本県自動車会館	4,428株 (30.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 56. 8. 31 ほか7回	役員兼任3名		
	(社)熊本県自動車標板協会		600株 (4.1)		S. 58. 3. 23	役員兼任1名		
	(財)九州陸運協会		300株 (2.05)		S. 48. 12. 28 ほか1回	役員兼任1名		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	九州運輸局総務課	(社)熊本県タクシー協会	熊本空港ビルディング(株)	250株 (1.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式を保有している。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 9. 16	
		(社)熊本県トラック協会	日本トラック興業(株)	80株 (0.07)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 7. 1 ほか2回	
		(社)宮崎県トラック協会		150株 (0.1)		S. 36. 8. 1	
		(社)大分県トラック協会		300株 (0.3)		S. 46. 10. 7	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社)佐賀県トラック協会		180株 (0.2)		S. 37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社)鹿児島県トラック協会		150株 (0.1)		S. 37. 8. 1 ほか3回	
		(財)佐世保観光コンベンション協会	させぼパールシー(株)	60株 (1.0)	当該企業は「西海国立公園九十九島」のPRと観光誘致を主要業務としており、博物館展示施設の管理も佐世保市から受託している。観光宣伝・観光誘致を連携していく必要があるため株式保有している。 既に必要最小限の保有と思われるが、更に処分について検討を行う。	H. 5. 9. 1	役員兼任1名
	沖縄総合事務局運輸部総務課	(社)沖縄旅客船協会	沖縄県離島海運振興(株)	200株 (0.04)	当該企業は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、旅客船事業者による第三セクター方式で設立されたものである。零細事業者が多い当法人の会員の代船を容易にし、離島航路の振興発展を期することを目的として、株式を保有している。 今後の離島航路の準備・維持の上からも継続保有が必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 55. 3. 26	
				日本定航保全(株)	400株 (2.0)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と損害保険会社との出資で設立されたものである。これを受け海上運送法上も賠償保険付保の命令権を創設している。 このように、公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 3. 10
		(社)石垣市観光協会	(株)石垣市経済振興公社	10株 (2.3)	当該企業は、「八重山物産流通拠点形成プロジェクト」の一環として、第三セクター方式で設立されたものである。八重山観光のPR、特産品の販路拡大を目的としていることから、設立準備段階から関与していたため、株式を保有することとなった。 H19年度内に所有株式を八重山ビジターズビューローに引継ぐことで調整を図っていたが、営利を目的とした株式の保有ではなく、地域振興を目的とする第三セクターの株であり地域外の経済団体と協調している事から、新公益法人法に基づく組織の改編時に対応する事となった。	H17. 5. 23	役員(監査)として、1名派遣
		石垣空港ターミナルビル株式会社	100株 (0.9)	当該企業は、国関連金融機関、沖縄県、石垣市等が出資する第三セクターである。平成25年3月の新石垣空港の開港向け、ターミナルビルの建設に取組む企業として公共性の高い企業であり、本会は、地域の行政並びに経済団体(商工会)と連携して、地域経済の振興発展の為に株式を取得した。公益法人法改革に伴い、既に一般社団等への移行を視野に入れ検討を進めている所であり、地域観光産業の振興の為に当該企業を支援する事が望ましいと考えるが、今後の組織改革等において検討を重ねたい。	H. 21. 3. 26		
	(財)沖縄観光コンベンションビューロー	ブセナリゾート(株)	320株 (5.2)	当該企業は、県が出資する第三セクターである。国際的なリゾート施設開発を支援し、沖縄観光の振興発展に寄与するという公共性の高い企業であり、観光の振興発展を図るため、今後も株式を保有し、当該企業を支援することが必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 7. 23		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
総務省	総合通信基盤局データ通信課	(社)日本ネットワークインフォメーションセンター	(株)日本レジストリサービス	1,265株 (19.7)	当法人のjドメイン名管理事業を分離させるため、平成12年12月に設立された当該企業への現物出資の対価として株式を取得した。平成14年4月に当該事業を当該企業に移管。平成15年3月に当該企業に対し当法人保有株式の一部(775株)を売却。平成16年3月会員企業に対して360株を売却した。現在当該事業の公益性等を踏まえつつ、残りの1,265株についても早い時期に処分できるよう検討中。	H.13.2.21	理事のうち2名が当該企業の役員及び従業員
文部科学省	研究振興局情報課	(社)日本海事検定協会	日本海事検定(泰国)(株)	10,000株 (100)	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に対応するため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。 外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.4.1	職員3名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
経済産業省	商務情報政策局情報政策課		日本海事検定(マレーシア)(株)	60,000株 (30.0)		S.50.4.1	職員1名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課		フィリピン日本海事検定(株)	4,000株 (40.0)		S.51.6.28	職員1名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
国土交通省	港湾局港湾経済課		日本海事検定(インドネシア)(株)	105株 (70.0)		H.6.1.1	職員1名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
			亜東海事検定保険公証人股份有限公司	3,600株 (60.0)		S.62.9.1	業務契約者1名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
			天津華和海事検定有限公司	1,685万円 (49.0)		H.7.3.1	職員3名(当該企業の役員を兼務)を派遣 業務の一部を委託
			(株)北九州輸入促進センター	10株 (0.02)		H.5.4.26	
			(株)舞鶴21	40株 (0.1)		H.7.11.21	
			清水港振興(株)	20株 (0.2)		H.8.4.30	
			日本海事検定キューエイ(株)	600株 (50.0)		H.5.4.1	
		(財)新日本検定協会	泰国新日本検定(株)	2,938株 (49.0)	H.元.7.25	職員2名を派遣(うち1名が当該企業の役員を兼務) 業務の一部を委託	
		(株)北九州輸入促進センター	10株 (0.02)	H.5.4.5			
		清水港振興(株)	20株 (0.2)	H.8.4.12			
		横浜港埠頭ビル(株)	3,600株 (1.7)	S.37.11.1			
社会・援護局総務課	(財)鉄道弘済会	弘済事業(株)	10,000株 (100)	当該企業は、当法人が自ら直接行っていた事業を分社化させたもの。民事再生手続きを経て平成22年6月14日に解散し、現在は清算株式会社。平成22年度末までに清算終了予定。	H.10.4.1	当法人が当該企業に資産管理を委託	
鉄道局総務課	(社)日本港湾福利厚生協会 (財)港湾労働安定協会	(株)シーパレス	99株 (49.5)	港湾労働者の福利厚生を目的として当該企業を設立し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H.3.2.28	役員兼任2名 当法人の宿泊施設の運営を	
職業安定局建設・港湾対策室			25株 (12.5)		H.3.2.28		
文部科学省	研究振興局学術機関課	(財)日本生物科学研究所	日生研(株)	685,000株 (95.1)	基本財産として寄付等されたため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.35.11.15 ほか20回	役員兼任2名 当該企業と研究成果の技術提携を実施
農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課	(社)全国農協観光協会	(株)農協観光	12,370株 (34.4)	当法人が行っていた旅行業を分離して、(株)農協観光が設立された際に保有。 株式の処分先が限定されており、適当な処分先が見つからない。	H.元.10.20 ほか2回	役員兼務4名 旅行の申込等、事務室の賃借、土地の賃貸
農林水産省	経営局協同組織課						

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
経済産業省 国土交通省	製造産業局自動車課 自動車交通局技術安全部自動車情報課	(社)日本自動車販売協会連合会	(株)釧根自動車会議所	46,800株 (23.9)	当該企業が運営する会館に入居する団体の一員として応分の負担をするために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 56. 7. 8 ほか1回	理事(無報酬)が当該企業の取締役 事務室賃貸借契約
			(株)愛知県自販会館	1,600株 (16.3)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 9. 21 ほか8回	理事(無報酬)2名が当該企業の取締役社長、副社長 事務室賃貸借契約
国土交通省 青森県	東北運輸局管理課 警察本部交通部交通規制課	(社)青森県自動車協会	(株)青森県交通会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 38. 3. 26 ほか4回	会長及び専務理事が当該企業の取締役を兼務
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局総務課 企画管理部教育・情報局文書課	(財)神戸市都市整備公社	(株)神戸サンセンタープラザ	21,945株 (14.6)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建設されたサンプラザ等の管理運営のため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 5. 1 ほか4回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任
			(株)神戸ワイン	80株 (0.3)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に増進することにより、アーバンリゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 59. 9. 22 ほか2回	当法人の専務理事が当該企業の取締役に就任
			神戸マリンホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 52. 6. 23 ほか1回	
			(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 7. 31 ほか2回	当法人の事務局が神戸商工貿易センタービルの一部を賃借
			神戸地下街(株)	1,214株 (0.6)	当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、管理運営するため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 10. 5	
			(株)ケーブルテレビ神戸	200株 (0.5)	当該企業は、有線テレビジョン放送法に基づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ事業を行うために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 7. 31	
			(株)神戸ハーバーランド情報センター	100株 (0.3)	当該企業は、神戸ハーバーランド地区において、地区管理の中核的役割等を担う機構として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 63. 4. 11	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局総務課 企画管理部教育・情報局文書課	(財)神戸市都市整備公社	(株)神戸ニュータウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住宅団地において、商業施設等を計画整備等する事業主体として設立された神戸市の外郭団体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針により、当法人が外郭団体である神戸都市振興(株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 9. 3. 5	当法人の専務理事が当該企業の取締役
国土交通省 山口県	中国運輸局総務課 警察本部交通部交通企画課	(社)山口県自家用自動車協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
国土交通省 熊本県	九州運輸局総務課 警察本部交通部交通企画課	(社)熊本県自家用自動車協会	(株)熊本県自動車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 58. 3. 23	役員兼任1名

[都道府県知事]

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係			
北海道	総務部法人団 体課	(社)北海道歯科医 師会	(株)道歯企画	308株 (77.0)	当法人会員に対する損保業務は、個人代理店を 通して行っていたが、損保業務以外の収益事業の 取扱高が増加したことから、他県の歯科医師会の 対応も参考に(社)北海道歯科医師会が主たる株主 となり企業を設立。 当該企業は、顧客を当法人会員に限っているこ と、設立経緯から当法人と一体となった経営が必要 なこと等から、株式保有への部外者の参入はな じまない。	H.元.7.1 ほか1回	H.9.4から監査役を除く当該 企業役員15名全員が当法人役 員を兼任 当法人の施設の一部を当該 企業の事務室等として賃貸			
		(社)札幌歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)函館歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)小樽市歯科医 師会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)北見歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)十勝歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)室蘭歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)釧路歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)後志歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)旭川歯科医師 会		8株 (2.0)		H.元.7.1				
		(社)苫小牧歯科医 師会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)日高歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)岩見沢歯科医 師会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)美唄歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)留萌歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)空知歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)稚内歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(社)千歳歯科医師 会		4株 (1.0)		H.元.7.1				
		(財)北海道食と健 康財団		(株)ほくほくファ イナンシャルグ ループ		240,000株 (0.01%)		低金利時代において、当法人の事業活動を維持す るために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継 続に支障を来すこと及び市場流通性がないこと から、処分は困難。	H17.4.14	預金口座を有する金融機関
		(社)北海道産炭地 域振興センター		(株)徳川		160株 (26.7)		当該企業は、千葉県の人形製造卸業が事業拡大 と新たな生産拠点づくりとして、平成3年に赤平市 に設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭 地域振興対策から出資。 景気の低迷により売上が伸びず、創業以来赤字 状態が続いており、財務状態は厳しい状況にある ことから、株式買取期日を平成21年3月31日まで延 長。	H.4.5.20	
	(株)プラスチック 油化プラント	150株 (25.0)	廃プラスチックを熱分解させることによる油化 事業を展開するために当該企業を設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭 地域振興対策から出資。 なお、株式の引受期間は5年となっており、株式 買取期日は平成13年2月28日。現在、今後の対応を 検討中。	H.8.2.29						
	三桂(株)	20,000株 (20.0)	当該企業は炭鉱閉山に伴い、新規事業の創造を 図るため、農業用廃塩化ビニール再生処理及びベ レット生産を目的に設立。 閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振興対 策から出資。 円高の影響により、再生塩化ビニールの価格も 当初予測を大きく下回り、業績が悪化。その後パ ネルの新製品開発に成功しているが、いまだに業 績不振から脱却できないため、株式買取期日を平 成22年3月31日まで延長。	H.2.2.26						
	西川化学工業(株)	4,000株 (12.5)	炭鉱閉山に伴う離職者雇用及び地域振興対策と ポリエチレン製袋の安定生産体制を図るため、新 工場での創業のための設備資金として出資。 ごみ袋の売上げは増加したが、米袋、買い物袋 の受注が減少し、経営が低迷していることから、株 式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H.2.5.15						
	(株)ジャパンバイ オ	110株 (11.5)	平成2年、赤平市内にキノコの人工菌床を開発、 製造、販売するために当該企業を設立。雇用対策 と産炭地域振興対策として出資。 しいたけを中心とした菌床製造は、しいたけの 東南アジアからの輸入増加などの影響により販売 不振なため、株式買取期日を平成23年3月31日まで 延長。	H.2.10.31						

資料
64

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
北海道	総務部法人団 体課	(社)北海道産炭地 域振興センター	(株)歌志内ショッ ピングセンター	200株 (10.0)	ポスト石炭の地域対策として、商業の活性化と 離職者の対策を図る目的で、第三セクターによる 共同店舗を平成10年4月に設立。 地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出 資。初期設備投資の過大と売上が伸びず、資金繰 りが悪化したことから、平成14年6月に核店舗を入 替え再オープン。今後は売上増も期待できること から、株式買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H.10. 6. 30	
			(社)北海道産炭地 域振興センター	(株)エコバレー歌 志内	100株 (6.3)	ポスト石炭の地域対策として廃棄物発電による エネルギー供給を目的とした当該企業を設立。新 しい産業群を形成し、地域の振興と雇用創出に寄 与するものとして出資。 平成13年から操業しているが、設備投資や試運 転等に時間を要し、本格操業に至っていない状況 から株式買取期日を平成23年3月31日まで延長	H.12. 4. 7
		(財)北海道中小企 業総合支援セン ター	(株)ヒルコ	20,000株 (14.3)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援す るため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に 基づき行っている。契約変更で平成21年8月まで保 有。	H.10. 8. 26	当該企業は、当法人の投資 育成事業に基づく投資育成先
		(株)デジック	400株 (12.5)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援す るため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基 づく行っている。買取契約者の資力等により継続 保有しているが、他の買取予定者への買取交渉な ど取り扱いについて検討している。	H.14. 11. 7		
		(株)バナナクラブ	125株 (21.7)		H.14. 9. 14		
		(株)コムテック 2000	325株 (5.4)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援す るため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基 づく行っている。株式の引受けは、保有期限6年以 内として、期間終了までに発行価格で投資先企業 の関係者に売却することとしている。	H.16. 2. 9		
		ミヤ工業(株)	400株 (25.0)		H.16. 10. 27		
		(株)アルナリくべ つ	100株 (20.0)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指 定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新 製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っ ている。	S.63. 3. 31		
		インターフェイス ジャパン(株)	100株 (44.2)		H.元. 11. 1		
		札幌実業(株)	400株 (22.2)	買取契約者の資力等により継続保有している が、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いに ついて検討している。	H. 9. 2. 27		
		(株)アイ・セック	240株 (35.3)		H. 9. 10. 14		
		(株)ウエノテック	20,000株 (40.0)		H. 9. 10. 1		
		(株)ソーラー技 研	36,000株 (10.0)		H.10. 3. 31		
		(株)テオン	200株 (22.2)		H.10. 8. 27		
		八戸ファームウェ アシステム(株)	400株 (16.1)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指 定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新 製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っ ている。株式の引受けは、保有期限10年以内とし て、期間終了までに発行価格で関係者に売却する こととしている。	H.10. 12. 25		
		(株)エーオーエス	240株 (35.3)		H.11. 9. 21		
		(株)ムーシステム	200株 (38.5)		H.11. 9. 9		
		(株)エルフィン	200株 (23.0)		H.12. 9. 1		
		日栄電機工業(株)	1,000株 (25.0)		H.12. 12. 20		
		(株)ワールドワー ク	160株 (35.6)		H.12. 12. 26		
		(株)北海道バイオ インダストリー	50株 (24.3)		H.12. 12. 1		
		(株)ネイクス	400株 (6.7)		H.13. 8. 28		
		(株)アイティプロ ジェクト	150株 (30.0)		H.13. 12. 13		
		(株)フードビジネ スシステムズ	199株 (49.8)		H.14. 3. 16		
		(株)ブラムネット	200株 (19.2)		H.14. 8. 6		
		(株)テクノフェイ ス	400株 (25.3)		H.14. 7. 6		
		(株)インジェネッ クスバイオテクノ ロジーズ	8,000株 (29.4)		H.15. 1. 11		
		北海道トクサン (株)	200株 (22.2)		H.15. 1. 31		
		アネカムジャパン (株)	160株 (8.6)		H.15. 3. 27		
		(株)白石ゴム製作 所	6,000株 (8.3)		H.15. 10. 21		
		(株)サイバーブ ルー	160株 (26.7)		H.15. 12. 13		
		(株)オンコレック ス	43株 (0.9)		H.16. 6. 4		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係			
北海道	総務部法人団 体課	(財)北海道中小企 業総合支援セン ター	(株)アートパラ ディム	100株 (38.5%)	当法人は、中小企業の自己資金の充実に支援す るため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に 基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年 以内として、期間終了までに発行価格で投資先企 業の関係者に売却することとしている。	H.16. 5.26	当該企業は、当法人の投資 育成事業に基づく投資育成先			
			(株)メディア・マ ジック	200株 (21.6%)		H.16. 6.23				
			(株)バイオミュラ ンス	125株 (5.3%)		H.17. 3.23				
			(株)ネクスト ウェーブ	120株 (27.3%)		H.17. 7.19				
			(株)ファーストブ レス	14株 (1.9%)		H.17. 9.28				
			㈱ピオフレックス	10,000株 (16.7%)		H.17.11.30				
			㈱日本プロマイト	100株 (9.0%)		H.18. 6.24				
			㈱G E L E R D esign	25株 (3.9%)		H.18. 6.30				
			カネジン食品㈱	100株 (11.9%)		H.18. 8.25				
			㈱ハイドロデバイ ス	500株 (25.0%)		H.18. 8.31				
			イオ・スタイル㈱	5,000株 (12.5%)		H.18.11.17				
			札幌高級絹物㈱	15,000株 (15.0%)		H.19. 3.16		当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指 定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新 製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っ ている。株式の引受けは、保有期限10年以内とし て、期間終了までに発行価格で関係者に売却する こととしている。	当該企業は、当法人の投資 育成事業に基づく投資育成先	
			北海道バイオエタ ノール㈱	200株 (1.1%)		H.20. 1.21		当該企業は、設立当時から営利を主目的とする ことなく、企業の利益はすべて利用者に還元する こととしており、こうした企業の方針を維持する ため、当法人が意見を述べるなど監査役としての 機能を持つことを目的に株式を保有。 設立当初の所有経過もあり、株式の売却に対 して、理事の理解等を得るのに時間を要するととも に、処分先が見つからない。	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係	
			(社)北海道土地改 良設計技術協会	(株)エヌデビル		320株 (8.0%)		当法人の前身である任意団体から寄付を受けた もの。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月 にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも継続して交 渉。	S.60.12. 1	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係
			(社)北海道土地改 良建設協会	(株)エヌデビル		520株 (13.0%)		当法人の前身である任意団体から寄付を受けた もの。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月 にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも継続して交 渉。	S.60.12.18	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係
(社)北海道ホルス タイン協会	(株)ジャパンホル スタインブリー ディングサービス	5,760株 (3.4%)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持 するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継 続に支障を来すこと及び市場流通性がないことか ら、処分は困難。	S.46. 7. 8 ほか3回	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係					
(社)北海道栽培漁 業振興公社	(株)ほくほくファ イナンシャルグ ループ	5,000,000株 (1.5%)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持 するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継 続に支障を来すこと及び市場流通性がないことか ら、処分は困難。	H.11. 7.30 H.17. 3.15	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係					
(財)松山漁業振興 協会	(株)ほくほくファ イナンシャルグ ループ	1,000,000株 (0.3%)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持 するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継 続に支障を来すこと及び市場流通性がないことか ら、処分は困難。	H.17. 4.14	当法人の事務所等について 賃貸借契約の関係					
(社)旭川市医師会	(株)旭川保険医 療情報センター	11,420株 (23.2%)	旭川市が中心となり医療情報の有効利用を目的 に設立された第3セクター。設立時に同市からの 強い要請を受け、株式を取得した。非公開株であ り、引き受け手が現れないことから処分は困難。	S.62.2.27	同社事務所は、旭川市医師 会が所有する医師会館内（賃 貸）に置かれている。旭川市 医師会は、検診事業について、 検診データの整理を同社に委 託している。					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
北海道	総務部法人団 体課	(財)北見振興公社	(株)グリーンズ北 見	215株 (5.6)	当該企業は、北見市内の地場農産物の付加価値 向上を目的として北見市、当法人、農協等が出資 して設立。当該企業は地域農業の振興や雇用の拡 大に寄与するもので、公益性があると考え、株式 を保有。 当該企業の、主要株主である農業団体に引き受 けてもらうべく交渉中であるが、農業団体の経営 状況から一括での引き受けは困難であるため、分 割による引き受けについて、引き続き交渉を行っ ているものの、農業団体の経営上の事情などか ら、現時点で合意に至っていない。	S. 61. 4. 1 ほか7回		
		(社)室蘭建設業協 会	(株)ドーコン	4,200株 (3.5)	当該企業の株式については、当初、室蘭建設業 協会(当時は任意団体)が保有していたが、社団法 人化に際し、(株)室蘭建設会館に譲渡されたもの である。 その後、(株)室蘭建設会館の解散(平成9年12 月)に伴い、所有株式を売却しようとしたが買い 手がなく、(株)室蘭建設会館の会員でもあり、前 所有者でもあった当法人が引き受けたものでは ある。 適当な処分先が見つからない。	H. 11. 2. 26		
		(社)函館建設業協 会	(株)ドーコン	4,200株 (3.5)	北海道の開発事業の円滑な遂行を図るため、建 設各分野の技術を統合して、迅速、確実に企画・ 調査・設計・監理を一貫して行う総合コンサルタ ントの必要性の要望が起こり、地方自治体をはじ め、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を 設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 6. 13 ほか4回		
		(社)札幌建設業協 会		12,000株 (10.0)	調査・設計・監理を一貫して行う総合コンサルタ ントの必要性の要望が起こり、地方自治体をはじ め、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を 設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 6. 13 ほか4回		
		(社)旭川建設業協 会		4,200株 (3.5)	北海道の開発事業の円滑な遂行を図るため、建 設各分野の技術を統合して、迅速、確実に企画・ 調査・設計・監理を一貫して行う総合コンサルタ ントの必要性の要望が起こり、地方自治体をはじ め、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を 設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 6. 13 ほか5回		
		(社)北海道建設業 協会		北海道建設業信用 保証(株)	13,000株 (1.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関す る法律の制定に伴い、北海道の出資の下、道内業 界挙げて設立した経緯から、同企業の発足30周年 記念として倍額増資した際に、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 10. 1 ほか1回	理事3名が当該企業の非常勤 取締役を兼任
青森県	商工労働部観 光企画課	(社)弘前観光コン ベンション協会	(株)みちのくラン ド	10株 (0.5)	平成2年当時、第三セクター方式によるリゾート 開発が盛んに行われていたが、リゾート施設の整 備が観光産業の発展にもつながると考えられたこ とから、当法人もその活動に寄与するため、株式 の取得を行ったものである。 現在(株)みちのくランドはレジャー施設建設予 定地の取得を一部断念し、事業を縮小して今後の 事業展開方向を検討している段階であるため、適 当な処分先が見つからない状況である。 また、弘前リゾート開発(株)は解散し、現在管 財人により清算中である。	H. 2. 5. 12		
			弘前リゾート開発 (株)	20株 (0.2)		H. 2. 5. 1		
			青森県信用組合	20口 (0.0002)		一時借入の資格を保持するために保有すること となった。 当該企業の会員であることが一時借入の要件と なっているため、処分することが困難である。	S. 45. 4. 11	
			東奥信用金庫	100口 (0.0004)		一時借入の資格を保持するために保有すること となった。 当該企業の会員であることが一時借入の要件と なっているため、処分することが困難である。	S. 45. 4. 11	
	商工労働部新 幹線交流推進 課	(社)青森県観光連 盟	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当法人が吸収合併した旧青森県産業振興協会か ら継承したもので、当法人が管理運営する観光物 産館の最大の大口テナントであり、配当割合が高 く、当法人の公益事業の安定的・積極的な遂行に 資するため、保有しているものであるが、今後、 株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿 うよう検討を進め、公益法人制度改革に伴う移行 の取組の中で対応していきたい。	H. 21. 4. 1	当該企業は当法人が管理運 営する観光物産館の最大の 大口テナント	
				農林水産部総 合販売戦略課	(社)青森県物産協 会	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当該企業は設立時からの当法人会員である。配 当割合が高く、当法人の公共事業の安定的・積極 的な遂行に資するため、保有しているものでは あるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用 指針に沿って対応していきたい。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
青森県	県土整備部建築住宅課	(社)青森県建築士会	(株)建築住宅センター	100株 (8.3)	当該企業は、建築基準法に基づく建築物等の指定確認検査機関として、住宅の安全性向上を図ることを目的に第三セクター方式により設立された。当法人の運営に当たり、当該企業の直接間接の理解と協力が不可欠なことから、出資を通じて当該企業を支援するため、株式を保有している。このように公益性の高い事業を行う第三セクターの株式会社については、処分が困難。	H.11. 6. 16	
岩手県	保健福祉部医療推進課	(社)岩手県医師会	(株)アイピーシー岩手放送	150株 (0.029)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.29. 3. 1 ほか2回	県医師会提供のラジオ番組を毎週1回放送中
			(株)岩手日報社	100株 (0.025)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.37. 7. 2	健康に関する情報等を毎月最終火曜日朝刊に掲載
			岩医厚生(株)	200株 (100)	当法人に関連する生命保険、損害保険等の各種保険取扱業務を実施するために、全株を保有して当該企業を設立。 適当な処分先が見つからない。	S.53. 3. 27 ほか1回	会長が、副会長、理事3名、監事がそれぞれ当該企業の社長、副社長、取締役又は監査役を兼任
	県土整備部建設技術振興課	(社)岩手県建設業協会	東日本建設業保証(株)	13,867株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.27	岩手県建設業協会に東日本建設業保証(株)が岩手支店を開設 東日本建設業保証(株)岩手支店職員が(社)岩手県建設業協会監事の1人に就任
秋田県	健康福祉部医療業務課	(社)秋田県医師会 (社)秋田市医師会 (社)大館北秋田医師会 (社)男鹿市南秋田郡医師会 (社)湯沢市雄勝郡医師会 (社)由利本荘医師会 (社)横手市医師会 (社)大曲仙北医師会 (社)能代市山本郡医師会 (社)鹿角市鹿角郡医師会	(株)秋田メディカルサービス	160株 (26.7)	従来、当法人で会員の福利厚生のため生命保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行っていたが、当該事務を廃止し、新たに会員である医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.58. 9. 1 ほか1回	当該企業の業務の範囲を当法人会員に限定
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S.58. 9. 1 ほか1回	
	(社)秋田県歯科医師会	(株)アディックス	40株 (100)	当法人で会員の福利厚生のため損害保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行うべく、会員である歯科医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.1. 9. 1	当該企業の業務の範囲を当法人及び会員に限定	
建設交通部建設管理課	(社)秋田県建設業協会 (社)能代山本建設業協会 (社)由利建設業協会	東日本建設業保証(株)	3,163株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47.11. 1 ほか1回		
			561株 (0.01)		S.39.11.30 ほか1回		
			373株 (0.009)		S.39.12. 1 ほか3回		
		由利高原鉄道(株)	160株 (8.0)		第三セクターとしての当該企業を円滑に運営するため保有。 適当な処分先が見つからない。		S.60. 2. 28
		(社)秋田県仙北建設業協会 (社)北秋田建設業協会	秋田内陸縦貫鉄道(株)		180株 (3.0)		国鉄改革に伴い、沿線地域の産業、経済、文化などあらゆる分野の振興や住民生活の安定向上を図る重要な交通機関として、地域住民の期待にこたえるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。
東日本建設業保証(株)	186株 (0.004)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.39.12. 1 ほか1回				

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
秋田県	建設交通部建設管理課	(社)秋田市建設業協会	(株)インフォメーションプラザ秋田	60株 (2.0)	秋田市が関連団体と共同してキャブテンシステムによる情報の伝達を拡げる事業を推進しており、その協力呼び掛けに応じるため株式を保有。適当な処分先が見つからない。	S. 62. 6. 22	会長が当該企業の取締役に就任
山形県		(社)米沢市医師会	(株)ニューメディア米沢	10株 (0.2)	当該企業は、昭和61年に第三セクター(山形県及び米沢市が主な出資者)として設立。広域情報ネットワークを構築し、各種情報を提供。医療情報を提供するため当法人に協力要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 61. 6. 5	
	商工労働観光部産業政策課	(社)長井青年会議所	山形鉄道(株)	10株 (0.1)	当該企業は、鉄道事業を行う第三セクター。当該企業の設立に際し要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 63. 5. 6	
		(社)新庄青年会議所	新庄TCM(株)	2株 (0.6)	当該企業は、市民参加型のまちづくり会社。当該企業の設立に際し要請があり出資。平成22年12月末に売却予定。	H. 12. 4. 2	
	商工労働観光部観光振興課	(社)東根市観光物産協会	さくらんぼ東根まちづくり(株)	1株 (0.5)	同株式会社は、東根市の「都市計画マスタープラン」に基づき事業を推進する市民組織のTMOとして設立されたものであり、同社の要請を受けて、東根市のまちづくりの推進を期する観点から株式を取得。適当な処分先が見つからない。	H. 15. 7. 31	協会の会長、常務理事、理事がそれぞれ株式会社専務、副社長、社長に就任
	土木部建設企画課	(社)山形県建設業協会	(株)山形県建設会館	23,557株 (4.8)	当該企業は、当法人の社員が建設した会館の管理を目的として設立。当該企業からの要請があり出資。適当な処分先が見つからない。	S. 52. 9. 28 ほか2回	
東日本建設業保証(株)			9,411株 (2.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S. 43. 12. 23 ほか5回		
山形放送(株)			140株 (1.7)	保有に至った経緯等は不明。適当な処分先が見つからない。	S. 42. 2. 1 ほか3回		
(社)西置賜建設業協会		(株)山形県建設会館	2,110株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人会員が出資保有していたが、保有会員が脱退し当該株式を譲渡するに当たり、やむを得ず当法人が譲り受けて保有することとなったもの。適当な処分先が見つからない。	H. 19. 2. 1		
福島県	総務部市町村行政課	(財)棚倉町活性化協会	(株)ルネサンス棚倉	100株 (10.0)	棚倉町が活性化の起爆剤として整備をしたルネサンス棚倉について、管理運営を行う当該企業を第三セクターとして設立。その際に構成メンバーとして出資。※株式の10%を出資。当該企業は第三セクターであることから株式の処分は困難。	H. 2. 3. 20 ほか1回	理事長(棚倉町助役:現副町長)が当該企業の取締役に就任。 塩田 浩(副町長) 平19.04.01～平23.03.31
	企画調整部エネルギー課	(財)福島県いわき地区漁業調整基金	(株)いわき市観光物産センター	300株 (3.0)	当該企業は、いわき市の観光と物産振興の中核施設として地場産業や地域経済の活性化に寄与することを目的に小名浜港に設立された第三セクター。当法人がいわき市内の7漁協(当法人の設立当時は12漁協)を構成員としていることから、当該企業の設立に当たり要請を受けて資本参加。株式は、未公開無配当であるため、当分の間処分は困難。	H. 6. 9. 13	特になし
保健福祉部地域医療課	(社)福島市医師会	(株)インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.4)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 61. 1. 7	業界関係等	
		(社)田村医師会	(株)福島メデサ	4株 0	福島県医師会との関係上取得。		
	(財)穴澤病院	会津鉄道(株)	10株 (0.03)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けたもの。	S. 62. 5. 28		
	(財)温知会		100株 (0.3)	株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 4. 10		
	(財)大原総合病院	(株)インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.25)	第三セクターである当該企業設立時に当法人に協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 61. 5. 20		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
福島県	保健福祉部地域医療課	(財)大原総合病院	(株)福島ゴルフクラブ	9株 (3.3)	当該企業との交際上から取得したもの。 適当な処分先が見つからない。	S.35. 6. 1	
		(財)太田総合病院	(株)太田メディカルショップ	100株 (25.0)	非上場株式	H. 6. 9. 1	取引先
		(財)竹田総合病院	会津鉄道(株)	250株 (0.8)	第三セクターである当該企業設立時に、自治体より協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けた。株式は未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S.62. 5. 28	
			(株)エフエム会津	10株 (1.0)	企業より依頼により購入。第三セクターである当該企業設立当初に同社からの株式処分依頼に応じて取得。適当な処分先が見つからない。	H. 8. 8. 30	特定企業との出資関係
	(財)会田病院	(株)小池メディカル	200株 (0.05)	資産運用の目的で保有(未公開株)。	H.14. 8. 27	取引企業	
	商工労働部団体支援課	(社)郡山商工会議所会館	(株)福島情報処理センター	300株 (15.0)	当該企業の設立の際に、当法人が中心となったことなどから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.40. 8. 12	
(社)福島青年会議所		(株)インフォメーションネットワーク福島	20株 (0.4)	当該企業から協力要請され株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明		
茨城県	企画部事業推進課	(財)茨城県開発公社	つくば国際貨物ターミナル(株)	600株 (10.6)	当法人は、県内立地企業に対する利便性の提供を目的として、インランドデポ(内陸通関拠点)施設整備事業を推進しており、同施設の借主である当該企業(県、地元市、通関業者等が出資)の経営の安定化及び経営状態を掌握するため出資。 現在、保有株の処分に向け調整を進めているが、適当な処分先が見つからない。	H. 9. 2. 1	当該公益法人の常務理事が当該営利企業の非常勤取締役に就任
	保健福祉部厚生総務課	(財)霞ヶ浦成人病研究事業団	(株)八王子薬剤センター	60株 (13.0)	(学)東京薬科大学、(社)東京都薬剤師会八王子支部及び当法人の三法人で、八王子市及び周辺地域の医療機関の患者に対する調剤、薬学生及び薬剤師の調剤実務研修、並びに緊急災害の医薬品の備蓄管理のほか、医薬品の副作用情報収集・管理等を行うことを目的として当該企業を設立。 株式の処分は、公益性の高い企業であることから困難。	H. 3. 7. 9	
	保健福祉部厚生総務課	(財)筑波メディカルセンター	つくばコミュニティ放送(株)	4株 (0.8)	会社からの紹介による。	H.20. 4. 8	
栃木県	産業労働部観光部観光交流課	(社)日光観光協会	(株)日光自然博物館	2株 (0.03)	当該企業は、日光の活性化を図るために、県、日光市、関連企業等により設立された第三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、処分が困難。	S.63.11. 1	
	県土整備部監理課	(社)栃木県建設業協会	東日本建設業保証(株)	26,377株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な履行及び建設業の健全な発展を目的として設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.32. 1.10 ほか数回	
	産業労働部観光部観光交流課	(社)那須観光協会	那須未来(株)	5株 (2.3)	当該企業は、那須町と地元経済団体が共同出資し、那須町の地域活性化と協働の町づくりを進めるため設立した企業であり、当該公益法人は、公益的見地から共同出資に賛同し株式を取得。 公益性の高い企業の株式であり、処分が困難。	H.20. 1.31	会長が取締役に就任
埼玉県	産業労働部産業支援課	(財)埼玉県中小企業振興公社	(株)ホビーベース	50株 (1.4)	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)」に基づき投資事業を実施していた(財)埼玉県創造的企業投資育成財団と、平成16年12月28日付けで統合したことによって保有することとなった。 投資原資となっている県貸付金の要綱において、投資企業の株主比率安定等の観点から株式公開前の株式の譲渡が原則、禁じられている。	H.12.12. 1	投資先企業
			(株)協真エンジニアリング	50株 (0.9)		H.15. 2.25	
			(株)メディアファイブ	300株 (5.6)		H.13. 3.28	
			(株)メガオプト	70株 (2.3)		H.15. 3.19	
			(株)ウイズネット	200株 (1.5)		H.16. 2. 7	
			ファイバーラボ	66株 (0.8)		H.16. 3.31	
	産業労働部産業労働政策課	(財)川口工業会館	新日本製鐵(株)	1,358株 (0.000002)	購入経緯不明。 株式の処分について検討中。	S.45. 5.29 ほか1回	
県土整備部建設業課	(社)埼玉県建設業協会	東日本建設業保証(株)	5,058株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適切な履行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47.11.28 ほか1回	当該企業の埼玉支店長が当法人の監事に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
埼玉県	都市整備部公園スタジアム課	(財)埼玉県公園緑地協会	埼玉高速鉄道(株)	200株 (0.0001)	当該企業から、安定した経営基盤の確立と当協会との業務連携強化のため、出資の依頼があった。 当該企業は、埼玉県が出資している第三セクターの鉄道会社であり、同鉄道は、当法人が管理運営する施設への重要な交通手段である等の理由から相互の協力は不可欠であると判断し、株式を保有した。 株式を譲渡するには、当該企業の取締役会の承認が必要であり、適当な処分先が見つかっていない。	H.15. 1. 14	当法人の理事長が当該企業の取締役役に就任
	産業労働部観光課	(社)小江戸川越観光協会	(株)まちづくり川越	1株 (1.4)	当該企業の中心市街地の活性化を図るという設立趣旨に賛同して出資し、保有することとなった。 株式は近日中に処分する予定。	H.20. 3. 3	
千葉県	商工労働部観光課	(財)千葉県観光公社	鹿野山水道(株)	10,000株 (5.0)	当法人が、国民宿舎鹿野山センターの管理運営を受託するに当たり、同センターが標高300m余の山地にあり、水の確保が困難であったことから、必要な水を確保し、安定的な給水を受けるため当該企業の株式を取得。 鹿野山水道(株)と処分について協議中。	S.44. 5.20 ほか1回	
			千葉県レクリエーション都市開発(株)	4,000株 (0.4)	当該企業は、県が策定するレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市整備を図り、地域経済の発展、住民の福祉の向上に資するため設立。当該企業の事業は、当法人の事業と観光客の誘致等関係が深いことから株式を取得。 千葉県レクリエーション都市開発(株)と処分について協議中。	S.50. 2.28	
	県土整備部建設・不動産課	(社)千葉県建設業協会	(株)千葉県建設業センター	4,550株 (0.9)	当該企業は、建設業団体の活動拠点の場として事務所ビル建設のため、当法人の前身である(社)千葉県建設業中央会の会員企業が出資して設立。当該企業は昭和63年9月に所有ビルの外壁補修工事のため増資。無配のため予定の出資が得られず不足分を当法人が引き受けたもの。 譲渡先をさがしているが、無配のため、なかなか見つからない。	S.63. 9	当該企業は当法人が入居するビルの所有者。 (役員の兼任状況) 理事 20名が取締役 監事1 2名が監査役
			(株)千葉県建設会館	654株 (0.4)	当該企業は、(旧)(社)千葉県建設業協会及び会員企業が、活動拠点として建設会館を建設するため設立。昭和61年5月31日に(旧)協会と(社)千葉県建設業中央会が解散して、同年6月1日に現在の(社)千葉県建設業協会が設立され、その時に(旧)協会から保有していた株式を寄付として受けた。その後、新会館の建直しのための資金調達として、増資が行われ、予定どおりの出資が得られない分を平成7年及び8年に引き受けた。 譲渡先をさがしているが、無配のため、なかなか見つからない。	S.61.6ほか 2回	(役員の兼任状況) 理 事3名が取締役 監事 1名が監査役
県土整備部県土整備政策課	(財)千葉県まちづくり公社	千葉ニュータウン駅前センタービル(株)	124,758株 (48.0)	千葉ニュータウン事業に協力した土地提供者が、都市経営に参画し、生活再建を図り、併せて駅前への購買施設の建設・運営によるニュータウン入居者への利便を図り、もって入居者と土地提供者が一体となって新しい地域振興、コミュニティー形成を図ることを目的として当該企業を設立。県企業庁の要請により出資。 当該企業の設立趣旨等から処分先を検討しているが、適当な処分先が見つからない。	S.56. 7.23 ほか1回		
		千葉テレビ放送(株)	21,332株 (0.6)	(財)千葉県開発公社の解散の際、当該企業が保有していた株式を同公社からの要請により譲り受け、また、地域のマスメディアとして事業を行っている当該企業に出資。 公共放送を維持し、安定株主を確保する必要があることから、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.52. 7.13 ほか2回		
		京葉都市サービス(株)	100,000株 (5.0)	海浜ニュータウン検見川地区において、地域冷暖房による熱供給をもって、居住の快適と利便性、省エネルギー、公害防止等を図る事業を行っている当該企業を育成するため、県企業庁の要請により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.50. 5.16	当法人所有の検見川地区サービスセンタービルの清掃事業を委託	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
千葉県	県土整備部県 土整備政策課	(財)千葉県まちづ くり公社	千葉県レクリエー ション都市開発 (株)	9,960株 (1.0)	当該企業は、県の施策であるレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市の建設を効果的に推進するため、基盤整備としての公共事業と民間エネルギーの導入を目的とした第三セクター。県の要請により出資。 公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つかっていない。	S.52.6.1	
	県土整備部建 築指導課	(社)千葉県建築 士会	(株)千葉県建築住 宅センター	100株 (100)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の実施のため、指定住宅性能評価機関の設立が必要となり、当法人が100パーセント出資して当該企業を設立。 事業が軌道に乗るまでは、当法人が全面的に支援していく必要があり、また、指定住宅性能評価機関の早期設立を要請指導してきた行政としても側面的に協力する必要があるため、当分の間株式を処分することは困難。しかしながら、将来の株式処分に向け、計画的な出資額の減額について指導しているところである。	H.12.9.1	本企業の設立について、当初から中心的に関わってきており、設立後においても、当分の間は全面的に支援せざるを得ない関係。
東京都	生活文化ス ポーツ局都民 生活部管理法 人課	(社)岸本倶楽部	泉吉(株)	70,000株 (8.8)	当法人設立時に財産の大半を占めていた株式は、当法人の設立者が運営する複数の株式会社から寄付を受けたものであった。その後、これらの株式会社が合併や解散により消滅したため、上記株式の代わりに、当法人が入居するビルの所有者である当該企業の株式を所有。 当法人設立の趣旨からも設立者との関係を維持する必要があること、毎年、確実に配当も得ていること及び事務所や会議室の使用にも便宜を受けていることから、株式の処分は困難。	H.6.3.9	会長、監事及び理事(1名)がそれぞれ当該企業の代表取締役、取締役及び職員
		(財)武蔵野健康開 発事業団	(株)エフエムむさ しの	140株 (7.0)	当該企業は、武蔵野市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクター。当法人は武蔵野市の要請に基づき、当該企業の発起人会のメンバーとなり、株式を取得。 株式を処分すると他の株主に動揺を与え、当該企業の経営の根本を揺るがすことになるため、株式の処分は困難。	H.6.9.9	健康情報番組の放送契約
		(社)東京青年会議 所	東京メトロポリタ ンテレビジョン (株)	150株 (0.05)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、当法人は発起人の一人として関わる。 適当な処分先が見つからない。	H.5.5.28	番組企画製作参加、情報提供等の協力
		(社)東京文具工業 連盟	日本文具振興(株)	6,000株 (4.0)	当該企業は、文具券の発行及び回収という公共性の高い事業を安定的に行う必要上、株主を文具関係団体に固定・均等に保有し、各文具関係団体の代表により取締役会を構成し、公益を重視した運営を行っている。 当法人も設立時から重要な役割を担ってきており、また、株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難。 平成22年11月より文具券の発券を停止し、平成23年度から会社の特別清算手続きを行う。平成24年半ばに、清算最終予定。清算最終とともに、本株式を処分する。	S.53.7.7 ほか2回	役員が当該企業の取締役1名に就任
		(社)東京下水道設 備協会	東京都下水道サー ビス(株)	330株 (16.5)	当該企業は、都下水道局の事業合理化の一環として、都と民間企業の出資による東京都監理団体として設立。 当法人は、当該企業の設立趣旨にかんがみ、今後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力していくことから、処分は困難。	S.59.8.1	当法人は、当該企業から毎年数件の調査物件を受託
		(財)武蔵野市開発 公社	(株)吉祥寺駅前共 同ビル	96株 (48.0)	武蔵野市の要請に基づき、都市計画道路及び市道の施行のために平和通り街区整備事業に参加し、吉祥寺駅前共同ビルの建設及び管理運営を行うため、昭和61年、他の借地権者と共に当該企業を設立。 当該企業は、市の要請に基づき、行政と借地権者が協力して設立した第三セクター方式と同様の方式の会社で、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。	S.61.2.18 ほか3回	常務理事が当該企業の取締役を兼任(無給) 借地権を当該企業に転貸

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法課	(財)武蔵野市開発公社	(株)エフエムむさしの	320株 (16.0)	武蔵野市の要請に基づき、地域情報の活性化に協力するため、平成6年の当該企業の設立の際に、市、武蔵野商工会議所及び(財)武蔵野健康開発事業団と共に株式を取得。 当該企業は市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクターであり、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。 ※増加分については、公社が保有するエフエビルのキーテナントであった株式会社伊勢丹の撤退に伴い、同社が保有していた株式の引き受け先が決まらなかったため、一時的な措置として引き受けたものである。新たな引き受け先は、株式会社エフエムむさしので選定中。	H. 6. 9. 9 ほか1回	理事長が当該企業の取締役を兼任(無給) 気象、交通、鉄道及び駐車場情報番組提供事務を委託
		(財)東京市町村自治調査会	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	3,000株 (1.0)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、区市町村と協力しつつ、民間の資金を活用していくこととしている。出資割当のうち市町村の負担分については、市町村全体の自治振興の目的の事業を遂行している当法人が出資することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。 平成22年10月25日開催の理事会において保有株式の適正な管理を行うための規則を設置した。	H. 5. 3. 29	
			(株)東京スタジアム	14,000株 (7.3)	多摩地域のスポーツ振興の拠点及び大規模かつ多目的な総合競技場施設の管理運営を行う第三セクターとして当該企業を設立。設立に際し、市町村と協力しつつ、民間の有するノウハウや資金を積極的に活用することとし、市町村分については、市町村全体の自治振興の目的として事業を遂行している当法人が出資することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。 平成22年10月25日開催の理事会において保有株式の適正な管理を行うための規則を設置した。	H. 6. 8. 2 ほか3回	評議員(稲城市長)が当該企業の取締役(非常勤)に、副理事長(檜原市長)が監査役(非常勤)に就任
神奈川県	総務局企画調整部市町村行政課	(財)平塚市文化スポーツまちづくり振興財団	(株)湘南ベルマーレ	1,280株 (8.2)	当該企業は、平塚市を本拠地としたサッカーチームとして、児童生徒を対象とした選手による指導、交流などで地域に密着し、市民の共通の連帯感を育むなど、市の健全な発展に寄与。また、ホームグラウンドは当法人が市から管理運営を委託されていることから出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 11. 25 ほか3回	
	商工労働局企画調整部企画調整課	(社)大和青年会議所	大和ラジオ放送(株)	20株 (0.6)	当該企業は、大和市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、理事長が当該企業の発起人であった関連で、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 11. 1	
		(社)藤沢青年会議所	藤沢エフエム放送(株)	100株 (3.85)	当該企業は、藤沢市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 4. 14	
	商工労働局産業部商業流通課	(社)川崎市商店街連合会	かわさき市民放送(株)	40株 (1.4)	当該企業は、コミュニティー放送として、川崎市をはじめ市内主要企業他団体等の出資によって設立され、当法人としても最も身近な市民を対象とした放送局であり、市内商店街のイベント情報を周知するのに効果的であると判断して保有。 当該放送局の営業が軌道に乗るまで、処分を見送っている。	H. 8. 1. 11	会長が非常勤取締役就任
	商工労働局産業部観光課	(社)湯河原温泉観光協会	(株)エフエム熱海湯河原	2株 (0.2)	当該企業は、平成11年4月、熱海市等が出資して地域活性化及び災害時等の情報メディアとして設立され、13年11月、湯河原町への放送エリア拡大に伴い湯河原町等が出資する際に取得。 適当な処分先が決まっていない。	H. 13. 11. 30	
(株)湯河原総合情報センター			5株 (0.5)	当該企業は、湯河原町等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、宿泊案内、観光案内等の業務を主としているため、湯河原温泉の誘客の充実に資する事業のため出資。 湯河原駅前案内所も兼ねているため、処分は困難。	H. 7. 5. 16	会長が取締役社長に、副会長が取締役に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	商工労働局産業部観光課	(社) 藤沢市観光協会	藤沢エフエム放送(株)	60株 (2.3)	当該企業は、タウン情報、各種イベント情報及び交通情報などの情報発信基地として藤沢市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 3. 28	会長が当該企業の取締役に就任
		(社) 横浜市商店街総連合会	横浜信用金庫	60口 (0.001)	当会(法人化以前)がショッピングセンターを建設するに当たり資金の借入れが必要であったため、当該企業から融資を受けたが、その際、信用金庫法により、融資を受けるには会員であることが必要条件であることから出資。 借入金の返済後も取引の便宜を得るため、また将来の事業展開に備え融資を受けられる態勢を整えておく必要があるため、継続保有が必要。	S.40. 1. 21	
	県土整備局環境共生都市部都市公園課	(財) 神奈川県公園協会	(株) 湘南なぎさパーク	200株 (1.4)	当法人は、当時県立湘南海岸公園内の駐車場の経営に参画する一員であったが、同公園の再整備に当たり、駐車場を集約整備する事業実施主体として当該企業を第三セクターで設立。 株式の処分は、設立発起人の立場から他の株主への影響も大きく、当該企業の存在を危うくするため継続保有が必要。	H. 2. 2. 17	
		(財) 川崎市まちづくり公社	みぞのくち新都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株式を処分することは、地元権利者や地域に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないことから例年同様株式の処分は困難。	H. 7. 8. 10 ほか1回	
	県土整備局建築住宅部建築安全課	(社) 湘南建設業協会	(株) 神奈川県建設会館	1,720株 (0.9)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S.35. 4. 1	当該企業の役員は当法人が推薦
				(社) 神奈川県建設業協会		20,000株 (10.0)	
	(社) 平塚建設業協会	400株 (0.2)	S.35. 4. 1				
	(社) 横浜建設業協会	2,700株 (1.4)	S.48. 5. 8				
	(社) 相模原市建設業協会	260株 (0.08)	S.35. 8. 20				
	(社) 茅ヶ崎建設業協会	430株 (0.2)	S.42. 3. 13				
県土整備局建築住宅部建設業課	(社) 藤沢市建設業協会	藤沢エフエム放送(株)	10株 (0.3)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るため藤沢市等の出資により、設立された第三セクターで公益性の高い企業。当法人は、藤沢市の要請を受けて株式を保有。 当法人の公益事業遂行のために当該企業との連携は不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 7. 4. 19		
			(株) 神奈川県建設会館		820株 (0.4)	S.42. 12. 21	当法人の会長が当該企業の取締役
	(社) 川崎建設業協会	3,360株 (1.7)	S.35. 8. 20 ほか7回				
	川崎市民放送(株)	60株 (2.1)	当該企業は、川崎市等が出資し、設立された第三セクターである。 当法人は川崎市と災害時における応援に関する協定を締結し、応分の負担をするための株式を保有するもので、処分は困難である。	H. 8. 3. 8			
県土整備局建築住宅部建設業課	(社) 大和建設業協会	(株) 神奈川県建設会館	580株 (0.3)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S.35. 8. 20 ほか4回	当法人の会長が当該企業の取締役	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合「%」)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	県土整備局建築住宅部建設業課	(社)大和建设業協会	大和ラジオ放送(株)	40株 (1.2)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るために大和市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。 当法人は、大和市と災害応急対策の応援に関する協定を締結。応分の負担をするために株式を保有するに至ったものであり、処分は困難。	H. 8. 10. 11	
	県土整備局建築住宅部公共住宅課	(財)若葉台管理センター	(株)かながわ文化センター	108株 (21.6)	当該企業は、当法人が管理運営する若葉台団地の住民のための生涯学習の場(総合カルチャーセンター)を提供する等のために、そのノウハウをもつ神奈川新聞社、テレビ神奈川等と共に設立。 生涯学習の場の提供及び団地住民の意見を反映した運営を図るためには、今後とも株主であることが必要不可欠であり、株式の処分は困難。	S. 57. 12. 11	当該営利企業の代表取締役が当該公益法人の理事
新潟県	総務管理部市町村課	(財)新潟自由民主会館	(株)自民会館	32,240株 (58.9)	既存の会館を売却し、新会館を建設する際、当該企業での会館運営事業を取りやめ、建設費捻出のため設立した当法人へ運営事業を委譲した際、株式を保有。 処分するとしても買手が存在しない。また、会館建物の当該企業の持分(60%)を共有者である当法人(当法人の持分40%)に譲渡し、当該企業を解散させる方法が考えられるが、買手の資金不足及び税金の関係から処分が困難。	S. 63. 2. 28 ほか11回	理事2名が当該企業の取締役を兼任 新会館は、当該企業及び当法人の共有
	総務管理部地域政策課	(財)ユートピアくびき振興財団	有限会社あやめフード	860,000口 (47.8)	有限会社あやめフードは、上越市頸城区(旧頸城村)の農家の女性の収入確保及び特産品の開発・製造・販売を行うため、頸城村(当時)が出資して設立されたが、市町村合併に当たり、頸城村(当時)から当該法人へ出資金が寄付されたもの。 財団の基本財産として整理。	H. 16. 12. 27	理事長と有限会社の代表者が同一
	福祉保健部児童家庭課	(財)和田徳伝会	(株)ワダトレーディング (株)エイボック 佐渡汽船(株) 丸七商事(株) 新潟空港ビルディング(株) 貝印石油(株) (株)和田商会 鶴見サンマリン(株) 協和水産(株) (株)新潟日报社 新潟トヨタ自動車(株) (株)ニヤクコーポレーション	5,000株 (41.7) 30株 (3.3) 10,000株 (0.1) 15,768株 (1.0) 700株 (0.02) 63,000株 (15.8) 116,200株 (19.4) 19,440株 (0.3) 30,000株 (2.0) 12,000株 (0.4) 25,000株 (2.0) 98,600株 (0.6)	財産運用のため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 6. 10 ほか4回 H. 2. 3. 30 S. 58. 3. 31 S. 57. 3. 31 ほか1回 S. 50. 2. 25 ほか2回 S. 30. 10. 1 ほか8回 S. 30. 10. 1 ほか8回 S. 50. 3. 31 ほか6回 S. 41. 7. 5 ほか3回 S. 39. 9. 18 ほか1回 S. 38. 10. 21 ほか5回 S. 45. 6. 16 ほか3回	
産業労働観光部交流企画課	(財)柏崎市観光レクリエーション振興公社	(株)柏崎マリン開発	50株 (12.5)	当該企業は、柏崎マリーナで船の修理、給油等のサービス提供を行う会社であり、経営状況の把握の観点から資本参加。 引き続き、株式の処分について柏崎市と協議中。	H. 元. 10. 26 ほか1回	理事長が当該企業の監査役に就任	
	(財)赤倉温泉保勝協会	新潟県観光施設(株)	3,600株 (0.2)	地場産業育成のため保有。 平成15年に民事再生法の適用を受け、会社は存続するが持ち株は10分の1となる。	H. 15. 9. 29	理事(2人)が取締役を兼任	
土木部監理課	(社)新潟県建設業協会	(株)新潟県建設会館	5,531株 (18.6)	建設業界における公平性を確保するため、株式を取得し発言権を確保したもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 42. 10. 1 ほか408回	会長が当該企業の代表取締役を、常任理事及び専務理事が取締役(20名)を、常任理事が監査役(2名)を兼任	
	(社)新潟市建設業協会		1,053株 (3.6)		S. 42. 10. 1 ほか3回	当該会館一部の賃貸借人	
土木部都市整備課	(社)新潟県公園緑地建設業協会	新潟県公園緑地開発(株)	80株 (8.3)	当該企業の株式は当法人を構成する会員が出資保有していたが、保有会員が脱退し、当該株式を譲渡するに当たり、やむを得ず当法人が取得することになったもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 17. 9. 15 ほか1回	当該企業が保有する建物を借受けている。	
石川県	総務部地方課	(財)石川県市町村振興協会	のと鉄道(株)	100株 (1.1)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先に限られる中、沿線市町村及び地元関係団体がほとんどの株式を保有しており、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 7. 20	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
石川県	健康福祉部健康推進課	(財)石川県予防医学協会	(株)石川コンピュータセンター	7,500株 (1.8)	当法人は、公衆衛生の普及発達、衛生事業等を行っており、当該企業とは業務上のつながり(電算処理関係)から株式を保有。 株式保有するに至った経緯から処分が困難。	S.60.4.1		
	商工労働部産業政策課	(社)石川県鉄工機電協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62.7.20 ほか1回		
			(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61.5.7	専務理事が当該企業の取締役 役に就任	
		(社)石川県情報システム工業会	(株)石川県IT総合人材育成センター	100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、石川県が事業主体となり設立。石川県内唯一の地元情報関連団体である当法人に、石川県からの参画要請があり、当法人の設立目的にも一致することから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.2.4.27		
		(財)石川県産業創出支援機構		100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、石川県が事業主体となり設立。石川県内の中小企業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.2.4.27		
		(社)石川県繊維協会	(株)ネスク		10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61.5.7	専務理事が当該企業の取締役 役に就任
				のと鉄道(株)	50株 (0.6)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62.4.7	
			(株)ケイ・シー・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.元.11.20		
			(株)繊維リソースいしかわ	455株 (8.9)	当該企業は、昭和63年11月に策定された新繊維ビジョン及び平成元年4月に改正・施行された繊維工業構造改善臨時措置法に基づき設立された繊維工業促進施設。県内繊維産業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.2.6.11	専務理事が当該企業の専務 取締役に就任 その他会長、副会長3名及び 常任理事8名が当該企業の取締 役に就任	
		(社)石川県縫製協会	(株)繊維リソースいしかわ	10株 (0.2)		H.2.6.11	会長及び理事2名が当該企業 の取締役に就任	
		(社)いしかわファッション協会	(株)繊維リソースいしかわ	10株 (0.2)		H.2.6.11	会長及び理事2名が当該企業 の取締役に就任	
	観光交流局交流政策課	(財)石川県県民ふれあい公社	のと鉄道(株)	140株 (1.6)	当法人が経営している能登動労者プラザは、のと鉄道沿線の内浦湾に位置しており、当該プラザ利用者等の多くが鉄道を利用することから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.62.7.20 ほか1回		
			(財)石川県観光余暇資源開発公社	能登島リゾート開発(株) 白山レイクハイランド(株)	200株 (10.0) 300株 (3.6)	当該企業は、総合保養地域整備法第2条第1項に定める施設の運営を行う会社であり、当法人と事業の目的が一致することや、県外観光客の増加、地域雇用の確保等、地域活性化に貢献すると認められるため出資。 目的の公益性から譲渡先は信頼のある者に限られるため、適当な引受先が見つからない。	S.62.6.24 H.元.2.22 ほか1回	常務理事が当該企業の取締役 に就任 常務理事が当該企業の取締役 に就任
	土木部監理課	(社)石川県建設業協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62.7.23 ほか1回		
			(株)ケイ・シー・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.元.11.20		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
石川県	土木部監理課	(社)石川県建設業協会	東日本建設業保証(株)	5,594株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.40.4.1 ほか2回	
福井県	土木部土木管理課	(社)福井県建設業連合会	東日本建設業保証(株)	1,697株 (0.04)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.57.3.31 ほか1回	
			(株)農業土木会館	200株 (0.07)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式を保有。適当な処分先が見つからない。	S.57.3.31	
		(社)福井地区建設業会	福井空港(株)	800株 (0.4)	取得した経緯は不明。無配当であり、適当な処分先が見つからない。	S.40.11.1	
		(社)敦賀建設業会	東日本建設業保証(株)	1,317株 (0.03)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。適当な処分先が見つからない。	S.39.11.1 ほか2回	
			929株 (0.02)	S.39.11.1 ほか2回			
			(社)若狭地区建設業会	1,093株 (0.03)	S.39.9.30 ほか4回		
			(社)大野建設業会	1,477株 (0.04)	S.40.3.31 ほか1回		
			(社)今立建設業会	195株 (0.005)	S.40.3.31 ほか3回		
			(社)坂井郡建設業協会	549株 (0.01)	S.40.3.31 ほか2回		
			(社)勝山建設業会	131株 (0.003)	S.40.3.31 ほか3回		
			(社)鯖江建設業会	224株 (0.006)	S.39.11.13 ほか3回		
山梨県	総務部私学文書課		(社)山梨県建設業協会	東日本建設業保証(株)	12,934株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。適当な処分先が見つからない。	S.39.9.1 ほか8回
長野県	総務部情報公開・私学課	(社)長野県経営者協会	しの鉄道(株)	20株 (0.04)	当該企業は、住民の交通利便性を確保するための鉄道事業を行うため、長野県、沿線市町村及び地元経済団体の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地元経済の発展を担う機関として株式を保有。公益性の高い公共交通機関の運営を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H.8.5.1	
		(社)佐久市振興公社	佐久平尾山開発(株)	540株 (9.0)	当該企業は、佐久平ハイウェイオアシス一帯の開発を目的として、佐久市等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域産業の振興及び住民福祉の向上を担う推進機関として株式を保有。平成15年10月に240株、平成16年2月に1,380株を処分。残余についても、処分を検討している。	H.3.4.22 ほか1回	
		(社)梓川ふるさと振興公社	(株)ファインフーズ梓川	10株 (0.6)	当該企業は、地域振興を目的として、梓川村の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域の振興を担う推進機関として株式を保有。地元自治体により地元の振興のために設立された企業であり、公益性の高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H.15.3.31	理事長以下役員4名が当該企業の取締役等に就任
		(財)下高井郡山ノ内町共益会	長野電鉄(株)	33,000株 (0.3)	当該企業は、住民の交通利便性を確保するための鉄道事業を行うため、沿線自治体等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域の振興と住民福祉の向上を担う機関として株式を保有。公益性の高い公共交通機関の運営を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	S.39.1.21	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
長野県	総務部情報公開・私学課	(社)長野県農協地域開発機構	(株)長野県くみあい建設センター	81,000株 (60.0)	当該企業は、農村の測量等を行うことを目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、農村の振興に係る業務の連携を図る上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.59. 2.20 ほか2回	理事1名が当該企業の常務取締役就任
		(社)長野県栄養士会	長野メディカルフーズ(株)	10株 (5.0)	当該企業は、腎臓病患者等のための治療用食品等を取扱うため、平成3年に設立。当法人は、当該企業を患者の栄養管理を支援し公益性のあるものと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 4. 1	
岐阜県	総合企画部国際課	(財)井上国際交流基金	揖斐川工業(株)	100,000株 (1.4)	財団設立時、定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 28	理事長及び理事(1名)が当該企業の代表取締役就任
	都市建設部建築指導課	(社)岐阜県建築士会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.12. 6. 2	会長が、当該企業の役員に就任
		(社)岐阜県建築士事務所協会		72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.12. 6. 2	会長が、当該企業の役員に就任
	県土整備部建設政策課	(社)岐阜県建設業協会	東日本建設業保証(株)	4,633株 (0.1)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39. 9. 1 ほか3回	協会会員が前払金請求時に当該企業と保証契約を締結している。
			(有)岐建協サービス	12株 (100)	当該協会では直接に保険の代理業を行うことができないため、当該法人の会員に対してのみ損害保険を取扱うための企業を出資し設立したものである。 適当な処分先がない。	H.19. 8. 29	当該企業の代表取締役に当該協会の会長が就任している。
		(社)高山建設業協会	東日本建設業保証(株)	800株 (0.02)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39.12.18 ほか1回	役員の兼任、金銭質貸、取引はない。
		(社)郡上建設業協会		2,000株 (0.05)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.40.12.20 ほか1回	役員の兼任、金銭質貸、取引はない。
		(社)吉城建設業協会		2,400株 (0.06)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39. 9. 30 ほか1回	
		(社)岐阜県建築工業会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.0)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県内初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.12. 5. 25	会長が、当該企業の役員に就任
		商工労働部モノづくり振興課	(財)飛騨地域地場産業振興センター	(株)飛騨高山テレ・エフエム	150株 (3.7)	昭和61年、高山市が郵政省(当時)から指定を受けたテレピア計画を推進する目的で第三セクター方式の株式会社が設立されることになり、当センターにも出資の要請があったため、その事業を支援する目的で株式を保有した。 当該株式は当初から縁故募集されたものであり、市場流通性がないため、処分は困難。	S.61. 8. 1 ほか2回
環境生活部地球環境課	(財)土屋環境教育振興財団	(株)土屋組	40,000株 (2.22)	定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.15. 7. 15 ほか1回	理事長が当該企業の代表取締役、評議員(4名)が当該企業の執行役員に、専務理事が当該企業の監査役にそれぞれ就任。	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
愛知県	健康福祉部医 務国保課	(社)岡崎市医師会	ミクスネットワ ーク(株)	80株 (0.2)	岡崎市、商工会議所、農協等の出資で第三セク ターとして設立された当該企業に対し、地元団体 として協力要請があり、株式を保有。 地元団体の一つとして、また、安定株主として 継続しての株式保有を強く望まれているため処分 が困難。	S. 59. 3. 8 ほか3回	夜間急病診療所の案内を放 映中	
	健康福祉部障 害福祉課	(財)明石会	明石(株)	2,855,226株 (81.1)	当法人の設立者(設立後は理事長)が、当該企業 の創立者(当時は会長)であり、法人設立に当た って、基本財産として、自己が保有する自社株の寄 付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、処 分は困難。	S. 56. 12. 24	理事長及び理事が当該企業 の代表取締役社長又は常務取 締役を兼任	
	建設部建設業 不動産業課	(社)愛知県建設業 協会	東日本建設業保証 (株)	24,202株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関す る法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行 と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企 業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業 の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 9. 1 ほか22回	当該企業愛知支店長は当法 人の監事	
				(株)愛知建設業会 館	9,535株 (3.51)	当該企業は、業界発展のための活動の場とし て、また、建設業従事者の共同教育施設の建設を 目的として県下建設業者が出資して設立。団体の 一員として応分の負担をするため株式を保有。 株式は、当会館の使用を確保するために保有し ているので、処分は困難。	S. 38. 7. 4 ほか62回 S. 38. 4. 1	理事・監事が当該企業の取 締役・監査役を兼任
				(社)春日井建設協 会 (社)名古屋建設業 協会	145株 (0.05) 555株 (0.2)		H. 2. 4. 27	会長が当該企業の取締役を 兼任
	建設部都市計 画課	(財)名古屋都市整 備公社	(株)ホテルグラン コート名古屋	400株 (1.0)	金山南ビル開発は公益事業と位置付けられ、当 ビルの中にある当法人の運営をも左右する当該企 業経営の成否は重要であり、そのため経営方針に 当法人の意向を反映させ、また、経営状況を常に 把握するために株式を保有。 ホテル経営が軌道に乗るまでの間は、株式の処 分は困難。	H. 8. 2. 27	金山南ビルのホテル床は当 法人の所有 理事長が当該企業の監査役 に就任	
三重県	健康福祉部社 会福祉室	(財)吉田福祉基金	(有)吉田事務所	42株 (25.9)	資産運用として株式を保有。徐々に売却する予 定。	H. 7. 12. 20	理事長が取締役に就任	
			(有)吉田興産	76株 (37.0)		H. 8. 7. 30		
	政策部政策総 務室	(財)鳥羽市開発公 社	(株)鳥羽港湾セン ター	5,000株 (20.8)	当該企業は、港湾ターミナルビルを運営により 鳥羽市の海の玄関口である佐田浜港の活性化を図 る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請 により株式を保有。 その経緯から処分することは困難。	S. 44. 12. 26	理事長(鳥羽市長)が代表取 締役社長に、常務理事が運営 委員に就任	
				19,000株 (79.2)	平成23年3月末鳥羽港湾センターが解散すること となり、清算を円滑に進めるため、平成22年11月30 日に全株式を公社で取得し、3月末に処分すること としている。	H. 22. 11. 30		
		(株)鳥羽水族館	10,000株 (5.0)	当該企業は、総合保養地域整備法による三重サ ンペルトゾーンの中核施設に位置付けられた鳥羽 水族館の施設整備がスムーズに進捗し、市街地の 観光再生を図る目的で第三セクターとして設立。 鳥羽市の要請により株式を保有。 現在のところ処分することは困難。	H. 元. 3. 1			
滋賀県	健康福祉部医 務業務課	(財)近江兄弟社	(株)近江兄弟社	583,585株 (30.5)	当該企業の株式は、当該企業の社員の貯蓄組合 が約70%を保有していたが、当該企業が経営に行 き詰まった際、当該貯蓄組合の保有分を当法人が 譲り受けて保有。また、当該企業の社員持株制度 により株式を保有していた社員が退職する際、申 出により株式の買取りに応じ、随時保有。 現在では、株の配当収入が当法人の主要な収入 源。保有株式の一部を役員持株会及び社員持株会 へ譲渡した。残余分については同グループの社員 会へ譲渡を検討中。	S. 37. 12. 9 ほか多数回	理事1名が当該企業の監査役 を兼任 金銭の貸借、取引関係はな い。	
				近江オドエアー サービス(株)	2,200株 (11.0)	当該企業は、臭気に関する広範な研究を基盤に 工業用脱臭専門会社として、(株)近江兄弟社から 主に出資を受けて設立。この際、当法人も出資。 また、資本金増強の際に当法人が増資に応じて、 さらに株式を保有。同グループの社員会への譲渡 を検討中。	S. 37. 5. 19 ほか2回	理事1名が当該企業の監査役 を兼任 金銭の貸借、取引関係はな い。
	農政水産部畜 産課	(社)滋賀県畜産振 興協会	(株)滋賀食肉市場	300株 (6.8)	当該企業は、円滑な肉畜流通を確保するための 食肉市場を開催することを目的に、県等の出資に より第三セクター方式で設立。当法人は、当該市 場を利用する家畜生産者の団体として株式を保 有。 当該企業は、公益性の高い食肉市場の管理・運 営を行っているため、株式を処分することは困 難。	S. 50. 5. 28	理事5名が当該企業の取締役 に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
京都府	健康福祉部医療課	(社)京都府歯科医師会	京歯(株)	200株 (100)	当該企業は、ほとんどの歯科医師が医師賠償責任保険、所得保障保険、災害保険等に加入している現状に鑑み、府内の歯科医師が出資して損害賠償保険契約を集中的に取り扱う損害保険代理店として設立。当法人が会員の便宜を図るため全株式を保有。 当法人との関連が強く、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 11. 30 ほか2回	副会長2名、専務理事及び常務理事が当該企業の取締役を兼任
	農林水産部農産課	(財)タキイ財団	タキイ種苗(株)	42,914株 (1. 1)	当法人の運営が、基本財産の預貯金の運用益では困難となったため、当法人の基本財産を寄附した当該企業が、より有利で確実な運用方法として当法人の自社株所有を承認した関係で株式を保有。 必要な運用益を確保する他の運用方法を検討中であり、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 4. 20 ほか12回	理事長が当該企業の代表取締役を兼任
	建設交通部建築指導課	(社)京都府建築士会	(株)京都すまいづくりセンター	8株 (1. 0)	当該企業は、京都市等が出資した第三セクターで、京都のまちづくり、住居情報の提供や住宅相談、住宅に関する総合的なサービスを提供できる等、建築士活動に意義深いものと認められ、また、設立発起人である京都市から参画の依頼があり出資。 出資参画団体との関係から、株式の処分は困難。	H. 2. 7. 27	
大阪府	府民文化都市魅力創造局国際交流・観光課	(財)箕面市国際交流協会	みのおコミュニティ放送(株)	1株 (0. 09)	当該企業の設立に当たり、筆頭株主である箕面市から当法人に出資の依頼があった。当該企業と相互に協力して、市の国際化施策を市民に対して周知することによって公益事業の推進を図っていくことができるため、当該株式を取得した。当該株式の取得希望者がいないため、現在も保有している。	H. 7. 7. 10	
	健康医療部保健医療室医事看護課	(社)八尾市医師会	やおコミュニティ放送(株)	20株 (1. 0)	八尾市市政50周年と阪神大震災での教訓を基に、市、企業、団体及び個人が出資し当該企業を設立。 当法人としては、当該企業を災害時の医療情報伝達手段と評価しており、また、市当局の主導で運営されていることから、公共性が高いと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 10. 3. 9	
	商工労働部商業支援課	(社)生野産業会	ナフス株	600株 (9. 6)	当該企業は、当法人の会員の食生活の向上と従業員の定着を目標として設立。当法人としても株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 10. 7 ほか1回	副会長2名が当該企業の代表取締役及び取締役を、理事が取締役を兼任
			ナフス南(株)	40株 (6. 7)		H. 元. 7. 8	
			ナニワフード(株)	100株 (1. 3)		H. 18. 11. 17	会長が取締役に
			(有)生野損保センター	3,000株 (100)	当該企業は、当法人の会員(従業員を含む。)の福利厚生(損害保険等)の充実を目的として出資して設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 9. 26	会長が当該企業の取締役を、理事が取締役及び監査役を兼任
		(社)大阪市工業会連合会	関西環境(株)	10,000株 (0. 7)	当該企業は、公害関係の廃棄物処理を促進するため、関西の10経済団体が出資して設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 52. 2. 7	会長が当該企業の非常勤取締役就任
環境農林水産部流通対策室	(社)大阪市中央卸売市場本場市場協会	(株)光明	7,300株 (13. 5)	当該企業は市場内診療所であり、市場内の会社、団体が構成員となっているため、市場内の福利厚生を図るうえで保有することとなった。また、協会員1社が解散時に社保有分を引き受けた。 当法人の目的にも沿った施設であるため、保有株を処分することは困難である。	H. 6. 10. 2 ほか1回		
都市整備部市街地整備課	(財)堺市都市整備公社	ブリヂストン・リーガ(株)	400株 (1. 0)	同公社が堺駅西口地区第1種市街地市開発事業に参画するため、出資を引き受けた経過から保有したもので、処分が困難。	H2. 12		
		ポルタス堺管理(株)	100株 (10. 0)	同公社が堺駅西口地区第1種市街地市開発事業に参画するため、出資を引き受けた経過から保有したもので、処分が困難。	H5. 11	副理事長が取締役を兼任	
	住宅まちづくり部タウン推進室管理課	(財)大阪府タウン管理財団	千里北センター(株)	24,500株 (49. 0)	千里北地区センターの再整備及びその後の商業施設等の運営のためには、民間活力の導入が事業手法として適切であるという判断に基づき、当法人が事業者と共同で当該企業を設立。 当法人は、当該企業に参画し、当該地区の調整役を果たすことが求められており、株式処分については慎重な対応を要する。	S. 63. 4. 30 ほか4回	常務理事兼千里事業本部長が当該企業の非常勤取締役就任 法人所有の施設の運営、管理を当該企業に委託

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合%)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部教育・情報局文書課	(財)ひょうご産業活性化センター	(株)ウィッシュ神戸	100株 (47.6)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 8. 10. 1	
			(株)ケーエスメディカル	50株 (14.3)	H. 8. 11. 11		
			日本中国温泉(株)	20,000株 (16.7)	H. 8. 11. 25		
			アルファシステム(株)	60株 (6.0)	H. 9. 2. 28		
			ジェミックス(株)	20,000株 (10.1)	H. 9. 3. 5		
			(株)ブレインワークス	300株 (4.6)	H. 9. 3. 31 ほか1回		
			(株)デザイン	100株 (5.6)	H. 9. 3. 31		
			(株)オムニネットワーク	400株 (41.7)	H. 9. 4. 10		
			ジュピター電算機システム(株)	30,000株 (33.3)	H. 9. 5. 30		
			(株)メディアポリス	100株 (49.5)	H. 9. 8. 25		
			(株)センチュリーベット	400株 (37.0)	H. 9. 8. 29 ほか1回		
			(株)エヌエスケーカー	400株 (4.5)	H. 9. 9. 30		
			(株)ポレボレ	99株 (49.5)	H. 9. 10. 1		
			(株)イーエスブランニング	260株 (32.5)	H. 9. 11. 17		
			第和工業(株)	50株 (7.4)	H. 9. 12. 19		
			(株)ルアス	200株 (25.0)	H. 10. 3. 2		
			(株)テクノアドバンス	120株 (4.9)	H. 10. 3. 5		
			メッセユニパース(株)	860株 (48.9)	H. 10. 3. 27 ほか1回		
			(株)エムアンドエム	100株 (24.7)	H. 10. 8. 31		
			(株)ネットマスタ	100株 (47.6)	H. 10. 8. 31		
			テスコ(株)	200株 (14.0)	H. 10. 11. 19		
			(株)ベイクベイス	200株 (33.3)	H. 10. 11. 25		
			(株)ヤマニシ	500株 (45.5)	H. 10. 12. 4		
			(株)ストアマネジメント	200株 (7.2)	H. 10. 12. 10		
			(株)ディスカバリー	100株 (49.5)	H. 10. 12. 16		
			(株)ネイチャースケープ	200株 (47.6)	H. 11. 3. 9		
			(株)久見瀬外部空間設計事務所	200株 (49.8)	H. 11. 3. 30		
			(株)エムシーアイ	294株 (49.0)	H. 11. 3. 30 ほか1回		
			(株)エイジレス企画	98株 (49.0)	H. 11. 4. 28		
			(株)ディーシーエヌ	200株 (25.0)	H. 11. 5. 18		
			(株)メヴィウス	480株 (49.0)	H. 11. 6. 25		
北斗電子工業(株)	20,000株 (13.9)	H. 11. 7. 8					
(株)ジミータリム	98株 (49.0)	H. 11. 7. 30					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部教育・情報局文書課	(財)ひょうご産業活性化センター	(株)タフリーインターナショナル	200株 (45.5)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H.11. 8. 6	
			(株)ケシオン	198株 (16.5)		H.11. 8. 25	
			(株)一進工作所	20,000株 (22.2)		H.11. 9. 28	
			(株)ディープラン・ヨネザワ	299株 (49.8)		H.11.10.26	
			日本シリコロイ工業(株)	30,000株 (42.9)		H.11.12. 6	
			オーシャンホームズ(株)	600株 (35.7)		H.11.12. 9	
			(株)日本クラフトセンター	98株 (49.0)		H.11.12.17	
			(株)エイユツール	100株 (45.5)		H.12. 1. 11	
			(株)アジャンス	480株 (27.0)		H.12. 1. 12	
			(株)トランスプロ	100株 (45.5)		H.12. 1. 20	
			センサシステム(株)	36,000株 (45.0)		H.12. 1. 20	
			(株)カムサー	200株 (31.7)		H.12. 2. 16	
			ユメックスバイオテック(株)	150株 (27.3)		H.12. 3. 7	
			ひまわりメニューサービス(株)	1,000株 (45.9)		H.12. 3. 30	
			新光電機(株)	20,000株 (14.7)		H.12. 3. 30	
			(株)春日システムナーセリー	300株 (46.9)		H.12. 4. 18	
			(株)アイズ	98株 (49.0)		H.12. 6. 1	
			(株)ベジーコーポレーション	90株 (47.4)		H.12. 6. 15	
			(株)シービット	200株 (48.8)		H.12. 7. 21	
			(株)アミューズ24	200株 (49.8)		H.12. 7. 25	
			高圧クロス(株)	19,000株 (19.0)		H.12. 8. 2	
			関西ロジスティックス(株)	200株 (37.7)		H.12. 8. 25	
			(株)光商	39,000株 (48.8)		H.12. 8. 30	
			(株)アビーレママ	100株 (40.0)		H.12. 9. 21	
			(株)タツヤ	200株 (49.4)		H.12. 9. 27	
			(株)マスダハーモ	200株 (16.7)		H.12. 9. 27	
			(株)ブレイン	480株 (48.0)		H.12. 9. 27	
			深江化成(株)	1,875株 (5.7)		H.12. 9. 29	
			(株)リンク	200株 (47.6)		H.12.10.20	
			(株)プライマリー	98株 (49.0)		H.12.11.29	
			(株)リプロリサーチ	200株 (27.0)		H.13.10. 5	
			サイトウエン지니어ズ(株)	40,000株 (36.4)		H.13.10.11	
			コムネット(株)	500株 (33.3)		H.13.10.30	
			エアシステム(株)	580株 (38.7)		H.13.11.29	
			(株)創発システム研究所	300株 (42.9)		H.13.11.30	
			ヴァンフック(株)	98株 (49.0)		H.13.12.14	
			(株)アニマックス	400株 (22.0)		H.14. 1. 10	
			藤丸工業(株)	33,000株 (11.2)		H.14. 1. 31	
			(株)フジコウ	600株 (46.2)		H.14. 3. 5	
			(株)ブロードティーヴィ	2,000株 (8.7)		H.14. 3. 22	
			関西ブロードバンド(株)	1,000株 (5.0)		H.14. 4. 9	
(株)無添加住宅	100株 (4.7)	H.14. 6. 6					
(株)森久エンジニアリング	200株 (22.0)	H.14. 5. 15					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部教育・情報局文書課	(財)ひょうご産業活性化センター	シーコム(株)	300株 (6.1)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達に困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H.14. 7.29	
			(株)ファルコム	399株 (39.9)		H.14. 8.21	
			(株)フリー・ゾーン	200株 (49.8)		H.14. 7.26	
			大阪油脂工業(株)	16,600株 (30.2)		H.14. 9.30	
			(株)ケーシーコルトン	200株 (37.7)		H.13. 1.29	
			(株)チュウオー	10,000株 (20.0)		H.13. 1.25	
			(株)カラーズ	199株 (4.7)		H.13. 3.26	
			(株)トーヨーシーエス	290株 (48.3)		H.13. 3. 5	
			(株)ホロン	100株 (49.5)		H.13. 8.30	
			まつもと合成(株)	190株 (48.7)		H.13. 2.26	
			ジョイブ(株)	400株 (30.3)		H.13. 3.23	
			(株)シールドジャパン	198株 (15.2)		H.13. 3.29	
			ティーアンドエム(株)	200株 (3.4)		H.13. 3.29	
			高丸工業(株)	60,000株 (40.0)		H.13. 3.28	
			(株)デジタルラボ	294株 (49.0)		H.13. 7. 6	
			(株)チャイルドハート	100株 (49.5)		H.12.11.29	
			(株)ウィッシュ	100株 (29.4)		H.13. 5. 1	
			神戸電子パーツ(株)	380株 (47.5)		H.13. 5.29	
			竹内電機(株)	20,000株 (40.0)		H.13. 6.20	
			(株)甲北	100株 (33.3)		H.13. 7. 5	
			(株)ワードワールド	98株 (49.0)		H.13. 8.13	
			丸拓興産(株)	200株 (28.2)		H.13. 8.20	
			六甲真珠貿易(株)	10,000株 (20.0)		H.13. 7.30	
			(株)Kid's Power	99株 (49.5)		H.15. 8.29	
			(株)イノテック西日本	400株 (29.9)		H.15. 7. 2	
			(株)ライトニック	240株 (48.0)		H.15. 6.12	
			神戸バイオロボティクス(株)	600株 (18.8)		H.15. 6.27	
			(株)オプト	240株 (36.1)		H.15. 3.28	
			(株)アイエンス	360株 (47.4)		H.15. 1.27	
			(株)シーナ	200株 (47.6)		H.14.10.28	
			ノズルネットワーク(株)	860株 (46.7)		H.14.10.31	
			(株)エス・エル・シー	499株 (49.9)		H.14.11.29	
			(株)シックコーポレーション	500株 (31.6)		H.14.10. 7	
			(株)エムズサイエンス	277株 (1.4)		H.16. 1.29	
			(株)鍵庄	2,000株 (40.0)		H.16. 2.10	
			ニュープレクス(株)	400株 (4.7)		H.16. 3.29	
			エイシイ・デイシイ(株)	500株 (49.5)		H.16. 3.31	
			(株)シースカイ	660株 (33.3)		H.16. 7.29	
			(株)ボイスバンク	400株 (9.7)		H.16. 7.29	
			オオテオジュネシス(株)	330株 (16.8)		H.16.11.29	
(株)アイウェイブ・デザイン	50株 (0.4)	H.16.12.16					
(株)日本セールス&マーケティング	100株 (2.4)	H.17. 2.21					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部教育・情報局文書課	(財)ひょうご産業活性化センター	(株)ジーンメディ スンジャパン	10株 (1.2)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 17. 3. 3	
			エフエヌエス(株)	400株 (49.9)		H. 17. 3. 16	
			(株)赤松工業	1,500株 (27.3)		H. 17. 3. 18	
			(株)アイメディック	300株 (41.7)		H. 17. 3. 24	
			ファイブデジ ター(株)	250株 (6.1)		H. 17. 3. 30	
			(株)センチュリー ベット	200株 (10.0)		H. 13. 6. 22	
	(財)神戸みのりの 公社	(株)神戸ワイン	1,060株 (3.8)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に推進することにより、アーバンリゾート都市の農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	S. 59. 9. 22 ほか3回	当法人の理事長が当該企業の理事に就任。	
	(財)神戸勤労福祉 振興財団	神戸マリンホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	H. 9. 4. 1	当法人の理事長が当該企業の取締役就任	
	(社)神戸市医師会	神医協興産(株)	600株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人の会員から無償譲渡されたもの。 非公開株式であることから適当な譲渡先が見当たらず、また、寄贈者の信頼関係を損なうことになるため、処分は困難。	S. 57. 8. 13	当法人の会長が当該企業の取締役就任	
	(財)神戸市開発管 理事業団	(株)神戸ニュータ ウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市がニュータウンの建設を行うに当たり、商業、業務、文化、娯楽等の高次の都市機能を持つ中央センターの計画・整備及び管理主体として、神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、ニュータウンにおいて公益施設の管理及び住民生活に必要な医療機関等の利便施設が配置できる商業施設の建設及び運営を行っていることから、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 52. 7. 21 ほか2回		
	(財)神戸市開発管 理事業団	(株)ケーブルネッ ト神戸芦屋	2,213株 (2.1)	当該企業は、神戸市東部地区(東灘区、灘区、中央区及び兵庫区)のケーブルテレビの普及及び自主番組の送信等を目的に神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、神戸市の別地区においてテレビ送信の難視聴対策等としてケーブルテレビ事業の促進を行っていることから、情報交換等を当該企業と連携することにより、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 4. 25		
	(財)姫路市都市整 備公社	姫路ウォーターフ ロント(株)	1,120株(28.0)	当該企業は、当法人が開発に携わったゴルフ場を経営する企業で、姫路市民の福祉の向上を目的として、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 2. 4. 10 ほか1回	理事が当該企業の社長に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部教育・情報局文書課	(財)姫路市都市整備公社	姫路ケーブルテレビ(株)	1,000株 (3.2)	当該企業は、地域に密着したケーブルテレビを業務とする企業で、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 7. 6	
		(社)兵庫県建設業協会	(株)神戸商工貿易センター	30株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び神戸商工会議所が中心となって、海外の貿易事務所や内外の経済・貿易・海運関係の官民団体等及び国際通信その他関連施設の入居を図り、併せて総合的な商工事務の指導・相談を行うため建設された神戸商工貿易センターを管理運営するために設立。当法人は、この設立目的に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 42. 12. 1 ほか2回	
			西日本建設業保証(株)	1,625株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	S. 27. 12. 1 ほか6回	会長・副会長・専務理事が兵庫保証事業審査会委員。
		(社)兵庫県繊維協議会	(株)繊維会館	178株 (89.0)	当該企業は、当法人が入居しているビルを管理運営している企業。当法人がテナントビルを運営することは適当でないとして判断して、運営主体としての企業を設立。 当該企業は設立後赤字続きで、配当は一度もなく、また、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 元. 9. 2	理事全員が当該企業の社長等役員に就任 企業が職員の給与を一部負担
		(社)神戸市東部中央卸売市場協会	神戸航空貨物ターミナル(株)	40株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び民間企業等により設立された団体であり、当法人も設立の趣意に賛同して出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 4. 7. 1	
		(社)神戸市中央卸売市場運営協議会		40株 (0.02)		H. 4. 7. 1	
		(財)甲南病院	向洋サービス(株)	200株 (100)	当法人は、病院運営を事業としているが、当該病院の駐車場の管理、病院内の売店経営及び自動販売機、公衆電話等の管理を効率よく行わせるために、このような事業を行う当該企業の株式を保有。非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 3. 10 ほか8回	当法人の職員が当該企業の代表者である
		(財)姫路十字会	(株)シンクデータ	7,500株 (62.5)	当該企業は、当法人の設立者が設立発起人になった企業で、高い配当収入が見込まれたので、事業費を確保すべく株式を取得し、また、設立者から運用財産として寄付を受けたもの。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。ただし、議決権のない株式に変更した。	S. 62. 8. 19 ほか3回	理事1名が当該企業の代表取締役役に就任
		(財)杉山社会福祉会	タカラベルモント(株)	89,040株 (1.5)	当法人は、基本財産が少額であるため事業に必要な収入を確保すべく、前理事長から運用財産として当該株式の寄付を受けたもの。 当該株式の配当収入が全収入の8割を占め、これに代わる適当な財源もないことから処分することは困難。	S. 36. 12. 23 ほか5回	
		(財)多可町農林業公社	(株)かみ物産センター	20株 (4.5)	当該企業は、町内物産の販売及び展示場の運営を行うため、加美町、関係団体等で設立。当該企業と連携すれば当法人の事業遂行の効率性が図られると考えて出資。 出資の中止は、当該企業の公益事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社なので適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 9. 10	理事長が当該企業の代表取締役役に就任
		(社)西宮建設協会	(株)西宮建設会館	20,300株 (12.4)	当該企業は、当該法人の会員が出資して設立したもの。当該法人を退会する会員から当該企業の株式の引受けの申出を受けて、やむを得ず取得。非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 12. 3. 31 ほか1回	当該企業所有の建物内に事務所を設置 当該法人の役員5人が当該企業の役員に就任
		(財)ビー・エイチ・ディー協会	(株)住友化学株式会社	3,000株 (0.0002)	当会の協力者より株券による寄附を受けたため、また、当該協力者の意向として、株券配当による収入によって協力していきたい旨があり、現在に至る。	H. 15. 11. 4	役員兼任、金銭の貸借、取引等の利害関係はない
			(株)日本発条(株)	3,000株 (0.001)			
			(株)アマダ	1,971株 (0.0002)			
	関西電力(株)	400株 (0.00004)					
	富士電機E&C(株)	1,100株 (0.006)					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
鳥取県	企画部地域づくり支援局自治振興課	(財)鳥取県市町村職員互助会	(有)鳥取市町村厚生	300株 (100.0)	生命保険と損害保険とが一体となった商品販売を行うために、当時互助会から事務委託を受けていた当該有限会社の株式を取得したもの。現在は当該有限会社との事業上の関わりはないことから、現在、当該株式の処分に向けて作業中。	H. 6. 6. 30	有限会社の取締役6名の内、4名が互助会の理事、1名が互助会の事務局長が兼務している。また、有限会社の監査役2名のうち、2名が互助会の理事が兼務している。
島根県	総務部総務課	(社)釜屋改進社	隠岐汽船(株)	80株 (0.08)	当該企業は、地元企業であり、出資の要請があったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	
			(社)津戸共栄社	111株 (0.1)		S. 38. 7. 15	
			あいらんど(株)	20株 (0.2)		H. 7. 2. 28	
	地域振興部市町村課	(財)都万進栄社	隠岐汽船(株)	4株 (0.004)	日常生活に必要な海上交通手段を提供する地元企業である当該企業から要請があり株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 7. 15	無
			あいらんど(株)	100株 (1.3)	当該企業は、地域振興を目的とした第三セクターであり、出資の要請により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 2. 23	無
健康福祉部医療対策課	(社)島根県看護協会	大同生命(株)	29株 (0.000005)	当法人は、昭和56年3月1日大同生命保険相互会社との間で企業年金契約協定を締結して、協会会員(個人)保険料を一括納入している。 当該企業が、平成14年4月1日に相互会社から株式会社組織に変更し、これに伴って純資産の一部を新会社の資本金として株式を発行し、従来の契約社員に対しても、純資産形成への貢献度合(寄与分)に応じて新会社の株式を割り当てることとなり、当法人も29株を取得した。運用目的による株式の取得ではなく、現在処分も含めて検討中である。	H. 14. 4. 1	当法人は、当該企業の拠出型企業年金保険契約における保険者	
岡山県	県民生活部市町村課	(財)岡山市建設公社	(株)岡山国際ホテル	150株 (0.2)	当該企業は、昭和47年の山陽新幹線の開通に合わせ、観光産業の振興、拠点性の強化等を図るため、県、岡山市、地元経済界等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 当時としては公益性の高い第三セクターの株式については、他の出資団体との関係もあり、処分が困難。	S. 46. 2. ほか2回	
	保健福祉部保健福祉課	(社)天満屋共済会	(株)天満屋岡山店	14,161,432株 (20.3)	当法人の安定した財務体質を築くため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 43. 2. 28 ほか123回	理事長を含む役員3名が当該企業の取締役社長、取締役に就任
		(財)宇野碩正財団	宇野自動車(株)	510,082株 (23.2)	当法人の安定的な運用を確保するため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 9 ほか86回	理事長が当該企業の監査役に、理事が取締役に就任
保健福祉部医療推進課	(財)倉敷中央病院		倉敷紡績(株)	189,321株 (0.07)	当法人は、大原孫三郎氏により大正12年に設立された病院を昭和9年に財団法人化したもの。当該企業は、同氏が創業した企業であり、当法人とルーツを同じくする姉妹法人。 株式の保有は、当該企業と当法人との歴史的関係に基づくものであり、株式の処分は困難。	S. 24. 7. 13 ほか8回	理事2名が当該企業の取締役に就任
			(株)クラレ	24,159株 (0.007)		S. 24. 7. 13 ほか8回	理事1名が当該企業の取締役に就任
			(株)倉敷中央サービス	500株 (100)		当該企業は、今後予測される厳しい医療環境への対策及び高齢従業員雇用対策のため、当法人の病院事業に付帯する業務の一部についてアウトソーシングを行うための受け皿企業として当法人が出資して設立。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 10. 6. 19
	(社)岡山県医師会	(株)オムエル	24,000株 (6.6)	当該企業は、医薬品の安定供給のため当法人が参画して設立した医薬品等販売会社。 医薬品の安定供給を今後も維持していくためにも、株式の処分は困難。	S. 35. 3		
	(財)川崎医学振興財団	川崎ホスピタルサービス(株)	16,000株 (100)	厚生年金基金設立時の認可基準として、当法人が当該企業の株を100%所有することが条件とされているため、株式を保有。 上記の保有に至った経緯から、株式の処分は困難。	S. 42. 3. 15 ほか2回	理事1名が当該企業の代表取締役に、理事1名が監査役に就任	
産業労働部経営支援課	(財)岡山県産業振興財団	免疫分析研究センター(株)	20株 (1.2)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業における直接投資事業を実施したものである。同事業では株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H. 12. 3. 30		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合〔%〕)	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
岡山県	産業労働部経営支援課	(財)岡山県産業振興財団	オーネット(株)	200株 (20.0)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（廃止）に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業に準じて、県単独の直接投資事業を実施したものである。県の実施要領で株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H. 9. 3. 1	
	土木部都市局建築指導課	(社)岡山県建築士会 (社)岡山県住宅地供給協会 (社)岡山県建築士事務所協会 (社)岡山県設備設計事務所協会	岡山県建築住宅センター(株)	240株 (36.3)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5	会長が当該企業の取締役 に、理事1名が監査役に就任
				10株 (1.5)		H. 12. 7. 5	
				60株 (9.1)		H. 12. 7. 5	会長が当該企業の取締役に 就任
				2株 (0.3)		H. 12. 7. 5	
土木部監理課	(社)岡山県建設業協会	岡山県建築住宅センター(株)	40株 (6.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5	専務理事が当該企業の非常 勤取締役に就任	
	(社)岡山県電業協会	岡山県建築住宅センター(株)	10株 (1.5)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H. 12. 7. 5		
広島県	商工労働局産業振興部新産業課	(社)広島県情報産業協会	(株)広島ソフトウェアセンター	60株 (0.2)	当該企業は、平成3年4月、地域ソフトウェア供給開発事業推進臨時措置法に基づいて、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、その他のソフトウェア供給開発事業を推進するために県が中心となって設立した第三セクター。 当法人が、第三セクターの人材育成事業を支援するために株式を保有するに至ったもので、処分は困難。	H. 3. 4. 25	当該営利企業は当該社団法人の 会員企業
	環境県民局環境部産業廃棄物対策課	(財)広島県環境保全公社	福山リサイクル発電(株)	5,140株 (16.1)	当該企業は、広域的な観点から廃棄物のエネルギー利用を促進するため県が出資して設立。当法人としては、事業の公益性を勘案し、廃棄物の中間処理分野への事業展開の観点から事業参画を行うこととして出資。 株式の処分は困難。	H. 12. 5. 24 ほか1回	役員の兼任なし
山口県	山口県総務部学事文書課	(社)宇部市医師会	山福(株)	200株 (2.5)	レセプト等の医療関係様式の販売、医師の損害保険等本会の運営目的に必要な事業を行うため、県下の医師会の参加により設立された。 今後、公益法人制度改革の中で県医師会の方針が出されるので、これにより処理する。	S. 59. 1	医療関係用紙の購入、損害保険等の委託
		(社)萩市観光協会	エフエム萩(株)	20株 (1.5)	観光客誘致促進のため、また、災害時における市民への唯一の情報手段であることから、株式を保有。 株式の処分は困難。	H. 8. 6. 7	
			関釜フェリー(株)	200株 (0.05)	海外(韓国)観光客誘致促進のため、広告及び宣伝に便宜を図ってもらう必要があるため、株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 44. 6. 23	
		(社)下関土木協会	(株)山口県建設業会館	335324株 (9.8)	建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 40. 11. 30 ほか4回	
		(社)阿東土木工友会	(株)山口県建設業会館	70株 (2.0)	役員が当法人の各支部会員。建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 47. 7. 1 ほか1回	役員は当法人の各支部会員
徳島県	県土整備部建設管理課建設業振興指導室	(社)徳島県建設業協会	(株)とくしま建築住宅センター	20株 (5.9)	建築基準法の改正に伴い、(株)とくしま建築住宅センターから保有依頼があり、他に引受先がないため。	H. 12. 6. 23	
	警察本部交通部交通企画課	(社)徳島県安全運転管理協会	(株)徳島県自動車会館	2,200株 (11)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするため株式を保有したものであるが、平成6年に事務所を移転したため、現在は事務所を置いていない。 株式の売却について、平成6年以降、数回にわたり当該企業へ申し入れを行っているが、経済面等の問題から難しいとのことであり、移転した後も株式を保有しているものであるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 8. 28	株主

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
香川県	土木部土木監 理課	(社)香川県建設業 協会	(株)西日本建設業保証 (株)	2,750株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行及び建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要請があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。設立経緯から処分は困難。	S.41. 8.25	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が交互就任
			高松空港ビル(株)	180株 (0.6)	当該企業は、高松空港及び周辺の振興と県民福祉の向上を図るために、県、県関係団体等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。公営性の高い第三セクターの株式については、処分が困難。	S.61. 7.29	
			(株)香川県建築住 宅センター	60株 (17.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、行政以外の実施機関が存在しないことから、建築関係団体が中心となって設立。事業が軌道に乗るまでは支援していく必要があり、処分は困難。	H.12. 7. 1	当該法人の副会長が非常勤 常務取締役就任
	土木部建築課	(社)香川県建築士 会	(株)香川県建築住 宅センター	70株 (20.0)	規制緩和の目的から住宅性能評価、建築確認等の業務を行うために設立された会社であり、中立性及び公平性が求められるので、出資企業が偏らないよう設立当初から、当法人が出資しているものである。また、上記の理由から、株式の処分は困難である。	H.12. 5.20	当法人の会長が代表取締役 社長に、常任理事1名が専務取 締役に、常任理事1名が常務取 締役に、理事1名が常務取締 役に、相談役1名が取締役に就任
			(社)香川県建築士 事務所協会	60株 (17.1)		H.12. 5.20	会長が常務取締役に就任
	愛媛県	経済労働部観 光国際局観光 物産課	(社)新居浜市観光 協会	(株)マイントピア 別子	40株 (0.8)	当該企業は、観光産業の振興、地域への貢献及び文化性の重視を目的とし、観光客の誘致、来場者の拡大及び施設の管理運営を業務としている新居浜市の第三セクター。当法人の設立趣旨目的に沿うものであり、当該企業の適正な業務運営に資するため出資。株式の処分は、保有に至った趣旨から直ちには困難。	H.元. 3.28
高知県	土木部建設管 理課	(社)高知県建設業 協会	(株)高知県建設会 館	52,543株 (20.8)	当該企業は、業界発展の活動の場とするための会館の建設・管理を目的として県内関係企業の出資により設立。当該会館を使用する主たる団体として負担をするために株式を保有。当法人が使用する会館を確保するためであり、処分は困難。	S.36 ほか210回	会長、副会長6名及び理事13 名が当該企業の社長、常務取 締役又は取締役を兼任 会館改築時に当該企業へ貸 付金あり
			(株)西日本建設業保証 (株)	2,498株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要請があり、保証事業の促進と前払制度の拡充を期するため保有。設立経緯から処分は困難。	S.41. 8.25 ほか4回	当該企業の取締役2名及び参 与2名には、四国4県にある建 設業協会の会長が就任
			(株)土佐観光(株)	400株 (0.02)	県の観光振興の一翼を担ったホテルが建設されるに際し、当法人は、広く地場産業振興に寄与する観点から当該企業の株式を保有。非公開株式であり、適当な処分先が見つからない。	S.23. 4.22 ほか6回	
			(株)南国オフィス パークセンター	200株 (1.01)	当該企業は、高知県にIT企業を誘致する核となる施設として、高知県及び南国市が主体となって平成6年度に設立。南国市長が代表取締役に なっており、両機関の強い要請で出資したものの、設立の経緯から、処分は困難。	H6. 3月 1回	
	総務部市町村 振興課	(社)大川村ふるさと むら公社	(株)むらびと本舗	203株 (70.2)	県の畜産振興を担っている土佐はちきん地鶏の生産から販売まで一貫して経営を行う新会社の設立に際して、大川村の畜産振興に寄与する観点から当該企業の株式を保有。平成23年3月末をめぐりに株式の処分を予定。	H.21. 6	当法人役員1名が現在取締 役に就任
観光部観光振 興課	(社)宿毛市観光協 会	宿毛市産業振興 (株)	10株 (4.2)	宿毛サニーサイドパークの建設により、管理運営を行う組織が必要となったため、宿毛市、宿毛商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合等が出資して設立。観光振興に寄与するという観点から株式を保有。非公開株式であるため、適当な処分先が見つからない。	H. 2. 9. 7	会長が取締役に就任	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
福岡県	企画・地域振興部広域地域振興課	(財)福岡県産炭地域振興センター	(株)田川情報不動産センター	200株 (37.0)	鉱害等の閉山の影響を受けた田川地域の振興を図るに当たり、地域市町村及び県が一体となって推進したIT関連企業誘致の実現のため、賃貸事務所の建設・運営主体として地域市町村が中心となって設立した第三セクターに対し、当法人の目的達成のための助成として出資。 地域振興の観点から、賃貸事務所の運営主体の経営に悪影響を及ぼす処分は困難。	H. 13. 6. 29	理事が当該企業の取締役に就任 法人の助成事業として、当該企業に対し融資を実施
佐賀県	健康福祉本部医務課	(社)佐賀県医師会	(株)佐賀医協	60株 (100)	当法人の役員が発起人となり、昭和58年に会員の福祉事業として、医師賠償責任保険、所得賠償保険を取り扱う損害保険代理業務等を目的とする当該企業を設立。その後、譲渡により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 4. 21	理事が当該企業の役員を兼任
長崎県	観光振興推進本部	(社)雲仙観光協会	雲仙ゴルフ場株式会社	4株 (0.4)	任意団体であった雲仙観光協会が法人化する折に、任意団体から寄付されたもの。 地域全体で出資している会社で地域の構成員がそれぞれ株式を持ち合っている状況であり、処分は困難な状況にある。	H. 11. 4. 8	当該企業の役員2名が当法人理事を兼任
	産業労働部	(財)長崎県産業振興財団	テスト・リサーチ・ラボラトリーズ株式会社	260株 (5.1)	当法人では、県のベンチャー支援施策の一環として、高い技術シーズと優れた事業計画を有し、株式公開を視野に入れたベンチャー企業を対象とし、株式の引き受けを含む資金支援と経営支援を行い得る専門家の配置を軸とした事業を実施している。	H. 16. 2. 20 ほか1回	
			株式会社マザー&チャイルド	1200株 (15.4)		H. 18. 3. 31 ほか1回	
			株式会社真人	300株 (27.6)	本事業では、株式を保有することによる対象企業の状況把握と適切な指導・助言の実施をスキームの柱としており、企業の経営基盤が確立されるまでの間は保有が必要。 なお、投資の原資については、全額県予算により措置され、株式保有割合も創業者の持ち株数と同数を上限(「真人」以降は持ち株数未満)という制度にしている。	H. 19. 1. 10 ほか1回	
			ファーマコセル株式会社	833株 (16.0)		H. 19. 2. 28	
			株式会社AVSS	2000株 (23.5)		H. 19. 4. 19	
			株式会社ステラ環境科学	200株 (33.3)		H. 19. 8. 21	
			PIEM株式会社	400株 (33.3)		H. 20. 5. 26 ほか1回	
			株式会社ヴェクト	600株 (6.9)		H20. 7. 11	
	農林部	(社)長崎県獣医師会	長崎獣医薬品株式会社	200株 (2.5)	社員から寄贈されたもの。 動物用医薬品の安定確保のために社員が出資して作った会社であり、社員それぞれが株式を持ち合っている状況であり、かつ、寄贈されたものであるため、処分は困難な状況にある。	S. 63. 4. 14 ほか1回	当該企業の役員11名のうち9名が当法人の社員。
熊本県	総務部県政情報文書課	(社)八代青年会議所	(株)エフエムやつしろ	10株 (1.2)	地域づくりのため有用なものと考え出資。 処分先候補と交渉中。	H. 9. 9. 1 ほか1回	
	商工観光労働部産業支援課	(財)熊本県起業化支援センター	(株)調和研水	200株 (27.8)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるとい、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 10. 2. 18	当法人が企業の株式を保有(出資)することにより、企業化を支援。 役員を兼任、金銭の貸借、取引等はなし。
			(株)イーエム・エインタープライズ	200株 (31.3)		H. 12. 8. 25	
			(株)テラスシステム	200株 (40.0)		H. 13. 2. 16	
			明工計装(株)	200株 (40.0)		H. 13. 2. 27	
			イワキコーティング工業(株)	200株 (40.0)		H. 13. 4. 13	
			(株)敬和	200株 (47.6)		H. 13. 6. 26	
			西日本エコロジー(株)	20,000株 (29.4)		H. 13. 6. 26	
			(株)ネクストライン	100株 (33.3)		H. 13. 6. 29	
			(株)熊本アイディーエム	200株 (40.0)		H. 13. 11. 19	
			アーク・リソース(株)	20,000株 (25.0)		H. 13. 11. 27	
			テクノデザイン(株)	200株 (23.2)		H. 13. 12. 17	
			(株)田中商店	20,000株 (45.5)		H. 14. 5. 9	
			(株)マック	200株 (25.0)		H. 14. 5. 15	
			(株)エイムテック	200株 (47.6)		H. 14. 11. 28	
			山下機工(株)	200株 (40.8)		H. 14. 12. 4	
			(株)ビッグバイオ	1,000株 (45.5)		H. 15. 6. 13	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
熊本県	商工観光労働 部産業支援課	(財)熊本県起業化 支援センター	(株)オフィス未来	100株 (41.6)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるとい、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 15. 7. 17	当法人が企業の株式を保有(出資)することにより、企業化を支援。 役員の兼任、金銭の貸借、取引等はなし。
			ランドウォーカー(株)	350株 (13.8)		H. 15. 11. 13	
			(株)尚英企業	90株 (45.0)		H. 16. 12. 24	
			(株)ニーズ	100株 (33.3)		H. 17. 2. 24	
			(株)地の塩社	50株 (3.4)		H. 17. 2. 24	
			(株)パワーバンクシステム	700株 (41.0)		H. 17. 12. 26	
			日本牛乳野菜(株)	17株 (0.2)		H. 18. 3. 27	
			(株)上村エンタープライズ	200株 (33.3)		H. 18. 11. 28	
			(株)メイソウ	200株 (38.5)		H. 18. 11. 30	
			イングリッシュハウス(株)	200株 (22.0)		H. 18. 11. 18	
			(株)エムイーエス	200株 (23.8)		H. 18. 11. 28	
			(株)エコルド	20,000株 (32.3)		H. 18. 11. 22	
			(株)パストラル	200株 (37.0)		H. 19. 5. 17	
			千代の園酒造(株)	1,000株 (17.7)		H. 19. 4. 26	
			(株)果実堂	125株 (1.5)		H. 19. 11. 16	
			(株)ゼログラフィック	200株 (32.3)		H. 19. 11. 14	
			(株)CSC	640株 (31.3)		H. 19. 11. 28	
			(株)エコファクトリー	400株 (45.5)		H. 19. 11. 29	
			(株)くまもと健康支援研究所	700株 (46.7)		H. 20. 5. 30	
			浜田醤油(株)	20,000株 (33.3)		H. 20. 11. 26	
			(株)キューインシステム	200株 (40.0)		H. 20. 11. 21	
			天草池田電機(株)	100株 (17.0)		H. 21. 1. 23	
			通潤酒造(株)	4,000株 (16.7)		H. 20. 12. 19	
			(株)憲翔技研工業	100株 (33.3)		H. 20. 12. 26	
			グリーンサイエンス・マテリアル(株)	200株 (40.0)		H. 21. 4. 27	
			(株)マミードルチェ	200株 (45.4)		H. 21. 11. 18	
			(株)ワイズリーディング	1,000株 (48.8)		H. 21. 11. 17	
(株)ネローラ花香房	500株 (45.0)	H. 22. 11. 18					
環境生活部環境政策課	(財)水俣・芦北地域振興財団	(株)水俣環境技術開発センター	200株 (20.0)	当法人は、平成12年12月1日付で水俣病関係の3財団が統合し設立。当該株式は旧(財)水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が寄附行為の規定により環境技術を研究開発する当該企業に対して出資したものであり、事業を引き継いだ当法人が法人設立の目的を達成するまでは株式の保有が必要。	H. 10. 3. 25	平成10年度から12年度までの3年間、当該企業に対し各年度5億円の助成	
土木部監理課	(社)熊本県建設業協会	(株)熊本県建設会館	5,205株 (86.8%)	当法人の設立時に事務所として使用する会館の土地・建物を当該企業が保有しており、当法人は当会館を使用する団体の一つとして株式を受け保有することとなり、更に会館建設の際に当該土地の所有名義が当法人となるよう、底地の権利を確保するため当該企業の株式を取得。 当法人が自ら所有する会館を保全するために保有している株式であり、処分は困難。	S. 39. 2. 20	役員兼務4名 当該企業が有する土地の賃貸借契約 企業の事務等の業務委託契約	
大分県	生活環境部生活環境企画課	(財)大分放送文化振興財団	(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事長を兼任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
宮崎県	福祉保健部医 療業務課	(社)延岡市西臼杵 郡薬剤師会	(株)ヘルストピア 延岡	5株 (0.5)	当該企業は、市民の福祉・健康の増進を目的とする健康施設であるヘルストピア延岡を運営する企業として延岡市が中心となり設立されたものであり、その安定的運営のため市から出資を要請され出資を行ったものであるが、その後、適当な処分先が見つからないものである。	H. 5. 4. 6	役員の兼任なし。 金銭の貸借、取引等なし
	県土整備部管 理課	(社)宮崎県建設業 協会	(株)宮崎県建設会 館	33,000株 (100)	当該企業は、当法人が入居する会館の管理を目的として設立。当初は各会員が出資し株式を取得していたが、会館を一元管理するために、当法人が会員から株式を取得したものの。 適当な処分先が見つからない。	S. 44. 1. 24	会長が社長に、理事が役員 に就任している
			西日本建設業保証 (株)	498株 (0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 41. 8. 25	役員兼任なし
鹿児島県	土木部監理課	(社)鹿児島県建設 業協会	西日本建設業保証 (株)	1,625株 (0.1)	西日本建設業保証(株)は建設業者の保証業務を行っており、当法人の運営と密接な業務を行っているため、一部出資しているものであり、処分は困難である。(なお、約27%は無償提供を受けたものである。)	S. 41. 11. 6 ほか3回	会長が当該企業の非常勤取 締役を兼任。
沖縄県	観光商工部産 業政策課	(財)沖縄県産業振 興公社	(株)沖縄産業振興 センター	200株 (3.2)	当該企業は、官民一体となった産業振興策の効果的な推進及び商工業者の利便性の確保を図るため、総合情報センター、研修、会議・イベント等産業の活性化に必要な機能を併せ持った沖縄産業支援センターの建設・管理・運営を行う第三セクターとして設立。当法人の設立目的である県内産業の振興育成を積極的に推進するため株式を保有。 株式の保有は県の施策に基づいた事業の中での保有であり、処分は適切でない。	H. 8. 3. 1	当該企業が運営する施設に 当法人が入居
	総務部人事課	(社)沖縄県官公庁 労働者共済会	旭橋都市再開発株 式会社	10株 (5.2)	当共済会会館の敷地及び建物が再開発地域にあった。 再開発を会社方式で行うことになり、再開発地域に権利床又は床購入予定者で出資金(株)を出し合い会社を設立することになったため。 株の51%は県が保有し、その他を関係者で分割保有し、売買は再開発の協約で厳しい条件が付いている(株を転売できるのは、権利床を転売する場合のみで、総会の決議が必要となっている)。 再開発が終わると株式会社は、清算(株も出資額で清算する)して解散することになっている。	H. 15. 9. 1	理由は左記のとおり。 再開発会社は、一般的な営 利企業とは違い、再開発組 合に変わる会社である。

[都道府県教育委員会]

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
青森県	教育庁職員福利課	(財)青森県体育協会	青森スポーツクラブ(株)	10株 (10.0)	当該企業は、民間が積極的にスポーツ振興を支援するための総合型地域スポーツクラブの設立を図るため、当法人が中心となり、地元優良企業等の賛同を得ながら設立した。また、設立にあたっては株式の割合が偏らないように配慮されている。 このように当法人が中心となり設立を推進し、地域のスポーツ振興を図るといふ公益性が高い事業を行う当該企業の株式については、処分が困難な状況にあった。 しかし、平成16年度において、当法人と当該企業との間における業務上横領事件等の発生を契機に、現在では、地元優良企業等も当該企業から撤退し、当該企業も実質的に業務を行っていない状況である。 当法人としては、株式を処分し、当該企業から撤退する方針であるが、平成18年2月に当該企業から当協会に対し不適正経理問題に係る貸金返還請求事件の訴状が提出されたことにより、当法人としても株主総会等を通じ当該企業の情報収集を図る必要があることから、株式の処分を保留していたが、平成20年4月に貸金返還請求に係る訴訟について、和解が成立したことから、株式の処分を検討中である。	H. 7. 6. 30	
		(財)弘前市体育協会	弘前ウォーターフロント開発(株)	50株 (5.6)	公衆スポーツの普及のために河川のオープンスペースを有効活用すべく当法人が中心となり、弘前市及び民間各界が協力提携し、第三セクター方式の株式会社を設立して生涯スポーツの普及の一環としてゴルフ場を開設。 このように当法人が中心となり設立を推進し、生涯スポーツ振興を図るといふ公益性が高い事業を行う会社の株式については、処分が困難。	H. 3. 5. 7	
岩手県	教育委員会事務局教育企画室	(財)岩手教育会館	(株)アイビーンー岩手放送	4,400株 (0.8)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 1 ほか2回	
			(株)岩手日報社	4,000株 (1.0)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 6. 30	
			(株)東北電力	242株 (0.000242)	当法人の構成団体である任意団体が、株式電子化のため株式を保有できなくなったことにより、寄付を受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 8. 20	
		(財)小林奨学育英会	(株)マツヤ	250株 (5.0)	寄付により取得した。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 3. 31	代表取締役が理事長を兼任
宮城県	教育庁総務課	(財)東北放送文化事業団	東北放送(株)	4,286株 (2.9)	当法人は、当該企業の寄付により設立。当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有。 収支の推移を見ながら引き続き処分を検討し処分を進めていく予定である。	S. 61. 1. 14 ほか4回	理事長が当該企業の会長(無給) 常務理事が当該企業の社長(無給) 当該企業へ事業委託
		(財)蔵王町育英会	東北電力(株)	31,500株 (0.006)	当法人の事業運営資金の確保のため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 1. 13 ほか10回	
秋田県	教育庁総務課	(財)京野育英団	秋田銘醸(株)	149,791株 (8.3)	初代理事長が自己の所有する株式の一部を当法人に寄付し、この配当金をもって奨学資金に充当。その後、保有株式は、無償及び有償増資を引き受けたほか、近年、二代目理事長の遺贈があったことにより増加。 適当な処分先が見つからない。	S. 8. 6. 8 ほか7回	理事1名及び評議員2名が当該企業の役員を兼任(無給) 当法人の事務局を当該企業内に設置
			アイティホールディングス(株)	6,981株 (0.004)	二代目理事長の遺贈等により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。H21に持ち株会社に株式移転。	S. 46. 8. 2 ほか6回	
		(財)斎藤宇一郎記念会	羽後交通(株)	72株 (0.01)	当該企業の前身企業の初代社長を記念する法人である関係で株式保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 27. 7	
			アイティホールディングス(株)	9,843株 (0.006)	当法人の三代目会長が、当該企業の前身企業の頭取であった関係で株式保有。H21に持ち株会社に株式移転。 適当な処分先が見つからない。	S. 46. 11 ほか1回	
		(社)大仙市学校給食協会	(株)大曲北仙地方卸売市場	1,010株 (5.6)	卸売市場の経営の弱体化を防ぎ、健全な運営により、学校給食食材の安定供給を図るため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 45. 7. 21 ほか2回	給食食材納入業者
山形県	教育庁総務課	(財)克念社	(株)テレビユー山形	800株 (2.0)	当該企業の開局に当たって、当法人のある庄内地域に本社が置かれたことから、地元の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 6. 17	理事長が当該企業の非常勤取締役
	教育庁文化財保護推進課	(財)致道博物館	(株)荘内銀行	83,331株 (0.1)	当法人は、庄内藩主酒井氏に伝わる資料及び土地建物の寄付を受けて設立した法人であり、地域との結び付きから、地元金融機関の株式を設立当初に取得。 適当な処分先が見つからない。	S. 25. 6. ほか1回	日常の金融取引及び借入れ
			(株)山形しあわせ銀行	51,750株 (0.1)		S. 25. 6.	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
栃木県	教育委員会事務局スポーツ振興課	(社)那須ゴルフ倶楽部	那須ゴルフ(株)	1,774株 (71.0)	当該企業から土地を賃借しており、土地保有会社である当該企業の株式を外部の第三者に多く保有されることによる介入及び混乱を避けるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.35.3.2 ほか71回	理事3名が当該企業の取締役及び監査役(無給) 当該企業からの未収金及び賃料支出あり
		(社)日光カンツリ倶楽部	日光ゴルフ(株)	32株 (1.1)	当該企業の株主から会員として登録していない株を整理したい旨の相談があり、当法人が一括して引き受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.47.7.3	理事3人が代表取締役及び理事2名が取締役に、また、監事2人が監査役に就任 当該企業との間で賃借料支出及び業務委託手数料等収入あり
埼玉県	教育局教育総務部総務課	(社)東京ゴルフ倶楽部	東京林園(株)	11,775株 (94.2)	当法人は、土地所有会社の当該企業から土地を賃借することによりゴルフ場を経営。昭和29年、社団法人としての設立許可を申請するに当たり、役員会において当該企業の株式を買入れることを決定し、その後も、安定した経営を行うため、当該株式の購入を継続。 当該企業所有の土地を賃借することにより、当法人のゴルフ場経営が成り立っていることから、安易に株式を処分することは、その経営基盤に影響を及ぼしかねない。	S.30.11 ほか多数回	
		(財)遠山記念館	借成ビルディング(株)	7,500株 (3.3)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な処分先が見つからない。	S.53.2.20 その後増資	理事長が当該企業の代表取締役相談役に就任
		(財)渡辺育英会	(株)カインドウェア	8,690株 (11.8)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な処分先が見つからない。	S.52.5.1 ほか多数回	理事長が当該企業の代表取締役役に就任
千葉県	教育庁企画管理部教育総務課	(社)鷹之台カンツリ倶楽部	鷹之台ゴルフ(株)	45株 (0.5)	昭和44年に当該企業が設立された際に、割り当てできなかった株式を引き受けたもの。ゴルフ場の土地の一部を当該企業が所有しているため、賃貸契約を結び土地を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.44.2.15 ほか4回	理事3名及び評議員7名が当該企業の役員を兼任 当該企業への長期貸付金あり
		(社)我孫子ゴルフ倶楽部	(株)我孫子カンツリ倶楽部	15株 (0.4)	保有することとなった理由は不明。 ゴルフ場の建物及び敷地の大部分を当該企業が所有しているため、当該企業と賃貸契約を結び、土地及び建物を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.29~33の間	理事4名が当該企業の役員を兼任
東京都	教育庁総務部総務課	(財)日本キリスト教文化協会	(株)教文館	2,400,000株 (99.4) 投資有価証券 1,152,000株 (48.0) 信託財産投資 有価証券 1,248,000株 (52.0)	基本財産として寄付を受けたもの。 昭和8年に当該企業が、その株主団体として日本キリスト教文化協会を設立。その際、株式は同協会の理事が保有していたが、昭和24年に同協会が財団法人格を得たときに当法人が株式を保有。 しかし、当法人は、平成22年3月15日、2者と合計1,248,000株の信託譲渡契約を締結した。この契約は株主議決権の信託譲渡を行うものであり、配当受益権は当法人が保有する。	S.24	理事が当該企業の取締役に就任 当法人が当該企業の施設を使用
		(財)岩崎育英奨学会	(株)鹿児島銀行	18,861,325株 (8.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行
		(株)南日本銀行	2,384,347株 (2.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行	
		(株)琉球銀行	343,478株 (1.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.11.9.22		
		(株)宮崎太陽銀行	100,000株 (0.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.13.1.29		
		全日本空輸(株)	1,182,000株 (0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 平成22年2月23日、端株を処分した。それ以外は、現在処分の予定なし	S.47.4.1		
		(株)日本航空	921,884株 (0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.47.4.1		
		屋久島電工(株)	28,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.43.2.1		
		大分交通(株)	67,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	S.39.9.1		
		(財)千秋文庫	青葉土地(株)	350,000株 (72.9)	当法人設立者(当該企業の当時の代表者)から基本財産として寄付を受けたもの。 譲渡制限付株式で、非上場のため市場性がなく処分困難。	S.56.6.10	代表取締役が当法人の理事に就任 ビル(当法人所有)の管理を当該企業に委託

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
東京都	教育庁総務部 総務課	(財)キリスト教文 書センター	日本キリスト教書 販売(株)	3,562株 (30.0)	主にキリスト教書籍の全国書店流通システムに 対応するため、取次店である当該企業に出資した ことにより取得。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却 先を探すのが困難。	S.42.10.2 ほか2回	当該企業の理事長が当該企業 の監査役に、理事4名が取締役 に就任(すべて非常勤・無給) 当該企業から当法人に家賃 を支払う
			(株)新生館	6株 (1.0)	キリスト教書の販売に寄与するという当該企業 設立の趣旨に賛同し、株式を保有。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、売却 先を探すのが困難であるが、適正な処分方法を検 討中。	S.59.7.10	
		(財)平山教育財団	(株)電波新聞社	17,734株 (9.5)	当該企業から、株式及びその配当収入を当法人 の事業費に充てる目的で無償譲渡されたもの。 非公開株式であり、かつ株式の譲渡制限の定め があるため処分は困難。	S.元.3.24 ほか1回	当該企業及びその創業者に より、当法人が設立 当該企業から事務所を賃借 理事長が当該企業の社長を 兼務
		(社)龍生華道会	(株)日本女性新聞 社	600株 (1.9)	当該企業の増資の際、協力要請等により保有。 適当な処分先が見つからない。	S.36.1.28	
神奈川県	教育委員会教育 局行政課	(社)程ヶ谷カント リ倶楽部	程ヶ谷林園(株)	1,100株 (88.0)	当該企業の株主がゴルフクラブを結成し、後 に、当該クラブを母体として当法人を設立。その 設立の際、株式を保有。 上記の保有経緯より、処分は困難。	S.30 ほか多数回	理事長、理事、監事及び会 員が当該企業の代表取締役、 取締役又は監査役に就任 当該企業の不動産を当法人 が賃借
			(社)湯河原カント リ倶楽部	湯河原ハイランド サービス(株)	179,200株 (99.6)	当該企業は、当初、当法人の社員がゴルフ場利 用の宿泊施設を運営するために設立。その設立の 際一部出資。 適当な処分先が見つからない。	S.31.10.27
	県土整備部建 築指導課	(財)川崎市まちづ くり公社	みぞのくち新都市 (株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再 開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理 運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有 者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株 式を処分することは、地元権利者や地域に与える 影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないこと から株式の処分は困難。	H.7.8.10 ほか1回	
新潟県	教育庁高等学 校教育課	(財)吉田奨学財団	北日本興産(株)	397株 (19.8)	当初の株式入手は、所有者の逝去による相続人 からの寄付。 その後は、財団設立の母体である(株)ブルボン の関連企業へ投資することで財産運用を図るため 保有。 現在無配のため、適当な処分先が見つからない。	S.51.12.6	理事長が当該企業の取締役 を兼任
石川県	教育委員会事 務局生涯学習 課	(財)真柄教育振興 財団	真柄建設(株)	424,175株 (0.6)	基本財産の強化のため保有。 平成8年8月6日付けて上場廃止となり、 処分の見込みなし。	H.15.4.30	当法人は当該企業が50%出資
長野県	教育委員会事 務局教育総務 課	(財)セゾン現代美 術館	(株)ベトラ	200,000株 (8.1)	財産運用の目的で所有。 適当な処分先が見つからない。	H.2.11.2 ほか1回	
		(財)松山記念館	松山(株)	30,000株 (1.5)	寄附により取得。 現在のところ処分予定なし。	H15.12.31	理事長が当該企業の代表取 締役を務めている。
静岡県	教育委員会教育 総務課	(財)川村文化振興 財団	(株)ニッセー	42,450株 (21.7)	株式配当を当法人の収入に充てることを主な目 的に、当該株式の所有者から購入した。 非公開株式で処分の相手先が見つからない こと及び現状において株式配当が当法人収入の大 半を占めていることにより処分が困難である。	H.3.7.31 ほか1回	当該企業は、理事3名が代表 取締役、取締役相談役、取締 役顧問を務めている。
			(株)静岡カント リ浜岡コース	20,000株 (20.0)		H.3.7.31	
			(株)静岡カント リ鳥田ゴルフ コース	18,550株 (18.6)		H.3.7.31	
			(株)静岡カント リ袋井コース	14,000株 (4.7)		H.3.7.31	
			(株)東興	840株 (0.8)		H.6.3.31	
大阪府	教育委員会事 務局教育総務 企画課	(財)関西棋院	(株)日本文化会館	79,200株 (22.5)	囲碁の普及のために昭和43年に関西財界が日本 文化会館を設立。運営及び財政面を考慮し、株式 会社とした。その際、当法人は不動産を処分して 株式を取得し、入居した。 当会館は、当法人を支援するため建てられたビ ルであるため処分困難。	S.43.7.1 ほか3回	取締役や理事を兼任
		(財)箕面市文化振 興事業団	箕面FMまちそだて (株)	50株 (3.5)	地域の文化振興を図るためのミニFM局とし て、箕面市や箕面商工会議所等と共に出資し平成7 年に設立。 指導監督基準に従い株式の売却先を検討してい るが、放送局免許の関係上売却先が限定され、処 分困難。	H.7.5.23	設立発起人の一人
徳島県	教育委員会事 務局教育総務 課	(社)徳島新聞社	四国放送(株)	80,000株 (10.0)	当初、財界有志が当該企業の設立を目指したが 資金調達に難航し、当法人に対する要請を受けて 協力。 公共放送を維持し、地域情報化を促進するため 株式の処分は困難。	S.27.4.1 ほか4回	理事会長が当該企業の取締 役(非常勤)に就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
徳島県	教育委員会事務局教育総務課	(社)徳島新聞社	(株)エフエム徳島	1,192株 (9.9)	当該企業は平成4年、新聞の補完メディアの一つとして、行政及び地域経済界と共に設立。公共性が高く、責任ある報道を行うには、新聞とラジオの連携は重要であり、ラジオ放送を維持し、地域情報化を促進するために、株式の処分は困難。	H. 8. 7. 1 ほか2回	総務局長と編集局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			徳島トラフィックサービス(株)	120株 (30.0)	当該企業は、昭和58年7月、当法人が発行する新聞を販売店へ定時に届ける運送業務を行うため設立。 新聞の安定的な配送を図り、読者の知る権利に応えるためには、当該企業との緊密な連携が必要であり、また、当該企業は当法人の存続に必要な不可欠な関連企業。さらに、当法人の報道業務に大きな支障を生じかねないため、株式の処分は困難。	S. 58. 7. 1 ほか5回	販売局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			(株)リップス	130株 (56.5)	当該企業は、平成5年4月に当法人の新聞広告用写真製版業務を行うために設立。 広告用写真製版業務は、当法人の報道業務遂行の一過程であり、密接不可分であった。 製版業務の受注が激減し、当該企業の経営が厳しい状況になったため、平成22年4月1日より企業活動を停止。非上場のため市場性がなく株式の処分は困難。	H. 5. 4. 1	総務局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			テック情報(株)	180株 (15.0)	当該企業は、地域情報促進のため、県、徳島市、徳島商工会議所、県農協連合会などと共に、第三セクターとして設立。自治体のパッチ処理システムを受託するほか、当法人の委託業務も電算化の拡大に伴い増大。 当該企業は第三セクターという公益目的を持ち、また、当法人の運用ソフト開発のためにも必要不可欠な存在であるため、株式の処分は困難。	H. 2. 6. 26	理事社長及び編集技術局長が当該企業の取締役(非常勤)に、経理部長が監査役に就任	
			四国システム開発(株)	512株 (32.0)	当該企業は、昭和61年10月、日本IBMなどと共に設立。当法人の新聞編集基幹システムを共同開発し、その運用、保守等に当たっているほか、当法人の電算化に伴い、広告システム、データベース構築など幅広い分野で提携。 株式の処分は当法人の報道業務遂行に重大な支障を来すおそれがあり、困難。	S. 61. 10. 1	理事会長、理事社長、総務局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			徳島出版(株)	22,180株 (49.5)	当該企業は、昭和27年3月に当法人の一部であった出版業務が独立した。平成10年12月からは、全面的に新聞本紙の印刷を委託。平成18年4月から当法人の刊行物を発刊委託。当該企業は、当法人の報道業務遂行上必要不可欠であり、株式の処分は困難。	S. 27. 3. 1	理事会長が当該企業の取締役(非常勤)に、職員が当該企業の取締役(常勤)に、経理部長が監査役に就任 長期貸付金あり	
			(株)メディコム	400株 (40.0)	当該企業は、当法人が発行する生活情報誌の編集制作業務等を行うため、平成9年6月に設立。当該企業は、当法人が平成12年から取り組む携帯電話に対する情報発信にもかわり、また、総合的な新聞発行業務を補完し、当法人存続に必要な不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 9. 6. 2	広告局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任	
			教育委員会事務局教育文化政策課	(社)三木文庫	三木産業(株)	310,500株 (15.5)	当法人の設立時に運用財産として寄付を受けたもの。 当法人は、管理費用の資金として保有株式の配当収入が大きな財源となっており、会費収入等だけでは、公益事業を継続して行うことが難しく、株式の処分は困難。	S. 55. 7. 8 ほか5回
大昭興業(株)	24,520株 (12.8)				S. 55. 5. 12 ほか4回	理事長が当該企業の監査役に就任 理事が代表取締役社長に就任		
香川県	教育委員会事務局総務課	(財)佐伯報恩会	小豆島総合開発(株)	148,000株 (49.3)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 9	理事長が代表取締役社長に就任	
			(財)木村奨学会	(株)ダイヤモンド	400株 (20.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 8. 9	理事長が代表取締役に就任
				(株)ダイヤビル	2,000株 (10.0)		H. 7. 11. 24	理事長が代表取締役に、理事が取締役に就任
			四国機器(株)	160,000株 (20.0)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 13	理事長が代表取締役社長に、理事が代表取締役会長に就任	
愛媛県	教育委員会事務局教育総務課	(財)村田奨学会	(株)アテックス	2,615株 (2.2)	当該企業の創設者である当法人の設立者から寄付を受けたもの。 市場性がない株式会社ではあるが、現在、当該企業の従業員持株会へ毎年一定の株式を譲渡中。	S. 52. 11. 1 ほか1回	理事長が当該企業の代表取締役社長を、常務理事が当該企業の専務取締役を兼任	
			(財)帝京育英財団	(株)帝京サービス	60,000株 (100)	帝京大学グループのキャンパス内で、主に売店・食堂及び駐車場等を営業している企業。設立の際に要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 57. 7. 24	資本関係のみ
				三荘企業(株)	200株 (0.2)	医療用具及び教育器材等の販売を主に営業している企業。設立後に協力要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 63. 7. 28	資本関係のみ

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
愛媛県	教育委員会事務局教育総務課	(財)帝京育英財団	帝京大学香港国際センター	840,000株 (93.3)	日系企業の香港駐在員子女の幼稚園教育のため当該企業を設立し、出資。幼稚園教育事業継続のため、株式の保有は不可欠であり、処分は困難。	H. 3. 10. 7 ほか1回	資本関係のみ
高知県	教育委員会事務局総務福利課	(財)高知県文教協会	(株)高知放送	100株 (0.02)	教育出版事業を通じて関連が深かったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 33. 6. 30	理事1名が取締役
大分県	教育庁総務課	(財)戸高育英会	(株)戸高鉱業社	8,075株 (27.0)	寄付により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 54. 10. 26 ほか2回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事を兼任
			拓州建設(株)	580株 (26.3)		S. 56. 3. 20 ほか1回	
			戸高石油(株)	200株 (50.0)		S. 63. 7. 14 ほか2回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事を兼任
			津久見ドロマイド工業(株)	255株 (15.0)		H. 2. 1. 31	
		(財)大分放送文化振興財団	(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立母体であり、社長が理事長を兼任
		(社)大分県サッカー協会	(株)大分フットボールクラブ	410株 (5.0)	当該営利企業は、サッカーJリーグ加盟球団の運営母体として官民共同出資で設立されたもので、株式の保有は不可欠である。	H. 15. 4. 1	
鹿児島県	教育庁総務福利課	(財)岩崎美術館	岩崎産業(株)	950,000株 (20.0)	当法人設立者の寄贈により保有。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15	理事長及び副理事長が当該企業の役員を兼任
			いわさきコーポレーション(株)	510,912株 (3.8)	当法人設立者の寄贈により保有。 平成17年3月、運用財産の管理運用を目的として、302,500株を追加購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15 ほか1回	理事長が当該企業の役員を兼任
			(株)ポリゴンピクチャーズ	60株 (0.2)	美術を扱う会社ということで購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	H. 12. 5. 22	

資料
65

情報公開の状況

《全体》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
国 所 管	99.2	99.2	97.6	96.6	97.0	97.4	97.2	93.2	97.5	97.2	97.1
都 道 府 県 所 管	89.9	90.4	85.9	84.7	78.0	82.2	84.0	75.2	86.0	85.5	84.1
合 計	92.3	92.7	89.0	87.8	83.0	86.2	87.4	80.3	89.0	88.5	87.6

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。
2 各項目の割合は、法人数を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	95.7	98.6	100.0	100.0	97.0	100.0	98.6	99.1
警 察 庁	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	90.9	100.0	100.0	99.1
総 務 省	99.3	99.3	98.9	96.7	98.2	98.2	98.2	95.9	98.5	97.8	98.1
法 務 省	100.0	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0	100.0	96.3	100.0	100.0	99.3
外 務 省	96.9	97.9	88.1	87.1	87.6	87.1	86.6	55.2	87.1	87.1	86.1
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文 部 科 学 省	98.4	98.5	95.4	94.8	95.0	95.3	94.8	86.3	95.3	95.0	94.8
厚 生 労 働 省	98.8	98.7	96.4	94.4	94.9	95.7	95.5	84.1	96.0	95.2	95.0
農 林 水 産 省	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0
経 済 産 業 省	100.0	100.0	99.9	99.7	99.7	99.9	99.9	100.2	99.9	99.7	100.0
国 土 交 通 省	99.6	99.7	99.5	98.6	98.5	99.6	99.6	96.0	99.6	99.3	99.3
環 境 省	100.0	100.0	98.8	94.1	98.8	98.8	98.8	90.0	98.8	96.5	97.5
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0	98.6
国 合 計	99.2	99.2	97.6	96.6	97.0	97.4	97.2	93.2	97.5	97.2	97.1

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
内 閣 府	100.0	100.0	100.0	95.7	98.6	100.0	100.0	97.0	100.0	98.6	99.1
警 察 庁	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	90.9	100.0	100.0	99.1
総 務 省	99.0	99.0	98.6	95.7	97.6	97.6	97.6	93.8	98.1	97.1	97.6
法 務 省	100.0	100.0	100.0	96.9	100.0	100.0	100.0	96.3	100.0	100.0	99.3
外 務 省	96.9	97.9	88.1	87.1	87.6	87.1	86.6	55.2	87.1	87.1	86.1
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文 部 科 学 省	98.4	98.5	95.4	94.8	95.0	95.3	94.8	86.3	95.3	95.0	94.8
厚 生 労 働 省	98.8	98.8	95.5	92.4	93.6	94.6	94.1	80.7	94.9	93.6	93.9
農 林 水 産 省	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0
経 済 産 業 省	100.0	100.0	99.9	99.7	99.7	99.9	99.9	100.2	99.9	99.7	100.0
国 土 交 通 省	99.8	99.6	99.6	98.9	99.4	99.8	99.8	93.5	99.6	99.8	99.1
環 境 省	100.0	100.0	98.8	93.9	98.8	98.8	98.8	92.3	98.8	96.3	97.7
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0	98.6
本 省 庁 合 計	99.0	99.1	96.9	95.7	96.4	96.7	96.4	90.4	96.7	96.4	96.3

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
			事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0	99.8
財 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	99.0	98.7	98.4	98.4	97.4	98.1	98.4	88.2	98.4	98.4	97.1
国 土 交 通 省 支 部 局	99.4	99.8	99.4	98.3	97.5	99.4	99.4	97.8	99.6	98.9	98.9
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	90.0
支 部 局 合 計	99.6	99.7	99.5	99.1	98.7	99.4	99.5	97.3	99.6	99.3	99.3

〔都道府県知事・都道府県教育委員会所管〕

(%)

所管官庁	定数又は 相当行為	役員名簿	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
			事業 損失費	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産目録	社員名簿 (注目の別)	事業 計画書	収支 予算書	
北海道知事	994	985	980	965	882	942	959	902	980	982	956
青森県知事	965	973	951	929	836	916	938	893	938	942	928
岩手県知事	959	971	900	888	838	867	892	819	900	900	894
宮城県知事	914	909	881	872	794	848	872	780	885	881	862
秋田県知事	966	971	884	855	744	836	836	817	874	874	866
山形県知事	960	975	940	935	836	881	900	880	950	935	921
福島県知事	950	964	918	914	832	861	889	816	914	911	896
茨城県知事	894	901	823	799	785	788	809	618	829	833	807
栃木県知事	977	981	925	921	869	911	916	915	930	925	928
群馬県知事	970	978	911	900	784	844	911	873	922	918	900
埼玉県知事	938	938	906	903	882	898	903	708	919	903	890
千葉県知事	828	884	753	712	676	706	712	636	773	717	740
東京都知事	866	862	866	855	857	862	855	703	862	859	844
神奈川県知事	954	956	840	829	816	836	838	774	851	849	855
新潟県知事	973	976	952	927	912	940	924	887	940	937	937
富山県知事	990	985	949	893	872	903	929	847	954	944	925
石川県知事	929	961	871	831	776	851	851	799	875	878	862
福井県知事	982	968	932	932	764	859	905	719	918	932	890
山梨県知事	913	919	888	894	881	881	900	880	881	881	891
長野県知事	969	972	955	958	945	948	955	939	962	958	957
岐阜県知事	878	878	825	817	779	798	806	687	821	814	812
静岡県知事	936	936	936	918	869	897	921	808	939	927	911
愛知県知事	921	911	881	864	847	869	869	807	879	879	873
三重県知事	980	985	905	879	844	889	894	736	915	899	891
滋賀県知事	927	941	868	878	834	868	849	579	888	878	852
京都府知事	913	916	922	900	867	903	906	757	926	919	894
大阪府知事	769	777	745	719	684	734	737	647	732	730	727
兵庫県知事	967	970	918	907	896	910	899	779	915	913	909
奈良県知事	688	696	658	675	533	592	621	500	654	663	627
和歌山県知事	737	754	719	696	567	667	632	569	725	708	679
鳥取県知事	973	973	973	966	933	960	946	886	973	966	955
島根県知事	869	879	804	790	715	752	794	805	808	804	801
岡山県知事	960	967	883	877	781	855	858	760	897	895	872
広島県知事	762	789	765	756	679	735	741	670	768	759	743
山口県知事	717	727	689	682	601	654	664	600	692	685	671
徳島県知事	939	933	909	890	689	774	848	816	915	909	862
香川県知事	874	879	797	780	687	720	769	589	780	786	767
愛媛県知事	925	943	902	885	862	874	902	765	914	914	888
高知県知事	896	901	835	825	722	774	797	630	811	825	802
福岡県知事	779	831	770	759	669	745	764	628	768	748	747
佐賀県知事	929	948	910	897	787	858	884	868	923	910	892
長崎県知事	964	966	932	928	852	896	912	867	928	924	916
熊本県知事	953	953	901	890	869	895	890	831	901	901	898
大分県知事	745	847	755	750	676	727	736	504	759	759	727
宮崎県知事	940	960	910	891	741	821	910	771	930	925	880
鹿児島県知事	987	996	987	969	863	912	965	953	987	973	959
沖縄県知事	800	832	795	789	737	784	779	699	789	789	779
知事合計	903	913	868	854	793	836	849	760	869	864	850
北海道教委	1000	983	958	966	958	966	958	769	958	966	950
青森県教委	948	938	897	907	649	773	887	750	907	887	856
岩手県教委	984	984	984	1000	905	952	1000	1000	984	1000	977
宮城県教委	721	721	618	588	603	603	603	533	618	618	622
秋田県教委	1000	971	971	971	706	912	1000	1000	1000	1000	953
山形県教委	938	938	903	885	637	832	876	786	885	876	856
福島県教委	985	971	956	956	897	912	956	857	941	956	941
茨城県教委	925	925	850	800	800	825	800	800	825	800	834
栃木県教委	1000	1000	972	958	859	972	972	833	972	972	950
群馬県教委	1000	1000	891	891	761	848	870	667	891	891	871
埼玉県教委	918	898	633	653	653	673	653	714	653	673	710
千葉県教委	948	909	935	935	896	922	935	833	948	948	923
東京都教委	793	785	719	715	711	711	711	750	719	719	733
神奈川県教委	992	992	984	984	960	976	984	969	984	984	979
新潟県教委	859	859	782	769	667	679	744	500	782	769	741
富山県教委	909	909	800	764	691	764	764	333	800	818	754
石川県教委	956	956	971	971	824	926	912	1000	971	971	946
福井県教委	980	941	824	843	784	804	843	778	843	843	846
山梨県教委	936	915	872	851	851	851	830	875	894	851	872
長野県教委	970	965	894	871	758	765	795	651	871	864	839
岐阜県教委	907	880	787	747	720	733	747	667	787	747	774
静岡県教委	1000	966	966	966	865	889	942	734	947	947	923
愛知県教委	970	970	970	970	920	920	970	875	980	970	951
三重県教委	806	806	750	750	653	667	694	400	750	736	702
滋賀県教委	938	954	692	692	631	646	692	500	692	692	712
京都府教委	707	713	697	697	649	665	686	684	713	691	691
大阪府教委	730	741	665	654	632	638	638	486	670	665	651
兵庫県教委	917	910	891	872	795	833	865	611	891	897	848
奈良県教委	825	825	750	775	575	550	700	444	725	775	694
和歌山県教委	659	659	495	505	451	440	505	314	495	505	503
鳥取県教委	973	973	973	973	892	919	973	1000	973	973	960
島根県教委	793	741	638	638	638	638	638	429	638	638	644
岡山県教委	923	923	923	923	885	885	923	800	923	923	900
広島県教委	808	788	768	768	667	707	727	150	798	798	700
山口県教委	795	821	705	615	372	526	538	533	692	590	619
徳島県教委	963	963	963	889	778	852	963	1000	963	963	928
香川県教委	967	967	967	967	833	867	967	1000	967	967	949
愛媛県教委	973	973	946	946	838	892	946	417	959	959	886
高知県教委	973	986	959	932	521	918	973	538	945	945	870
福岡県教委	748	748	762	769	741	741	755	909	762	762	770
佐賀県教委	1000	978	1000	978	761	826	870	875	957	978	924
長崎県教委	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
熊本県教委	940	940	920	920	900	900	900	1000	920	920	926
大分県教委	1000	1000	1000	976	667	738	976	615	1000	1000	899
宮崎県教委	487	487	462	436	410	436	436	143	436	436	419
鹿児島県教委	1000	986	972	972	915	944	972	1000	986	972	972
沖縄県教委	772	754	667	649	579	596	614	591	667	667	656
教委合計	887	880	835	826	742	782	813	677	834	830	810

資料
66

ホームページ開設状況所管官庁別法人数

《全体》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社 団	財 団		割合 (%)	割合 (%)				
国 所 管	6,100	3,449	2,651	5,482	89.9	3,166	91.8	2,316	87.4	
都 道 府 県 所 管	16,801	8,634	8,167	10,083	60.0	5,684	65.8	4,399	53.9	
合 計	22,783	12,003	10,780	15,457	67.8	8,774	73.1	6,683	62.0	

(注) 共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社 団	財 団		割合 (%)	割合 (%)				
内 閣 府	69	33	36	68	98.6	32	97.0	36	100.0	
警 察 庁	45	22	23	45	100.0	22	100.0	23	100.0	
金 融 庁	122	108	14	122	100.0	108	100.0	14	100.0	
消 費 者 庁	12	11	1	12	100.0	11	100.0	1	100.0	
総 務 省	274	121	153	268	97.8	119	98.3	149	97.4	
法 務 省	130	106	24	128	98.5	105	99.1	23	95.8	
外 務 省	194	87	107	168	86.6	77	88.5	91	85.0	
財 務 省	695	665	30	665	95.7	635	95.5	30	100.0	
文 部 科 学 省	1,735	577	1,158	1,465	84.4	528	91.5	937	80.9	
厚 生 労 働 省	956	490	466	806	84.3	395	80.6	411	88.2	
農 林 水 産 省	401	260	141	378	94.3	242	93.1	136	96.5	
経 済 産 業 省	714	414	300	712	99.7	414	100.0	298	99.3	
国 土 交 通 省	1,069	692	377	952	89.1	614	88.7	338	89.7	
環 境 省	85	40	45	85	100.0	40	100.0	45	100.0	
防 衛 省	21	7	14	21	100.0	7	100.0	14	100.0	
国 合 計	6,100	3,449	2,651	5,482	89.9	3,166	91.8	2,316	87.4	

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社 団	財 団		割合 (%)	割合 (%)				
内 閣 府	69	33	36	68	98.6	32	97.0	36	100.0	
警 察 庁	45	22	23	45	100.0	22	100.0	23	100.0	
金 融 庁	45	32	13	45	100.0	32	100.0	13	100.0	
消 費 者 庁	12	11	1	12	100.0	11	100.0	1	100.0	
総 務 省	208	64	144	203	97.6	63	98.4	140	97.2	
法 務 省	130	106	24	128	98.5	105	99.1	23	95.8	
外 務 省	194	87	107	168	86.6	77	88.5	91	85.0	
財 務 省	44	16	28	43	97.7	15	93.8	28	100.0	
文 部 科 学 省	1,735	577	1,158	1,465	84.4	528	91.5	937	80.9	
厚 生 労 働 省	645	269	376	574	89.0	240	89.2	334	88.8	
農 林 水 産 省	401	260	141	378	94.3	242	93.1	136	96.5	
経 済 産 業 省	714	414	300	712	99.7	414	100.0	298	99.3	
国 土 交 通 省	542	291	251	528	97.4	285	97.9	243	96.8	
環 境 省	82	39	43	82	100.0	39	100.0	43	100.0	
防 衛 省	21	7	14	21	100.0	7	100.0	14	100.0	
本 省 庁 合 計	4,482	2,054	2,428	4,075	90.9	1,939	94.4	2,136	88.0	

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	開設法人合計			割合 (%)	社 団		割合 (%)	財 団		割合 (%)
	法人数	社 団	財 団		割合 (%)	割合 (%)				
金 融 庁 支 部 局	77	76	1	77	100.0	76	100.0	1	100.0	
総 務 省 支 部 局	66	57	9	65	98.5	56	98.2	9	100.0	
財 務 省 支 部 局	651	649	2	622	95.5	620	95.5	2	100.0	
厚 生 労 働 省 支 部 局	311	221	90	232	74.6	155	70.1	77	85.6	
国 土 交 通 省 支 部 局	528	402	126	425	80.5	330	82.1	95	75.4	
環 境 省 支 部 局	3	1	2	3	100.0	1	100.0	2	100.0	
支 部 局 合 計	1,626	1,396	230	1,414	87.0	1,228	88.0	186	80.9	

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

所管官庁	法人数			開設法人合計		社 団		財 団	
	法人数	社 団	財 団	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)		
北海道知事	659	441	218	423	64.2	288	65.3	135	61.9
青森県知事	226	150	76	133	58.8	84	56.0	49	64.5
岩手県知事	241	160	81	137	56.8	97	60.6	40	49.4
宮城県知事	243	141	102	154	63.4	88	62.4	66	64.7
秋田県知事	207	142	65	106	51.2	72	50.7	34	52.3
山形県知事	201	133	68	108	53.7	77	57.9	31	45.6
福島県知事	280	163	117	159	56.8	85	52.1	74	63.2
茨城県知事	293	173	120	193	65.9	115	66.5	78	65.0
栃木県知事	214	129	85	135	63.1	92	71.3	43	50.6
群馬県知事	269	166	103	154	57.2	105	63.3	49	47.6
埼玉県知事	372	241	131	297	79.8	205	85.1	92	70.2
千葉県知事	361	214	147	282	78.1	186	86.9	96	65.3
東京都知事	516	344	172	405	78.5	285	82.8	120	69.8
神奈川県知事	456	265	191	340	74.6	202	76.2	138	72.3
新潟県知事	331	186	145	241	72.8	137	73.7	104	71.7
富山県知事	196	111	85	162	82.7	97	87.4	65	76.5
石川県知事	255	139	116	152	59.6	91	65.5	61	52.6
福井県知事	220	135	85	120	54.5	78	57.8	42	49.4
山梨県知事	160	100	60	109	68.1	69	69.0	40	66.7
長野県知事	289	181	108	205	70.9	139	76.8	66	61.1
岐阜県知事	263	163	100	193	73.4	126	77.3	67	67.0
静岡県知事	329	214	115	216	65.7	142	66.4	74	64.3
愛知県知事	404	244	160	293	72.5	186	76.2	107	66.9
三重県知事	199	121	78	149	74.9	102	84.3	47	60.3
滋賀県知事	205	121	84	161	78.5	102	84.3	59	70.2
京都府知事	309	169	140	207	67.0	116	68.6	91	65.0
大阪府知事	627	360	267	457	72.9	286	79.4	171	64.0
兵庫県知事	367	204	163	212	57.8	126	61.8	86	52.8
奈良県知事	240	108	132	119	49.6	72	66.7	47	35.6
和歌山県知事	171	109	62	77	45.0	52	47.7	25	40.3
鳥取県知事	149	79	70	107	71.8	56	70.9	51	72.9
島根県知事	214	118	96	96	44.9	63	53.4	33	34.4
岡山県知事	351	179	172	219	62.4	129	72.1	90	52.3
広島県知事	336	176	160	182	54.2	120	68.2	62	38.8
山口県知事	286	185	101	156	54.5	103	55.7	53	52.5
徳島県知事	164	98	66	98	59.8	63	64.3	35	53.0
香川県知事	182	95	87	112	61.5	62	65.3	50	57.5
愛媛県知事	174	98	76	106	60.9	74	75.5	32	42.1
高知県知事	212	119	93	102	48.1	69	58.0	33	35.5
福岡県知事	444	261	183	293	66.0	178	68.2	115	62.8
佐賀県知事	155	91	64	74	47.7	43	47.3	31	48.4
長崎県知事	250	158	92	125	50.0	84	53.2	41	44.6
熊本県知事	191	124	67	123	64.4	84	67.7	39	58.2
大分県知事	216	133	83	107	49.5	73	54.9	34	41.0
宮崎県知事	201	131	70	108	53.7	74	56.5	34	48.6
鹿児島県知事	226	148	78	134	59.3	95	64.2	39	50.0
沖縄県知事	190	113	77	119	62.6	73	64.6	46	59.7
知事合計	13,044	7,833	5,211	8,360	64.1	5,345	68.2	3,015	57.9
北海道教委	119	13	106	67	56.3	8	61.5	59	55.7
青森県教委	97	16	81	36	37.1	4	25.0	32	39.5
岩手県教委	63	14	49	36	57.1	9	64.3	27	55.1
宮城県教委	68	15	53	29	42.6	8	53.3	21	39.6
秋田県教委	34	4	30	10	29.4		0.0	10	33.3
山形県教委	113	14	99	28	24.8	6	42.9	22	22.2
福島県教委	68	7	61	24	35.3	2	28.6	22	36.1
茨城県教委	40	5	35	26	65.0	3	60.0	23	65.7
栃木県教委	71	12	59	36	50.7	6	50.0	30	50.8
群馬県教委	46	12	34	24	52.2	4	33.3	20	58.8
埼玉県教委	49	7	42	32	65.3	6	85.7	26	61.9
千葉県教委	77	12	65	40	51.9	8	66.7	32	49.2
東京都教委	256	44	212	171	66.8	30	68.2	141	66.5
神奈川県教委	126	32	94	79	62.7	23	71.9	56	59.6
新潟県教委	78	18	60	37	47.4	6	33.3	31	51.7
富山県教委	55	3	52	31	56.4	2	66.7	29	55.8
石川県教委	68	12	56	39	57.4	7	58.3	32	57.1
福井県教委	51	9	42	30	58.8	8	88.9	22	52.4
山梨県教委	47	8	39	29	61.7	4	50.0	25	64.1
長野県教委	132	43	89	70	53.0	24	55.8	46	51.7
岐阜県教委	75	9	66	40	53.3	4	44.4	36	54.5
静岡県教委	207	143	64	50	24.2	16	11.2	34	53.1
愛知県教委	100	8	92	66	66.0	7	87.5	59	64.1
三重県教委	72	25	47	37	51.4	5	20.0	32	68.1
滋賀県教委	65	4	61	32	49.2	2	50.0	30	49.2
京都府教委	188	19	169	93	49.5	11	57.9	82	48.5
大阪府教委	185	35	150	109	58.9	25	71.4	84	56.0
兵庫県教委	159	37	122	67	42.1	19	51.4	48	39.3
奈良県教委	40	9	31	18	45.0	1	11.1	17	54.8
和歌山県教委	91	35	56	17	18.7	5	14.3	12	21.4
鳥取県教委	37	3	34	22	59.5	3	100.0	19	56.9
島根県教委	58	7	51	26	44.8	4	57.1	22	43.1
岡山県教委	52	5	47	23	44.2	2	40.0	21	44.7
広島県教委	99	20	79	42	42.4	8	40.0	34	43.0
山口県教委	78	15	63	41	52.6	11	73.3	30	47.6
徳島県教委	27	9	18	6	22.2	3	33.3	3	16.7
香川県教委	60	6	54	26	43.3	3	50.0	23	42.6
愛媛県教委	74	12	62	24	32.4	1	8.3	23	37.1
高知県教委	73	13	60	17	23.3	4	30.8	13	21.7
福岡県教委	143	22	121	58	40.6	13	59.1	45	37.2
佐賀県教委	46	8	38	22	47.8	2	25.0	20	52.6
長崎県教委	41	6	35	19	46.3	3	50.0	16	45.7
熊本県教委	50	7	43	23	46.0	5	71.4	18	41.9
大分県教委	42	13	29	15	35.7	7	53.8	8	27.6
宮崎県教委	39	7	32	8	20.5	1	14.3	7	21.9
鹿児島県教委	71	11	60	34	47.9	4	36.4	30	50.0
沖縄県教委	57	22	35	16	28.1	8	36.4	8	22.9
教委合計	3,887	810	3,077	1,825	47.0	345	42.6	1,480	48.1

資料
67

ホームページの項目別掲載状況

《全体》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
国 所 管	79.6	82.7	77.2	75.5	75.6	77.1	74.0	63.3	76.8	75.7
都 道 府 県 所 管	27.7	34.3	24.9	22.5	21.9	23.0	21.1	20.9	25.9	22.4
合 計	41.3	47.0	38.6	36.4	35.9	37.2	35.0	32.8	39.2	36.4

(注) 各項目の割合は、活動法人数を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	97.1	97.1	94.2	87.0	94.2	94.2	88.4	78.8	94.2	88.4
警 察 庁	100.0	97.8	100.0	95.6	100.0	100.0	100.0	95.5	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	99.2	100.0	100.0	100.0	98.1	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省	94.9	96.4	93.8	91.6	93.4	94.2	93.1	82.6	94.2	93.1
法 務 省	97.7	97.7	95.4	94.6	97.7	97.7	96.9	89.7	96.2	96.9
外 務 省	70.6	82.0	66.5	65.5	63.9	66.5	62.4	23.0	64.9	62.4
財 務 省	84.3	86.8	83.0	88.5	82.3	86.2	79.6	50.5	83.9	88.3
文 部 科 学 省	68.5	74.0	65.4	61.5	62.4	63.5	60.1	56.2	63.8	61.3
厚 生 労 働 省	72.9	76.2	70.5	66.6	67.8	69.1	66.2	45.1	69.0	66.2
農 林 水 産 省	86.5	90.0	82.8	83.8	82.8	84.0	80.8	74.2	83.0	84.0
経 済 産 業 省	99.2	99.3	99.2	98.7	99.0	99.2	98.9	97.3	99.2	98.9
国 土 交 通 省	79.7	80.4	76.8	74.2	75.3	77.5	74.7	64.7	77.4	75.8
環 境 省	100.0	100.0	98.8	92.9	100.0	100.0	98.8	87.5	98.8	96.5
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0
国 合 計	79.6	82.7	77.2	75.5	75.6	77.1	74.0	63.3	76.8	75.7

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
内 閣 府	97.1	97.1	94.2	87.0	94.2	94.2	88.4	78.8	94.2	88.4
警 察 庁	100.0	97.8	100.0	95.6	100.0	100.0	100.0	95.5	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	93.8	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省	94.2	95.7	92.8	90.4	92.3	92.8	91.8	81.3	92.8	91.3
法 務 省	97.7	97.7	95.4	94.6	97.7	97.7	96.9	89.7	96.2	96.9
外 務 省	70.6	82.0	66.5	65.5	63.9	66.5	62.4	23.0	64.9	62.4
財 務 省	95.5	95.5	93.2	90.9	93.2	93.2	93.2	81.3	93.2	93.2
文 部 科 学 省	68.5	74.0	65.4	61.5	62.4	63.5	60.1	56.2	63.8	61.3
厚 生 労 働 省	76.9	80.9	73.3	68.5	70.2	71.8	68.1	56.5	71.2	67.9
農 林 水 産 省	86.5	90.0	82.8	83.8	82.8	84.0	80.8	74.2	83.0	84.0
経 済 産 業 省	99.2	99.3	99.2	98.7	99.0	99.2	98.9	97.3	99.2	98.9
国 土 交 通 省	94.5	95.6	93.5	90.4	92.6	94.1	92.8	80.1	94.5	93.5
環 境 省	100.0	100.0	98.8	92.7	100.0	100.0	98.8	89.7	98.8	96.3
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0
本 省 庁 合 計	81.3	84.9	78.8	76.0	77.0	78.1	75.5	71.1	78.0	76.3

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省 支 部 局	97.0	98.5	97.0	95.5	97.0	98.5	97.0	84.2	98.5	98.5
財 務 省 支 部 局	83.6	86.2	82.3	88.3	81.6	85.7	78.6	49.8	83.3	88.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	64.6	66.2	64.6	62.7	62.7	63.7	62.4	31.2	64.6	62.7
国 土 交 通 省 支 部 局	64.6	64.8	59.7	57.6	57.6	60.4	56.3	53.7	59.8	57.6
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
支 部 局 合 計	75.0	76.5	72.9	74.2	71.6	74.4	69.9	51.9	73.4	74.2

(都道府県知事・都道府県教育委員会所管)

(%)

所管官庁	定款又は 寄附行為	役員名簿	事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書
北海道知事	35.8	42.9	32.6	30.8	30.5	31.7	30.5	24.3	33.1	30.8
青森県知事	36.3	42.0	34.1	32.7	30.1	34.1	31.0	19.3	33.6	31.9
岩手県知事	28.2	36.1	25.7	22.0	21.2	22.4	21.6	22.5	24.9	22.0
宮城県知事	29.2	37.0	26.7	25.5	25.5	26.3	23.0	17.7	28.0	25.1
秋田県知事	23.2	27.1	16.4	15.9	13.0	13.5	11.6	18.3	17.4	15.0
山形県知事	21.9	33.8	20.4	19.4	19.4	21.4	18.9	25.6	19.9	17.9
福島県知事	26.4	36.1	26.1	20.4	22.5	22.9	21.4	20.2	24.6	21.1
茨城県知事	26.3	35.5	21.2	20.1	22.9	22.9	20.5	19.7	25.6	21.8
栃木県知事	21.5	24.3	18.7	16.4	14.5	14.5	12.1	16.3	18.7	16.4
群馬県知事	17.8	26.8	17.1	13.4	12.6	13.4	11.2	22.9	16.4	12.3
埼玉県知事	51.1	55.9	44.6	42.5	42.7	43.3	42.7	21.2	45.7	43.0
千葉県知事	46.5	51.2	42.7	37.1	34.3	36.6	33.5	28.5	43.5	38.2
東京都知事	30.6	35.3	24.6	23.8	24.4	24.2	21.9	16.3	25.6	23.3
神奈川県知事	41.2	46.5	36.4	31.6	29.2	30.9	27.9	27.5	36.4	31.6
新潟県知事	46.5	55.0	42.6	40.8	38.4	39.9	38.4	32.8	44.1	40.8
富山県知事	54.6	64.8	55.6	46.4	49.5	51.5	48.0	36.9	58.2	51.0
石川県知事	16.1	33.7	14.9	11.4	14.9	17.3	14.9	19.4	16.9	14.9
福井県知事	29.1	33.2	28.6	26.8	24.5	26.8	24.1	19.3	30.0	26.4
山梨県知事	32.5	43.8	29.4	26.9	28.1	28.8	25.6	26.0	27.5	21.9
長野県知事	32.9	41.5	24.9	24.9	24.6	26.3	22.8	26.0	27.0	21.5
岐阜県知事	39.2	53.6	38.4	34.6	31.9	31.9	30.8	42.3	37.6	31.6
静岡県知事	30.4	41.3	24.6	24.6	23.7	24.9	23.1	24.8	31.6	24.9
愛知県知事	49.3	51.7	45.5	44.1	44.1	45.0	43.8	33.2	46.0	44.6
三重県知事	30.7	36.2	26.1	21.1	21.1	22.6	19.1	23.1	22.6	19.6
滋賀県知事	40.5	49.8	39.5	35.1	33.7	37.6	32.7	23.1	41.0	37.1
京都府知事	23.6	29.8	22.7	19.1	18.8	20.4	16.5	18.3	21.7	20.4
大阪府知事	30.6	37.8	27.3	23.0	22.3	24.4	21.5	20.8	26.6	23.3
兵庫県知事	24.6	28.7	23.5	20.2	20.2	21.3	18.3	18.6	22.4	21.0
奈良県知事	12.9	17.9	9.2	8.3	7.5	7.5	7.5	14.8	10.4	9.2
和歌山県知事	18.7	25.1	18.1	14.6	12.3	14.0	11.1	15.6	18.7	13.5
鳥取県知事	56.4	59.1	52.3	51.0	53.0	54.4	52.3	31.6	52.3	51.0
島根県知事	16.8	23.4	18.2	17.3	16.8	18.2	15.0	22.9	20.1	16.8
岡山県知事	19.1	26.2	14.8	13.7	13.1	14.2	12.8	19.6	17.4	14.0
広島県知事	22.3	28.6	18.8	17.3	17.0	18.5	16.4	18.2	21.1	15.5
山口県知事	15.0	26.2	16.4	14.7	14.3	14.7	14.0	15.1	17.8	14.0
徳島県知事	20.1	26.2	20.7	15.9	15.2	15.2	14.0	15.3	20.1	15.9
香川県知事	37.4	42.9	30.8	29.7	29.7	30.8	29.7	24.2	30.8	30.2
愛媛県知事	31.6	39.1	29.3	26.4	25.9	27.6	27.0	28.6	32.8	27.0
高知県知事	18.9	26.9	18.4	17.0	15.1	17.0	16.0	18.5	17.9	16.5
福岡県知事	21.4	37.4	19.4	17.8	16.7	18.5	16.7	20.3	24.1	15.8
佐賀県知事	16.8	28.4	18.7	14.2	14.8	15.5	14.2	15.4	19.4	14.8
長崎県知事	24.4	28.8	22.4	22.4	21.2	21.2	20.4	20.9	23.2	22.8
熊本県知事	22.5	29.8	23.0	20.9	18.3	18.8	17.8	24.2	21.5	18.8
大分県知事	11.1	22.7	8.8	9.3	7.4	8.8	7.4	12.0	11.1	8.8
宮崎県知事	20.4	33.3	18.4	14.9	14.9	17.4	15.9	18.3	19.4	15.9
鹿児島県知事	15.0	33.6	21.7	13.3	14.2	15.0	13.3	23.0	23.0	12.8
沖縄県知事	24.7	32.6	19.5	20.0	16.8	17.4	17.4	15.9	23.7	18.9
知事合計	29.5	37.4	26.8	24.3	23.7	24.9	22.9	22.3	27.7	24.1
北海道教委	34.5	42.9	32.8	32.8	30.3	32.8	33.6	15.4	31.1	31.1
青森県教委	27.8	28.9	22.7	22.7	16.5	22.7	21.6	0.0	26.8	23.7
岩手県教委	39.7	39.7	30.2	31.7	33.3	33.3	31.7	42.9	30.2	31.7
宮城県教委	22.1	19.1	16.2	13.2	14.7	14.7	14.7	6.7	14.7	13.2
秋田県教委	23.5	20.6	20.6	17.6	17.6	17.6	17.6	0.0	20.6	17.6
山形県教委	11.5	14.2	12.4	10.6	8.0	10.6	8.0	14.3	10.6	7.1
福島県教委	8.8	16.2	8.8	7.4	7.4	7.4	7.4	14.3	8.8	7.4
茨城県教委	42.5	35.0	32.5	30.0	32.5	32.5	30.0	20.0	35.0	30.0
栃木県教委	22.5	22.5	23.9	22.5	19.7	18.3	18.3	8.3	25.4	19.7
群馬県教委	28.3	28.3	23.9	15.2	17.4	17.4	15.2	8.3	17.4	19.6
埼玉県教委	26.5	32.7	28.6	26.5	26.5	28.6	26.5	28.6	24.5	24.5
千葉県教委	19.5	24.7	16.9	15.6	16.9	16.9	16.9	8.3	22.1	16.9
東京都教委	30.1	34.8	27.3	26.2	22.7	23.4	21.1	11.4	25.4	25.8
神奈川県教委	35.7	40.5	31.7	27.0	28.6	28.6	27.0	12.5	31.0	29.4
新潟県教委	19.2	19.2	19.2	17.9	15.4	17.9	15.4	5.6	21.8	16.7
富山県教委	40.0	41.8	32.7	30.9	30.9	34.5	30.9	33.3	34.5	34.5
石川県教委	19.1	22.1	22.1	13.2	17.6	17.6	14.7	16.7	27.9	14.7
福井県教委	29.4	27.5	15.7	17.6	15.7	13.7	15.7	11.1	23.5	17.6
山梨県教委	34.0	38.3	29.8	23.4	29.8	29.8	25.5	0.0	29.8	23.4
長野県教委	29.5	29.5	18.9	15.9	14.4	15.9	15.2	7.0	21.2	17.4
岐阜県教委	26.7	33.3	21.3	24.0	22.7	22.7	21.3	11.1	26.7	20.0
静岡県教委	13.5	13.5	14.0	11.6	9.7	10.1	9.7	4.2	14.0	9.7
愛知県教委	36.0	42.0	36.0	39.0	37.0	38.0	36.0	12.5	42.0	37.0
三重県教委	22.2	22.2	20.8	20.8	20.8	22.2	18.1	0.0	25.0	23.6
滋賀県教委	26.2	29.2	29.2	23.1	23.1	23.1	23.1	0.0	27.7	24.6
京都府教委	16.0	19.7	14.4	12.2	11.2	11.7	11.2	5.3	17.6	12.2
大阪府教委	29.7	36.8	27.0	25.9	24.9	25.4	22.7	14.3	26.5	24.9
兵庫県教委	16.7	19.2	12.8	9.0	10.9	10.3	9.0	5.6	12.8	10.3
奈良県教委	17.5	12.5	20.0	12.5	12.5	12.5	15.0	0.0	15.0	12.5
和歌山県教委	7.7	6.6	4.4	3.3	3.3	3.3	3.3	2.9	5.5	4.4
鳥取県教委	48.6	40.5	35.1	35.1	32.4	37.8	32.4	33.3	32.4	35.1
島根県教委	13.8	13.8	10.3	8.6	10.3	10.3	6.9	0.0	13.8	8.6
岡山県教委	19.2	23.1	15.4	11.5	13.5	13.5	7.7	0.0	34.6	17.3
広島県教委	12.1	14.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	0.0	9.1	9.1
山口県教委	16.7	21.8	12.8	9.0	5.1	9.0	5.1	13.3	16.7	9.0
徳島県教委	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県教委	25.0	28.3	21.7	18.3	20.0	21.7	20.0	0.0	25.0	21.7
愛媛県教委	16.2	17.6	14.9	16.2	16.2	16.2	16.2	0.0	20.3	18.9
高知県教委	8.2	11.0	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	7.7	5.5	5.5
福岡県教委	12.6	12.6	9.8	11.9	11.2	9.8	9.1	9.1	9.8	10.5
佐賀県教委	26.1	23.9	21.7	17.4	15.2	19.6	13.0	0.0	28.3	13.0
長崎県教委	17.1	19.5	22.0	14.6	14.6	12.2	12.2	16.7	17.1	17.1
熊本県教委	18.0	20.0	16.0	16.0	20.0	20.0	12.0	14.3	20.0	16.0
大分県教委	14.3	14.3	4.8	2.4	2.4	2.4	2.4	7.7	4.8	2.4
宮崎県教委	15.4	12.8	10.3	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	10.3	10.3
鹿児島県教委	29.6	29.6	22.5	18.3	14.1	16.9	16.9	9.1	22.5	21.1
沖縄県教委	12.3	15.8	10.5	12.3	7.0	7.0	7.0	4.5	17.5	10.5
教委合計	22.5	24.7	19.5	17.7	16.9	17.7	16.3	7.8	20.8	17.8

資料
68

所管官庁への書類提出状況

《全体》

(%)

所管官庁	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国 所 管	98.5	97.9	98.0	98.4	98.5	94.1	98.5	98.5	97.5
都 道 府 県 所 管	96.1	95.5	86.2	91.8	94.6	81.7	95.4	95.8	92.3
合 計	96.8	96.2	89.5	93.6	95.6	85.3	96.3	96.5	93.8

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。

2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

《国所管》

(%)

所管官庁	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
内 閣 府	100.0	97.1	98.6	100.0	100.0	93.9	100.0	100.0	98.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.8	100.0	100.0	97.8
総 務 省	98.9	98.2	98.9	98.9	98.9	97.5	98.9	98.9	98.8
法 務 省	100.0	96.9	99.2	99.2	100.0	98.1	100.0	100.0	99.1
外 務 省	95.9	95.4	93.3	93.8	95.4	78.2	95.9	95.9	92.9
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文 部 科 学 省	96.5	96.1	96.3	96.5	96.3	84.1	96.5	96.5	94.8
厚 生 労 働 省	98.2	97.1	97.5	98.2	98.4	84.3	98.0	97.9	96.0
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経 済 産 業 省	99.9	99.7	99.7	99.9	99.9	100.0	99.9	99.9	100.0
国 土 交 通 省	99.3	98.9	98.1	99.3	99.3	97.7	99.3	99.3	98.8
環 境 省	98.8	95.3	98.8	98.8	98.8	95.0	98.8	97.6	97.9
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0	98.3
国 合 計	98.5	97.9	98.0	98.4	98.5	94.1	98.5	98.5	97.5

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
内 閣 府	100.0	97.1	98.6	100.0	100.0	93.9	100.0	100.0	98.8
警 察 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
金 融 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
消 費 者 庁	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.8	100.0	100.0	97.8
総 務 省	98.6	97.6	98.6	98.6	98.6	96.9	98.6	98.6	98.6
法 務 省	100.0	96.9	99.2	99.2	100.0	98.1	100.0	100.0	99.1
外 務 省	95.9	95.4	93.3	93.8	95.4	78.2	95.9	95.9	92.9
財 務 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文 部 科 学 省	96.5	96.1	96.3	96.5	96.3	84.1	96.5	96.5	94.8
厚 生 労 働 省	97.4	96.0	96.6	97.4	97.7	79.2	97.1	96.9	94.8
農 林 水 産 省	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経 済 産 業 省	99.9	99.7	99.7	99.9	99.9	100.0	99.9	99.9	100.0
国 土 交 通 省	99.3	98.9	98.9	99.4	99.4	96.6	99.4	99.4	98.8
環 境 省	98.8	95.1	98.8	98.8	98.8	94.9	98.8	97.6	97.9
防 衛 省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	100.0	100.0	98.3
本 省 庁 合 計	98.1	97.4	97.7	98.0	98.0	91.6	98.1	98.0	97.1

《地方支分局所管》

(%)

所管官庁	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
金 融 庁 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0	99.8
財 務 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	100.0	99.4	99.4	100.0	100.0	90.5	100.0	100.0	98.5
国 土 交 通 省 支 部 局	99.2	98.9	97.3	99.1	99.2	98.5	99.2	99.2	98.8
環 境 省 支 部 局	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
支 部 局 合 計	99.8	99.5	99.0	99.7	99.8	98.0	99.8	99.8	99.6

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

(%)

所管官庁	平成21年度書類						平成22年度書類		平均
	事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
北海道知事	99.1	97.7	88.9	95.6	97.1	96.4	99.2	99.5	96.8
青森県知事	98.7	96.5	88.1	95.1	97.8	96.7	97.8	99.1	96.3
岩手県知事	98.8	97.9	90.9	95.0	98.3	93.8	98.8	98.3	96.5
宮城県知事	99.6	98.8	86.0	93.8	97.5	93.6	99.6	99.6	96.4
秋田県知事	100.0	98.1	84.5	95.7	96.6	91.5	99.5	99.5	96.0
山形県知事	99.5	99.5	87.6	92.0	94.5	96.2	99.5	99.5	96.4
福島県知事	99.6	98.9	90.4	93.6	96.8	94.5	99.3	99.3	96.5
茨城県知事	97.3	94.9	85.7	91.5	94.9	80.9	97.6	96.9	92.5
栃木県知事	96.7	96.7	88.3	95.3	94.9	86.0	96.3	96.3	93.8
群馬県知事	98.9	97.4	83.6	90.3	98.9	92.8	99.3	99.3	95.0
埼玉県知事	98.7	98.9	95.7	97.8	99.2	97.5	99.2	99.2	98.4
千葉県知事	92.0	91.7	83.1	89.8	91.4	85.5	90.9	91.1	89.5
東京都知事	95.2	94.8	94.6	95.2	94.8	67.7	94.6	94.6	91.6
神奈川県知事	97.4	96.7	93.9	96.5	96.9	89.4	97.6	97.6	95.8
新潟県知事	99.4	97.6	94.3	98.8	98.2	93.0	95.8	96.1	96.6
富山県知事	98.0	96.4	91.8	95.4	94.9	95.5	97.4	96.9	95.6
石川県知事	98.4	96.5	83.9	92.5	96.1	84.2	97.6	98.0	93.4
福井県知事	98.6	97.7	79.5	91.8	95.5	71.1	96.4	96.8	91.0
山梨県知事	98.8	98.1	96.9	96.3	98.8	89.0	98.1	98.1	96.8
長野県知事	99.0	99.3	98.3	98.6	99.0	96.7	98.6	99.3	98.6
岐阜県知事	98.1	96.6	91.6	94.3	96.6	88.3	97.7	97.0	95.1
静岡県知事	99.4	97.9	93.3	96.7	99.1	97.2	99.4	99.4	97.6
愛知県知事	98.3	97.5	92.3	95.5	97.8	90.6	98.3	98.5	96.3
三重県知事	96.0	93.5	89.9	95.0	95.5	67.8	96.0	95.0	91.0
滋賀県知事	94.1	95.1	90.7	94.6	93.7	66.9	94.6	95.1	90.8
京都府知事	96.4	93.5	86.4	94.8	95.8	66.9	95.1	95.5	90.5
大阪府知事	93.1	91.9	85.5	91.5	93.3	89.2	92.0	92.2	91.0
兵庫県知事	98.6	97.8	95.9	98.1	97.3	83.8	98.1	97.5	96.0
奈良県知事	86.7	94.6	66.3	76.7	82.1	62.0	84.6	90.4	80.5
和歌山県知事	94.7	93.0	73.7	87.7	88.3	61.5	94.7	94.2	86.0
鳥取県知事	84.6	84.6	84.6	86.6	85.2	58.2	83.2	83.9	81.5
島根県知事	95.3	94.4	82.7	87.4	93.9	81.4	95.8	95.8	90.8
岡山県知事	97.2	96.9	86.0	94.3	94.9	79.3	96.6	97.2	92.8
広島県知事	94.6	93.5	81.0	89.3	90.8	86.9	94.3	94.6	90.6
山口県知事	92.7	92.7	79.7	86.4	87.1	64.9	92.0	92.7	86.1
徳島県知事	98.8	96.3	75.0	85.4	92.7	92.9	99.4	98.8	92.4
香川県知事	96.7	94.5	78.0	85.2	93.4	85.3	96.2	96.7	90.8
愛媛県知事	97.1	96.6	89.7	93.7	98.3	79.6	98.9	98.3	94.1
高知県知事	97.6	98.6	80.2	91.5	93.9	84.0	95.8	98.1	92.6
福岡県知事	98.0	98.2	72.3	87.8	94.4	43.3	97.1	98.0	86.0
佐賀県知事	98.1	98.7	85.2	93.5	96.8	86.8	97.4	99.4	94.5
長崎県知事	99.2	98.0	88.0	94.4	97.6	93.0	98.0	98.8	95.9
熊本県知事	97.4	97.9	93.2	97.4	97.4	85.5	97.9	97.9	95.4
大分県知事	94.0	93.5	82.9	90.3	92.6	59.4	87.0	87.0	85.9
宮崎県知事	98.0	96.5	75.6	86.6	99.0	78.6	97.5	97.5	91.5
鹿児島県知事	99.1	98.7	85.4	90.7	97.8	94.6	99.6	98.7	95.8
沖縄県知事	98.9	99.5	91.6	98.4	96.8	95.6	98.9	98.9	97.4
知事合計	97.0	96.3	87.0	93.0	95.3	83.9	96.4	96.7	93.1
北海道教委	95.8	96.6	95.0	96.6	95.8	76.9	95.8	96.6	93.9
青森県教委	96.9	97.9	70.1	85.6	96.9	81.3	95.9	96.9	90.3
岩手県教委	95.2	96.8	88.9	92.1	96.8	92.9	95.2	96.8	94.4
宮城県教委	88.2	85.3	83.8	85.3	88.2	60.0	91.2	91.2	84.0
秋田県教委	97.1	97.1	70.6	91.2	100.0	100.0	100.0	100.0	94.5
山形県教委	87.6	88.5	66.4	80.5	87.6	78.6	88.5	88.5	83.3
福島県教委	97.1	97.1	89.7	91.2	97.1	100.0	97.1	97.1	95.8
茨城県教委	92.5	90.0	90.0	92.5	92.5	40.0	87.5	90.0	84.3
栃木県教委	98.6	97.2	87.3	98.6	98.6	75.0	98.6	98.6	94.3
群馬県教委	95.7	95.7	82.6	91.3	93.5	66.7	95.7	95.7	89.8
埼玉県教委	98.0	95.9	98.0	95.9	98.0	100.0	98.0	98.0	97.8
千葉県教委	98.7	98.7	90.9	92.2	96.1	91.7	98.7	98.7	95.9
東京都教委	91.4	91.4	91.4	91.0	91.4	75.0	91.0	91.0	89.0
神奈川県教委	94.4	94.4	89.7	92.9	94.4	18.8	95.2	95.2	84.3
新潟県教委	96.2	96.2	84.6	85.9	91.0	55.6	97.4	96.2	87.9
富山県教委	89.1	90.9	81.8	89.1	90.9	66.7	89.1	90.9	86.1
石川県教委	98.5	100.0	83.8	95.6	94.1	91.7	100.0	100.0	95.6
福井県教委	90.2	88.2	84.3	84.3	90.2	33.3	88.2	90.2	80.9
山梨県教委	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	87.5	97.9	97.9	96.8
長野県教委	90.2	90.9	79.5	81.8	86.4	53.5	86.4	86.4	81.8
岐阜県教委	98.7	94.7	92.0	93.3	98.7	88.9	98.7	98.7	95.6
静岡県教委	96.1	96.1	86.5	88.9	94.2	70.6	94.7	94.7	90.3
愛知県教委	100.0	100.0	95.0	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.8
三重県教委	95.8	97.2	79.2	88.9	97.2	44.0	95.8	97.2	86.9
滋賀県教委	90.8	90.8	76.9	80.0	92.3	100.0	90.8	90.8	89.1
京都府教委	91.5	90.4	81.4	85.1	89.4	21.1	91.5	91.5	79.9
大阪府教委	94.1	94.1	88.6	88.6	91.4	42.9	94.1	94.1	86.0
兵庫県教委	96.8	95.5	90.4	92.3	94.2	55.6	95.5	96.2	89.6
奈良県教委	90.0	92.5	75.0	80.0	90.0	66.7	85.0	92.5	84.0
和歌山県教委	59.3	59.3	52.7	52.7	58.2	20.0	59.3	59.3	52.5
鳥取県教委	97.3	97.3	86.5	89.2	97.3	100.0	97.3	97.3	95.0
島根県教委	94.8	96.6	93.1	94.8	96.6	57.1	91.4	89.7	89.4
岡山県教委	90.4	90.4	86.5	86.5	90.4	20.0	90.4	90.4	80.5
広島県教委	74.7	74.7	63.6	65.7	70.7	15.0	74.7	74.7	64.5
山口県教委	88.5	89.7	61.5	75.6	83.3	26.7	87.2	85.9	74.9
徳島県教委	96.3	88.9	81.5	85.2	96.3	100.0	96.3	96.3	92.4
香川県教委	98.3	96.7	85.0	86.7	98.3	100.0	98.3	98.3	95.1
愛媛県教委	93.2	93.2	82.4	86.5	94.6	25.0	94.6	94.6	83.0
高知県教委	95.9	93.2	54.8	93.2	97.3	61.5	63.0	94.5	81.8
福岡県教委	97.2	97.2	96.5	96.5	96.5	100.0	97.2	97.2	97.4
佐賀県教委	100.0	100.0	78.3	84.8	89.1	62.5	93.5	97.8	88.1
長崎県教委	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1	16.7	95.1	95.1	85.3
熊本県教委	98.0	98.0	96.0	96.0	98.0	42.9	98.0	98.0	90.6
大分県教委	100.0	97.6	66.7	73.8	97.6	61.5	100.0	100.0	87.4
宮崎県教委	84.6	89.7	79.5	87.2	87.2	42.9	79.5	79.5	78.6
鹿児島県教委	97.2	97.2	91.5	91.5	94.4	90.9	95.8	94.4	94.1
沖縄県教委	93.0	91.2	73.7	73.7	80.7	54.5	91.2	89.5	81.0
教委合計	93.2	93.0	83.6	87.7	91.9	60.3	92.1	92.9	86.9

資料 68

資料
69

立入検査の実施状況

《全体》

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
国 所 管	43.7	39.0	41.6	96.7
都 道 府 県 所 管	32.7	29.7	31.4	72.9
合 計	35.8	32.2	34.3	79.5

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「19年度」は平成19年度法人数で、「20年度」は平成20年度法人数で、「21年度」は平成21年度法人数で、「19~21年度（3年間に1度以上実施）」は「平成22年度法人数」を用いて割合を計算。

《本省庁所管》

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
内 閣 府	485	188	348	986
警 察 庁	1000	978	978	1000
金 融 庁	26.7	42.2	37.8	100.0
消 費 者 庁	-	-	41.7	-
総 務 省	24.8	39.9	38.0	97.6
法 務 省	48.5	47.7	48.5	100.0
外 務 省	34.0	24.2	37.1	87.6
財 務 省	38.6	31.8	31.8	100.0
文 部 科 学 省	34.7	30.4	31.8	91.9
厚 生 労 働 省	37.9	29.6	33.6	96.4
農 林 水 産 省	62.1	74.1	59.6	100.0
経 済 産 業 省	35.9	32.1	39.6	100.0
国 土 交 通 省	51.4	50.0	51.4	99.8
環 境 省	40.7	32.9	25.6	93.9
防 衛 省	19.0	33.3	47.6	100.0
本 省 庁 合 計	400	375	392	95.8

《国所管》

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
内 閣 府	48.5	18.8	34.8	98.6
警 察 庁	100.0	97.8	97.8	100.0
金 融 庁	27.9	41.0	33.6	100.0
消 費 者 庁	-	-	41.7	-
総 務 省	23.5	40.9	38.0	97.8
法 務 省	48.5	47.7	48.5	100.0
外 務 省	34.0	24.2	37.1	87.6
財 務 省	69.4	47.8	52.9	100.0
文 部 科 学 省	34.7	30.4	31.8	91.9
厚 生 労 働 省	38.2	30.6	33.7	96.9
農 林 水 産 省	62.1	74.1	59.6	100.0
経 済 産 業 省	35.9	32.1	39.6	100.0
国 土 交 通 省	51.5	46.9	53.2	99.7
環 境 省	40.5	32.9	25.9	94.1
防 衛 省	19.0	33.3	47.6	100.0
国 合 計	43.7	39.0	41.6	96.7

(注) 消費者庁は平成21年9月発足のため、21年度以外の実施状況は「-」表章とした。

《地方支分部局所管》

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
金 融 庁 支 部 局	286	40.3	31.2	100.0
総 務 省 支 部 局	19.7	43.9	37.9	98.5
財 務 省 支 部 局	71.4	48.8	54.4	100.0
厚 生 労 働 省 支 部 局	38.9	32.8	33.8	97.7
国 土 交 通 省 支 部 局	51.8	43.6	55.1	99.6
環 境 省 支 部 局	33.3	33.3	33.3	100.0
支 部 局 合 計	54.7	43.5	48.9	99.4

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

(%)

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
北海道知事	41.4	41.1	46.4	98.3
青森県知事	34.7	34.1	38.5	95.1
岩手県知事	38.1	42.3	32.0	92.1
宮城県知事	55.0	58.4	47.7	91.4
秋田県知事	27.1	18.4	56.0	84.5
山形県知事	55.0	23.9	26.9	92.0
福島県知事	25.8	28.9	34.3	60.7
茨城県知事	24.1	30.4	26.6	51.9
栃木県知事	37.1	24.3	29.0	65.9
群馬県知事	93.7	69.5	77.0	99.6
埼玉県知事	35.9	37.7	44.2	94.9
千葉県知事	35.9	23.3	33.2	78.4
東京都知事	15.1	11.2	2.1	26.9
神奈川県知事	35.1	25.7	25.9	70.0
新潟県知事	32.6	42.0	42.3	97.6
富山県知事	22.1	20.9	44.4	74.5
石川県知事	17.1	17.6	27.1	51.4
福井県知事	47.3	30.9	32.3	91.8
山梨県知事	26.4	46.3	33.8	95.6
長野県知事	20.1	26.3	40.1	78.5
岐阜県知事	38.1	35.7	33.5	80.2
静岡県知事	51.1	48.3	52.6	99.7
愛知県知事	41.3	36.4	35.9	97.5
三重県知事	51.3	48.7	57.8	96.5
滋賀県知事	49.8	48.3	49.3	69.8
京都府知事	45.8	23.6	42.1	86.7
大阪府知事	40.2	34.6	35.1	91.5
兵庫県知事	24.1	23.2	23.8	57.4
奈良県知事	15.6	10.0	12.5	25.0
和歌山県知事	33.1	25.7	31.0	69.0
鳥取県知事	10.1	10.1	10.1	22.8
島根県知事	24.4	20.1	29.4	65.0
岡山県知事	28.7	31.6	25.6	74.4
広島県知事	29.2	29.2	24.4	61.3
山口県知事	15.4	2.8	3.8	19.6
徳島県知事	15.2	15.2	19.5	25.0
香川県知事	51.1	36.3	26.9	76.9
愛媛県知事	17.8	21.3	20.7	50.0
高知県知事	12.4	9.4	12.3	23.6
福岡県知事	15.1	9.9	25.5	37.4
佐賀県知事	34.2	53.5	31.6	90.3
長崎県知事	62.0	73.6	68.4	98.8
熊本県知事	58.5	33.5	28.8	98.4
大分県知事	17.5	14.8	14.8	21.3
宮崎県知事	48.7	31.8	34.3	88.6
鹿児島県知事	35.1	35.0	42.0	92.0
沖縄県知事	30.3	21.1	14.7	55.8
知事合計	34.3	30.5	33.0	72.6

所管官庁	立入検査の実施状況			
	19年度	20年度	21年度	19~21年度
北海道教委	30.3	31.1	55.5	96.6
青森県教委	30.5	34.0	30.9	94.8
岩手県教委	33.3	38.1	25.4	88.9
宮城県教委	33.8	38.2	36.8	92.6
秋田県教委	47.1	50.0	26.5	100.0
山形県教委	33.6	30.1	31.9	91.2
福島県教委	1.5	10.3	17.6	26.5
茨城県教委	30.8	40.0	30.0	95.0
栃木県教委	28.6	36.6	45.1	91.5
群馬県教委	25.0	37.8	32.6	91.3
埼玉県教委	34.7	40.8	32.7	95.9
千葉県教委	11.8	2.6	20.8	35.1
東京都教委	23.1	16.0	0.0	37.9
神奈川県教委	30.4	8.8	13.5	52.4
新潟県教委	30.8	35.9	33.3	98.7
富山県教委	23.6	23.6	16.4	56.4
石川県教委	14.7	39.7	41.2	73.5
福井県教委	41.7	34.0	37.3	100.0
山梨県教委	19.6	46.8	38.3	100.0
長野県教委	29.5	34.8	30.3	91.7
岐阜県教委	48.0	26.7	37.3	97.3
静岡県教委	31.4	34.8	19.8	85.0
愛知県教委	34.3	33.3	31.0	98.0
三重県教委	29.2	41.7	33.3	100.0
滋賀県教委	27.7	13.8	15.4	55.4
京都府教委	34.0	23.9	24.5	80.3
大阪府教委	37.8	43.8	22.7	87.6
兵庫県教委	34.0	26.9	20.5	64.1
奈良県教委	27.5	42.5	25.0	95.0
和歌山県教委	25.3	0.0	57.1	74.7
鳥取県教委	32.4	45.9	27.0	97.3
島根県教委	24.1	6.9	48.3	72.4
岡山県教委	15.7	33.3	42.3	84.6
広島県教委	2.0	11.1	9.1	20.2
山口県教委	17.9	6.4	12.8	33.3
徳島県教委	3.7	100.0	0.0	100.0
香川県教委	26.7	18.3	15.0	60.0
愛媛県教委	13.7	16.2	10.8	36.5
高知県教委	45.2	37.0	37.0	100.0
福岡県教委	2.8	15.4	23.8	42.0
佐賀県教委	37.8	26.1	43.5	97.8
長崎県教委	29.3	36.6	31.7	97.6
熊本県教委	32.0	34.0	32.0	96.0
大分県教委	41.5	2.4	35.7	71.4
宮崎県教委	39.5	23.1	15.4	76.9
鹿児島県教委	25.4	26.8	28.2	73.2
沖縄県教委	19.3	0.0	19.3	35.1
教委合計	27.4	26.8	26.2	73.9

資料
70

会計基準の適用状況別法人数

資料
70

【全体】

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
国 所 管	6,100	4,790	856	377	77
都 道 府 県 所 管	16,801	8,856	4,431	2,459	1,055
合 計	22,783	13,555	5,266	2,831	1,131

(注) 共管重複分を除く実数。

【国所管】

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
内 閣 府	69	61	4	4	0
警 察 庁	45	41	2	2	0
金 融 庁	122	114	4	2	2
消 費 者 庁	12	8	2	2	0
総 務 省	274	220	37	12	5
法 務 省	130	88	31	11	0
外 務 省	194	133	32	22	7
財 務 省	695	623	51	18	3
文 部 科 学 省	1,735	1,294	319	88	34
厚 生 労 働 省	956	740	139	62	15
農 林 水 産 省	401	323	53	25	0
経 済 産 業 省	714	596	69	46	3
国 土 交 通 省	1,069	815	139	105	10
環 境 省	85	77	7	1	0
防 衛 省	21	21	0	0	0
国 合 計	6,100	4,790	856	377	77

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

【本省庁所管】

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
内 閣 府	69	61	4	4	0
警 察 庁	45	41	2	2	0
金 融 庁	45	41	2	2	0
消 費 者 庁	12	8	2	2	0
総 務 省	208	178	17	9	4
法 務 省	130	88	31	11	0
外 務 省	194	133	32	22	7
財 務 省	44	39	3	2	0
文 部 科 学 省	1,735	1,294	319	88	34
厚 生 労 働 省	645	502	85	45	13
農 林 水 産 省	401	323	53	25	0
経 済 産 業 省	714	596	69	46	3
国 土 交 通 省	542	469	40	30	3
環 境 省	82	75	7	0	0
防 衛 省	21	21	0	0	0
本 省 庁 合 計	4,482	3,519	635	266	62

(注) 本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

【地方支分部局所管】

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
金 融 庁 支 部 局	77	73	2	0	2
総 務 省 支 部 局	66	42	20	3	1
財 務 省 支 部 局	651	584	48	16	3
厚 生 労 働 省 支 部 局	311	238	54	17	2
国 土 交 通 省 支 部 局	528	347	99	75	7
環 境 省 支 部 局	3	2	0	1	0
支 部 局 合 計	1,626	1,279	221	111	15

(注) 支部局合計は、共管重複分を除く実数。

《都道府県知事・都道府県教育委員会所管》

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
北海道知事	659	331	210	82	36
青森県知事	226	135	38	3	50
岩手県知事	241	138	51	43	9
宮城県知事	243	141	48	44	10
秋田県知事	207	97	55	44	11
山形県知事	201	89	66	25	21
福島県知事	280	149	72	52	7
茨城県知事	293	171	75	39	8
栃木県知事	214	129	51	32	2
群馬県知事	269	154	61	48	6
埼玉県知事	372	236	89	38	9
千葉県知事	361	180	120	53	8
東京都知事	516	326	114	36	40
神奈川県知事	456	238	124	68	26
新潟県知事	331	223	71	29	8
富山県知事	196	106	42	9	39
石川県知事	255	130	75	43	7
福井県知事	220	125	54	31	10
山梨県知事	160	84	37	34	5
長野県知事	289	208	55	19	7
岐阜県知事	263	144	50	54	15
静岡県知事	329	202	81	31	15
愛知県知事	404	245	104	42	13
三重県知事	199	120	39	32	8
滋賀県知事	205	102	66	31	6
京都府知事	309	208	65	24	12
大阪府知事	627	347	131	120	29
兵庫県知事	367	233	76	38	20
奈良県知事	240	99	60	77	4
和歌山県知事	171	66	43	58	4
鳥取県知事	149	93	11	26	19
島根県知事	214	89	77	38	10
岡山県知事	351	182	70	11	88
広島県知事	336	157	89	58	32
山口県知事	286	110	101	70	5
徳島県知事	164	79	49	9	27
香川県知事	182	101	36	30	15
愛媛県知事	174	105	37	28	4
高知県知事	212	93	61	42	16
福岡県知事	444	162	182	79	21
佐賀県知事	155	81	38	18	18
長崎県知事	250	134	66	48	2
熊本県知事	191	107	56	4	24
大分県知事	216	101	40	71	4
宮崎県知事	201	107	40	45	9
鹿児島県知事	226	145	43	33	5
沖縄県知事	190	87	76	26	1
知事合計	13,044	7,089	3,295	1,915	745

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新公益法人 会計基準を 適用	旧公益法人 会計基準を 完全適用	平成20年度 会計基準を適用	その他
北海道教委	119	70	41	8	0
青森県教委	97	48	19	2	28
岩手県教委	63	34	14	15	0
宮城県教委	68	32	15	20	1
秋田県教委	34	15	11	2	6
山形県教委	113	31	37	44	1
福島県教委	68	23	34	9	2
茨城県教委	40	30	5	5	0
栃木県教委	71	38	20	13	0
群馬県教委	46	28	14	3	1
埼玉県教委	49	32	10	7	0
千葉県教委	77	42	24	10	1
東京都教委	256	161	59	25	11
神奈川県教委	126	73	53	0	0
新潟県教委	78	45	20	13	0
富山県教委	55	25	17	10	3
石川県教委	68	31	29	7	1
福井県教委	51	32	12	4	3
山梨県教委	47	28	15	2	2
長野県教委	132	62	36	8	26
岐阜県教委	75	45	23	6	1
静岡県教委	207	75	78	6	48
愛知県教委	100	55	36	9	0
三重県教委	72	39	9	23	1
滋賀県教委	65	33	16	16	0
京都府教委	188	94	59	17	18
大阪府教委	185	82	55	31	17
兵庫県教委	156	77	42	31	6
奈良県教委	40	17	15	3	5
和歌山県教委	91	27	33	27	4
鳥取県教委	37	22	9	6	0
島根県教委	58	22	20	15	1
岡山県教委	52	29	19	1	3
広島県教委	99	34	41	21	3
山口県教委	78	23	35	17	3
徳島県教委	27	15	3	7	2
香川県教委	60	31	14	2	13
愛媛県教委	74	41	19	6	8
高知県教委	73	12	11	27	23
福岡県教委	143	62	30	19	32
佐賀県教委	46	21	6	6	13
長崎県教委	41	24	9	4	4
熊本県教委	50	30	16	3	1
大分県教委	42	17	9	4	12
宮崎県教委	39	14	14	9	2
鹿児島県教委	71	26	35	5	5
沖縄県教委	57	21	17	19	0
教委合計	3,884	1,868	1,158	547	311

資料
71

休眠法人数

《全体》

所管官庁	休眠法人数
国 所 管	14
都道府県所管	125
合 計	139

(注)共管重複分を除く実数。

《国所管》

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
金 融 庁	0
消 費 者 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	7
厚 生 労 働 省	2
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	0
国 土 交 通 省	5
環 境 省	0
防 衛 省	0
国 合 計	14

(注)国合計は、共管重複分を除く実数。

《本省庁所管》

所管官庁	休眠法人数
内 閣 府	0
警 察 庁	0
金 融 庁	0
消 費 者 庁	0
総 務 省	0
法 務 省	0
外 務 省	0
財 務 省	0
文 部 科 学 省	7
厚 生 労 働 省	2
農 林 水 産 省	0
経 済 産 業 省	0
国 土 交 通 省	2
環 境 省	0
防 衛 省	0
本 省 庁 合 計	11

(注)本省庁合計は、共管重複分を除く実数。

《地方支分部局所管》

所管官庁	休眠法人数
金 融 庁 支 部 局	0
総 務 省 支 部 局	0
財 務 省 支 部 局	0
厚 生 労 働 省 支 部 局	0
国 土 交 通 省 支 部 局	3
環 境 省 支 部 局	0
支 部 局 合 計	3

《都道府県知事所管》

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 知 事	5
青 森 県 知 事	0
岩 手 県 知 事	0
宮 城 県 知 事	2
秋 田 県 知 事	1
山 形 県 知 事	1
福 島 県 知 事	3
茨 城 県 知 事	1
栃 木 県 知 事	3
群 馬 県 知 事	2
埼 玉 県 知 事	0
千 葉 県 知 事	3
東 京 都 知 事	4
神 奈 川 県 知 事	1
新 潟 県 知 事	2
富 山 県 知 事	5
石 川 県 知 事	0
福 井 県 知 事	0
山 梨 県 知 事	6
長 野 県 知 事	0
岐 阜 県 知 事	2
静 岡 県 知 事	0
愛 知 県 知 事	0
三 重 県 知 事	0
滋 賀 県 知 事	3
京 都 府 知 事	1
大 阪 府 知 事	3
兵 庫 県 知 事	0
奈 良 県 知 事	1
和 歌 山 県 知 事	1
鳥 取 県 知 事	0
島 根 県 知 事	1
岡 山 県 知 事	2
広 島 県 知 事	11
山 口 県 知 事	0
徳 島 県 知 事	3
香 川 県 知 事	0
愛 媛 県 知 事	0
高 知 県 知 事	4
福 岡 県 知 事	2
佐 賀 県 知 事	0
長 崎 県 知 事	1
熊 本 県 知 事	0
大 分 県 知 事	6
宮 崎 県 知 事	4
鹿 児 島 県 知 事	0
沖 縄 県 知 事	6
知 事 合 計	90

《都道府県教育委員会所管》

所管官庁	休眠法人数
北 海 道 教 委	2
青 森 県 教 委	0
岩 手 県 教 委	1
宮 城 県 教 委	0
秋 田 県 教 委	0
山 形 県 教 委	1
福 島 県 教 委	0
茨 城 県 教 委	0
栃 木 県 教 委	3
群 馬 県 教 委	0
埼 玉 県 教 委	0
千 葉 県 教 委	0
東 京 都 教 委	6
神 奈 川 県 教 委	0
新 潟 県 教 委	0
富 山 県 教 委	2
石 川 県 教 委	0
福 井 県 教 委	1
山 梨 県 教 委	0
長 野 県 教 委	4
岐 阜 県 教 委	5
静 岡 県 教 委	0
愛 知 県 教 委	0
三 重 県 教 委	0
滋 賀 県 教 委	4
京 都 府 教 委	1
大 阪 府 教 委	0
兵 庫 県 教 委	0
奈 良 県 教 委	0
和 歌 山 県 教 委	0
鳥 取 県 教 委	0
島 根 県 教 委	0
岡 山 県 教 委	0
広 島 県 教 委	2
山 口 県 教 委	0
徳 島 県 教 委	0
香 川 県 教 委	0
愛 媛 県 教 委	0
高 知 県 教 委	1
福 岡 県 教 委	0
佐 賀 県 教 委	1
長 崎 県 教 委	0
熊 本 県 教 委	0
大 分 県 教 委	1
宮 崎 県 教 委	0
鹿 児 島 県 教 委	0
沖 縄 県 教 委	0
教 委 合 計	35

資料
72

所管不明法人の処理状況

《中央省庁割振分》

(平成22年12月1日現在)

所管官庁	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの					終了割合	
		割振調整中等	理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他			
内閣府	1						1	1				100.0	
警察庁	-											-	
金融庁	-											-	
消費者庁	-											-	
総務省	5	1		1			4	3		1		80.0	
法務省	6	3			2	1	3	2			1	50.0	
外務省	8						8	8				100.0	
財務省	-											-	
文部科学省	70	8			1	4	3	62	52	2	8	88.6	
厚生労働省	57	3			1	2		54	53		1	94.7	
農林水産省	52							52	46		6	100.0	
経済産業省	65	2				2		63	60	1	1	96.9	
国土交通省	13	1			1			12	12			92.3	
環境省	3							3	3			100.0	
防衛省	-											-	
小計	278	18	0	1	5	9	3	260	238	3	16	3	93.5
(割合)	(100.0)	(6.5)	(0.0)	(0.4)	(1.8)	(3.2)	(1.1)	(93.5)	(85.6)	(1.1)	(5.8)	(1.1)	
(省庁再編前の処理法人数)	211							211	190	11	8	2	
合計	489	18	0	1	5	9	3	471	428	14	24	5	96.3
(割合)	(100.0)	(3.7)	(0.0)	(0.2)	(1.0)	(1.8)	(0.6)	(96.3)	(87.5)	(2.9)	(4.9)	(1.0)	

(注) 1 各府省から提出された資料を総務省が整理したものであり、原則として平成22年12月1日現在の状況。

小計及び合計は共管を除いた実数である。

2 府省別の数値は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、当該時点で処理未了であった法人を新府省別に再割振りを行ったものについて整理したものである。再編前に処理が終了していた211法人については、別途一括して掲載している。

《都道府県知事部局割振分》

(平成22年12月1日現在)

所管官庁名	割振 法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの					終了 割合	
		割振調 整中等	理事確 認中等	設立許 可取消 中等	自主解 散指導 中等	その他	設立許 可取消	自主 解散	存続	その他			
北海道知事	38	1		1			37	27	5	4	1	97.4	
青森県知事	13	1				1	12	8	1	3		92.3	
岩手県知事	10						10	2	5	3		100.0	
宮城県知事	13						13	10	1	2		100.0	
秋田県知事	6						6	4	2			100.0	
山形県知事	14	2			2		12	11	1			85.7	
福島県知事	13						13	11	2			100.0	
茨城県知事	21	5			1	4	16	10	3	3		76.2	
栃木県知事	11	1	1				10	7	2	1		90.9	
群馬県知事	15						15	15				100.0	
埼玉県知事	15						15	13	1	1		100.0	
千葉県知事	32	3			2	1	29	18	6	5		90.6	
東京都知事	95	3	3				92	88	4			96.8	
神奈川県知事	38	2				2	36	31		5		94.7	
新潟県知事	16	1			1		15	11		4		93.8	
富山県知事	11	8		7	1		3		2	1		27.3	
石川県知事	6	1			1		5	1	1	3		83.3	
福井県知事	17	0					17	13	2	2		100.0	
山梨県知事	19	0					19	19				100.0	
長野県知事	19	0					19	15	1	3		100.0	
岐阜県知事	12	4			4		8	4	3	1		66.7	
静岡県知事	14	0					14	8	5	1		100.0	
愛知県知事	19	0					19	14	2	3		100.0	
三重県知事	12	0					12	10	1	1		100.0	
滋賀県知事	8	1		1			7	4	2		1	87.5	
京都府知事	10	2			1	1	8	4	1	3		80.0	
大阪府知事	48	3			1	2	45	36	5	4		93.8	
兵庫県知事	17	0					17	15		1	1	100.0	
奈良県知事	2	0					2	1	1			100.0	
和歌山県知事	11	1			1		10	6	1	3		90.9	
鳥取県知事	11	1		1			10	9		1		90.9	
島根県知事	11	5		1	2	2	6	2	2	2		54.5	
岡山県知事	27	2	1	1			25	20	1	4		92.6	
広島県知事	29	0					29	23	2	4		100.0	
山口県知事	14	0					14	8		6		100.0	
徳島県知事	25	1			1		24	5	14	4	1	96.0	
香川県知事	17	0					17	14		3		100.0	
愛媛県知事	17	0					17	11	2	4		100.0	
高知県知事	28	4		2	1	1	24	15	6	3		85.7	
福岡県知事	57	0					57	50	5	2		100.0	
佐賀県知事	1	0					1	1				100.0	
長崎県知事	9	0					9	5		4		100.0	
熊本県知事	27	1		1			26	18	4	3	1	96.3	
大分県知事	12	0					12	7	1	4		100.0	
宮崎県知事	6	4		4			2			2		33.3	
鹿児島県知事	7	0					7	5		2		100.0	
沖縄県知事	21	5	3		2		16	13	1	2		76.2	
合 計 (割合)	894 (100)	62 (6.9)	0 (0.0)	8 (0.9)	19 (2.1)	21 (2.3)	14 (1.6)	832 (93.1)	622 (69.6)	98 (11.0)	107 (12.0)	5 (0.6)	93.1

《都道府県教育委員会割振分》

(平成22年12月1日現在)

所管官庁名	割振法人数	未処理のもの					処理を終了、又は存続が確定したもの				終了割合		
		割振調整中等	理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他			
北海道教委	7						7	6	1			100.0	
青森県教委	6						6	6				100.0	
岩手県教委	2						2	2				100.0	
宮城県教委	-											-	
秋田県教委	2	1				1	1	1				50.0	
山形県教委	23	7				7	16	13		3		69.6	
福島県教委	2						2	1		1		100.0	
茨城県教委	9						9	7	2			100.0	
栃木県教委	6	3		1	1	1	3	2		1		50.0	
群馬県教委	2						2	2				100.0	
埼玉県教委	4						4	4				100.0	
千葉県教委	3						3	2		1		100.0	
東京都教委	28	10		10			18	15	1	1	1	64.3	
神奈川県教委	23						23	23				100.0	
新潟県教委	20	5		1		1	15	12	2	1		75.0	
富山県教委	7	5		2	1	1	2	1	1			28.6	
石川県教委	5	1				1	4		1	2	1	80.0	
福井県教委	2						2		1	1		100.0	
山梨県教委	8						8	8				100.0	
長野県教委	11	5				5	6	2	2	2		54.5	
岐阜県教委	2	1				1	1	1				50.0	
静岡県教委	151	2				2	149	120	14	15		98.7	
愛知県教委	9	1				1	8	4	4			88.9	
三重県教委	10						10	8		2		100.0	
滋賀県教委	1						1	1				100.0	
京都府教委	9	2				1	7	6		1		77.8	
大阪府教委	16	0					16	9	4	3		100.0	
兵庫県教委	4						4	4				100.0	
奈良県教委	1						1		1			100.0	
和歌山県教委	1						1			1		100.0	
鳥取県教委	6						6	6				100.0	
島根県教委	5	1				1	4	1	2	1		80.0	
岡山県教委	5						5	5				100.0	
広島県教委	16	3			1	2	13	8		5		81.3	
山口県教委	11						11	11				100.0	
徳島県教委	2	1		1			1			1		50.0	
香川県教委	4						4	3	1			100.0	
愛媛県教委	4	3			3		1		1			25.0	
高知県教委	3	2				2	1		1			33.3	
福岡県教委	15						15	12		1	2	100.0	
佐賀県教委	7						7	6		1		100.0	
長崎県教委	3	2				2	1	1				33.3	
熊本県教委	8						8	6	1		1	100.0	
大分県教委	11						11	4	2	5		100.0	
宮崎県教委	1						1			1		100.0	
鹿児島県教委	10	0					10	8		2		100.0	
沖縄県教委	14	2			1	1	12	8	1	3		85.7	
合計 (割合)	499 (100)	57 (11.4)	0 (0.0)	15 (3.0)	7 (1.4)	20 (4.0)	15 (3.0)	442 (88.6)	339 (67.9)	43 (8.6)	55 (11.0)	5 (1.0)	88.6

資料 72